

令和5年度発行版

建設業許可申請等の手引き

建設業者の皆様へ
(前回からの主な改正点について)

1 押印を求める手続きの見直しについて（令和3年1月施行）

- ・ 国において、建設業許可の申請書類で求めている押印を不要とする法令の改正がなされたことから、すべての法定様式（申請・届出）について、押印がなくても受け付けることとなりました。

2 建設業許可基準の見直しの概要について（令和2年10月施行）

① 従来の「経營業務管理責任者」の要件の変更

- ・ 「常勤役員等」のうち一人が（A）か（B）いずれかに該当する者であること
「常勤役員等」及び「補佐者」については、常勤であること
従来の「経營業務管理責任者」を引き続き置く場合は「イ（1）」に該当

（A）規則第7条第1号イ（1）（2）（3）のいずれかに該当すること（様式第7号及び別紙）

- イ（1） 役員等として5年以上の建設業の経營業務を管理した経験を有する者
- イ（2） 権限の委任を受け、準ずる地位として5年以上の建設業の経營業務を管理した経験を有する者
- イ（3） 準ずる地位として、6年以上の建設業の経營業務を補助する業務経験を有する者

（B）規則第7条第1号ロ（1）（2）のいずれかであり、直属の「補佐者」（※）をおくこと（様式第7号の2、第2面、第3面、第4面及び別紙、別紙二）

- ロ（1） 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位（財務管理、労務管理または業務運営の業務を担当する者に限る。）としての経験を有する者
- ロ（2） 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

※補佐者……申請会社において、建設業の財務管理、労務管理、業務運営の業務経験をそれぞれ5年以上有し、常勤役員等を直接補佐する者（同一人でも3名別々でも可）

3 「適切な社会保険に加入していること」の要件化（令和2年10月施行）

① 許可要件

- ・ 令和2年10月1日以降の申請（更新含む）については、適切な社会保険に加入していない場合、許可することができませんのでご注意ください。
※既に有効な許可については、10月1日以降も引き続き有効です。

② 様式第7号の三（「健康保険等の加入状況」）の記載方法変更

- ・ 「健康保険等の加入状況」に応じて、下記の番号を記載してください。

保険の加入状況	番号
適用事業所、適用事業の届出を行っている場合	1
適用が除外される場合	2
一括適用の承認に係る事業所	3
※未加入（従前の記載では「2」）については、社会保険の許可要件化に伴い、該当する番号がなくなりました。	

- ・ 保険の加入状況に変更が生じた場合、2週間以内に変更届の提出が必要です。

③ 保険証写しの提出時の注意事項

- ・ 令和2年10月1日以降に確認書類として、保険証の写しを提出される際には、あらかじめ「被保険者の記号・番号」および「保険者番号」をマスキング（黒塗り）して提出してください。

4 解体工事業の技術者要件に係る経過措置の延長について（令和3年3月施行）

- ・ 平成28年6月1日より、新たに追加されました「解体工事業」につきましては、改正法施工前のとび・土工工事業の技術者に対して、新たに解体工事の技術者資格を取得（技術検定、技術士試験、登録解体工事講習等の受講）するための一定の準備期間として、「令和3年3月31日」までに限り、解体工事の請負（500万円以上）を行うことができることとされておりました。
- ・ しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大による登録解体工事講習の受講機械の減少を受け、「令和3年3月31日」までとなっていた経過措置が「令和3年6月30日」まで延長されることとなっています。
- ・ なお、この経過措置によって許可を取得した場合は、令和3年6月30日までに、解体工事業の許可要件を満たす営業所技術者等が常勤で在籍している必要があります。

令和3年7月1日以降、下記の資格では解体工事業の技術者にはなりません。

技術検定：1級建設機械施工技士、2級建設機械施工技士、2級土木施工管理技士（薬液注入）

技術士試験：農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）、水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）、森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）

技能検定：型枠施工、ウエルポイント施工

民間資格：地すべり防止工事士

目 次

第1	建設業許可のあらまし	1
1	許可の要件	1
2	許可を受けなければならない者	1
3	許可を受ける必要のない者	1
	第1表 軽微な建設工事	1
4	許可を受けていない他業種に属する建設工事を請け負うことができる場合	1
	第2表 建設工事と建設業の種類、その内容と例示	2
5	一般建設業と特定建設業の許可	12
6	大臣許可と知事許可	12
7	許可の基準	13
	第3表 許可の基準	13
	第4表の1 建設業の種類別指定学科	20
	第4表の2 建設業の種類別技術者資格要件	21
	第4表の3 国土交通大臣が認める登録機関技能者講習の種目	36
8	登記されていないことの証明書・身分証明書	37
9	許可を受けるには一許可申請の手続き	37
10	更新時における許可の一本化について	38
11	その他	38
12	許可を受けるための手数料	39
第2	許可申請等に必要な書類とその記載例	40
1	新規許可申請（更新申請）を行う場合	41
2	財務諸表の記載例	88
3	許可事項の変更届出等を行う場合	123
4	決算終了後の届出を行う場合	140
	事業報告書の記載例	143
5	承継等（譲渡・合併・分割・相続）の認可について	152
参考資料		172
ア	福岡県内における書類の提出場所	173
イ	国土交通大臣・都道府県知事コード表	174
ウ	市町村コード表	175
エ	有資格コード一覧	176
オ	営業所技術者等証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表	182
カ	建設業許可申請等の用紙販売所	183
キ	許可申請書・確認資料一覧表〔チェックリスト〕	184
ク	変更届出書及び添付資料一覧表	193
ケ	建設業許可Q&A	195

第1 建設業の許可のあらまし

建設業の許可は、建設業法第3条に基づき土木一式工事、建築一式工事を始め大工工事、左官工事、屋根工事等29種の建設工事の種類（2頁の第2表参照）ごとに行われます。

1. 許可の要件

許可の要件として重要なものとして、以下の5つについて審査を行います。

- ①経営経験 ②技術者の有無 ③誠実性 ④財産的基礎 ⑤欠格要件等に該当しないこと
⑥社会保険への加入（詳細は13～15頁を参照）

2. 許可を受けなければならない者

工事の注文者から工事を請け負う元請工事、その元請業者から工事の一部を下請する下請工事、その下請業者から更に一部を下請するいわゆる孫請工事のいずれかを問わず、建設工事を請け負うことを営業とする者は、許可を受けなければなりません。

なお、許可は業種ごとに必要となります。許可を受けた業種以外の建設工事については、請け負うことはできません。（3の軽微な建設工事、4の附帯工事を除く）

したがって、許可の申請にあたっては2頁の第2表に掲げる29種の工事業のうち、どの業種を選んだらよいかについて十分に注意してください。

また、建設業の許可の有効期間は5年間です。したがって、5年以上継続して建設業を営もうとする者は5年ごとに有効期間満了の日前30日までに更新の許可申請書の提出が必要です。

3. 許可を受ける必要のない者（軽微な建設工事）

下記の軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、許可は不要です。

第1表 軽微な建設工事

建設工事の区分	建設工事の内容（請負額には消費税額を含みます。）
建築一式工事の場合	工事1件の請負額が1,500万円未満の工事、又は延べ面積が150平方メートル未満の木造住宅工事
建築一式工事以外の工事の場合	工事1件の請負額が500万円未満の工事

(1) 工事1件の請負額とは次のものをいいます。

- (イ) 工事の完成を二つ以上の契約に分割して請け負うときは、各契約金額の合計金額（ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。）
(ロ) 注文者が材料を提供する場合は、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約金額に加えた額

(2) 「木造」とは、建築基準法第2条第5項に定める主要構造部が木造であるものをいいます。

(3) 「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の1/2以上を居住の用に供するものをいいます。

4. 許可を受けていない他業種に属する建設工事を請け負うことができる場合（附帯工事）

許可業種以外の建設工事であっても附帯工事としてなら、許可を受けた建設業にかかる建設工事とあわせて請け負うことができます。

附帯工事とは、主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事又は主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事であって、それ自体が独立の使用目的に供されるものではないものをいいます。

第2表 建設工事と建設業の種類、その内容と例示

	建設工事の種類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
		建設業法別表	昭和47年3月8日建設省告示第350号 〔最終改正 平成26年12月25日 国土交通省告示第1128号〕	平成13年4月3日国総建第97号 〔最終改正 令和2年12月25日 国不建第311号〕	平成13年4月3日国総建第97号建設業許可事務ガイドライン (最終改正令和2年12月25日国不建第311号)
1	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		①「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。 ②上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
2	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
3	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
4	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	①防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。 ②ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。 ③『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

	建設工事 の 種 類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
5	とび・土 工・コン クリート 工 事	とび・土工 事業	イ 足場の組立て、機械器 具・建設資材等の重量物 の運搬配置、鉄骨等の組 立て等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び 場所打ちぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、 締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工 作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは 準備的工事	イ とび工事、ひき工事、 足場等仮設工事、重量 物のクレーン等によ る揚重運搬配置工事、 鉄骨組立て工事、コン クリートブロック据 付け工事 ロ くい工事、くい打ち 工事、くい抜き工事、 場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根 切り工事、発破工事、 盛土工事 ニ コンクリート工事、 コンクリート打設工 事、コンクリート圧送 工事、プレストレスト コンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、 地盤改良工事、ボーリ ンググラウト工事、土 留め工事、仮締切り工 事、吹付け工事、法面 保護工事、道路付属物 設置工事、屋外広告物 設置工事、捨石工事、 外構工事、はつり工 事、切断穿孔工事、ア ンカー工事、あと施工 アンカー工事、潜水工 事	①『とび・土工・コンクリート工事』に おける「コンクリートブロック据付け 工事」並びに『石工事』及び『タイル・ れんが・ブロック工事』における「コン クリートブロック積み(張り)工事」間 の区分の考え方は以下のとおりであ る。根固めブロック、消波ブロックの 据付け等土木工事において規模の大 きいコンクリートブロックの据付け を行う工事、プレキャストコンクリ ートの柱、梁等の部材の設置工事等が 『とび・土工・コンクリート工事』に おける「コンクリートブロック据付け 工事」である。建築物の内外装として 擬石等をはり付ける工事や法面処理、 又は擁壁としてコンクリートブロッ クを積み、又ははり付ける工事等が 『石工事』における「コンクリートブ ロック積み(張り)工事」である。コン クリートブロックにより建築物を建 設する工事等が『タイル・れんが・ブ ロック工事』における「コンクリート ブロック積み(張り)工事」であり、エク ステリア工事としてこれを行う場 合を含む。 ②『とび・土工・コンクリート工事』に おける「鉄骨組立工事」と『鋼構造物 工事』における「鉄骨工事」との区分 の考え方は、鉄骨の製作、加工から組 立てまでを一貫して請け負うのが『鋼 構造物工事』における「鉄骨工事」で あり、既に加工された鉄骨を現場で組 立てることのみを請け負うのが『と び・土工・コンクリート工事』におけ る「鉄骨組立工事」である。 ③「プレストレストコンクリート工事」 のうち橋梁等の土木工作物を総合的 に建設するプレストレストコンクリ ート構造物工事は『土木一式工事』に 該当する。 ④「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、 ウエルポイント工事等各種の地盤の 改良を行う工事を総称したものであ る。 ⑤『とび・土工・コンクリート工事』に おける「吹付け工事」とは、「モルタル 吹付け工事」及び「種子吹付け工事」 を総称したものであり、法面処理等 のためにモルタル又は種子を吹付け る工事をいい、建築物に対するモルタル 等の吹付けは『左官工事』における「吹 付け工事」に該当する。

	建設工事 の 種 類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
					⑥「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。 ⑦「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。 ⑧『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。 ⑨トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。
6	石 工 事	石 工 事 業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、 コンクリートブロック 積み（張り）工事	『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。 根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
7	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	①「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。 ②屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。 ③屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる

	建設工事 の 種 類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
8	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	①屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
9	管工事	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事	①「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。 ③『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。 ④建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。

	建設工事 の 種 類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
					⑤上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。 ⑥公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル(張り)工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	①「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。 ②「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据え付け工事」である。建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブ

	建設工事 の 種 類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
					ロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
11	鋼構造物工 事	鋼構造物工 事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	①『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。 ②ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ③『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手がある。
13	舗装工事	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	①舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。
14	しゅんせつ工 事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事	

	建設工事 の 種 類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
15	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、 建築板金工事	①「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。 ②「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含めて「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
16	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、 ガラスフィルム工事	
17	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、 ライニング工事、布張り仕上工事、 鋼構造物塗装工事、路面標示工事	下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
18	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、 モルタル防水工事、シーリング工事、 塗膜防水工事、シート防水工事、 注入防水工事	①『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。 ②防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
19	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、 壁張り工事、内装間仕切り工事、 床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、 家具工事、防音工事	①「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。 ②「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。 ③「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

	建設工事 の 種 類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
20	機械器具 設置工事	機械器具設 置工事業	機械器具の組立て等により 工作物を建設し、又は工作物 に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運 搬機器設置工事、内燃力 発電設備工事、集塵機器 設置工事、給排気機器設 置工事、揚排水機器設置 工事、ダム用仮設備工 事、遊技施設設置工事、 舞台装置設置工事、サイ ロ設備工事、立体駐車設 備工事	①『機械器具設置工事』には広くすべての 機械器具類の設置に関する工事が含ま れるため、機械器具の種類によっては 『電気工事』、『管工事』、『電気通信工 事』、『消防施設工事』等と重複するもの もあるが、これらについては原則として 『電気工事』等それぞれの専門の工事 の方に区分するものとし、これらいずれ にも該当しない機械器具あるいは複合 的な機械器具の設置が『機械器具設置 工事』に該当する。 ②「運搬機器設置工事」には昇降機設置 工事も含まれる。 ③「給排気機器設置工事」とはトンネル、地 下道等の給排気用に設置される機械器 具に関する工事であり、建築物の中に 設置される通常の空調機器の設置工事 は『機械器具設置工事』ではなく『管工 事』に該当する。 ④公害防止施設を単体で設置する工事に ついては、『清掃施設工事』ではなく、そ れぞれの公害防止施設ごとに、例えば 排水処理設備であれば『管工事』、集塵 設備であれば『機械器具設置工事』等 に区分すべきものである。
21	熱 絶 縁 工 事	熱絶縁工事 業	工作物又は工作物の設備 を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵 設備、動力設備又は燃料 工業、化学工業等の設備 の熱絶縁工事、ウレタン 吹付け断熱工事	
22	電気通信 工 事	電気通信工 事業	有線電気通信設備、無線 電気通信設備、放送機械設 備、データ通信設備等の電 気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工 事、無線電気通信設備工 事、データ通信設備工 事、情報処理設備工事、 情報収集設備工事、情報 表示設備工事、放送機械 設備工事、TV電波障害 防除設備工事	①既に設置された電気通信設備の改修、 修繕又は補修は『電気通信工事』に該 当する。なお、保守(電気通信施設の 機能性能及び耐久性の確保を図るた め)に実施する点検、整備及び修理をい う。)に関する役務の提供等の業務は、 『電気通信工事』に該当しない。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての 機械器具類の設置に関する工事が含ま れるため、機械器具の種類によっては 『電気工事』、『管工事』、『電気通信工 事』、『消防施設工事』等と重複するもの もあるが、これらについては原則として 『電気工事』等それぞれの専門の工事 の方に区分するものとし、これらいずれ にも該当しない機械器具あるいは複合 的な機械器具の設置が『機械器具設置 工事』に該当する。

	建設工事 の 種 類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石 すえ付け等により庭園、公園 緑地等の苑地を築造し、道路 建築物の屋上等を緑化し、又 は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、 景石工事、地ごしらえ工 事、公園設備工事、広場 工事、園路工事、水景工 事、屋上等緑化工事、緑 地育成工事	①「植栽工事」には、植生を復元する建設 工事が含まれる。 ②「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、 運動広場その他の広場を築造する工事 であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩 道、緑道等を建設する工事である。 ③「公園設備工事」には、花壇、噴水その 他の修景施設、休憩所その他の休養施 設、遊戯施設、便益施設等の建設工事 が含まれる ④「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋 上、壁面等を緑化する建設工事であ る。 ⑤「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花 等の植物を育成する建設工事であり、 土壌改良や支柱の設置等を伴って行う 工事である。
24	さく井工 事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく 孔、さく井を行う工事又はこれ らの工事に伴う揚水設備設置 等を行う工事	さく井工事、観測井工 事、還元井工事、温泉掘 削工事、井戸築造工事、 さく孔工事、石油掘削工 事、天然ガス掘削工事、 揚水設備工事	
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製 の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工 事、サッシ取付け工事、 金属製カーテンウォール 取付け工事、シャッター 取付け工事、自動ドア 取付け工事、木製建具取 付け工事、ふすま工事	
26	水道施設 工 事	水道施設工 事業	上水道、工業用水道等の ための取水、浄水、配水等の 施設を築造する工事又は公 共下水道若しくは流域下水道 の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施 設工事、配水施設工事、 下水処理設備工事	①上下水道に関する施設の建設工事に おける『土木一式工事』『管工事』及び 『水道施設工事』間の区分の考え方は、 公道下等の下水道の配管工事及び下 水処理場自体の敷地造成工事が『土木 一式工事』であり、家屋その他の施設の 敷地内の配管工事及び上水道等の配 水小管を設置する工事が『管工事』であ り、上水道等の取水、浄水、配水等の施 設及び下水処理場内の処理設備を築 造、設置する工事が『水道施設工事』で ある。 なお、農業用水道、かんがい用配水 施設等の建設工事は『水道施設工事』 ではなく『土木一式工事』に該当する。 ②し尿処理に関する施設の建設工事にお ける『管工事』『水道施設工事』及び 『清掃施設工事』間の区分の考え方は、 規模の大小を問わず浄化槽(合併処理

	建設工事 の 種 類	業 種	建設工事の内容	建設工事の例示	建設工事区分の考え方
					槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
27	消防施設工 事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事	①「金属製避難はしご」とは、火災時等のみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。 ②『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分とするものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
28	清掃施設工 事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	①公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。 ②し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
29	解体工事	解体工事業	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

(注) 建設工事に該当しないもの(例示)

・樹木の剪定、除草 ・測量、設計、地質調査 ・道路維持業務(伐採、草刈、除雪、水路清掃等) ・設備・施設の保守点検のみの業務 ・清掃 ・工事現場の警備・警戒	・自社施工 ・建設資材(生コン、ブロック等)の納入 ・トラッククレーン等の建設機械リース (ただし、オペレータ付きリースは工事に該当する) ・船舶・車両等の修理 等
---	--

5. 一般建設業と特定建設業の許可

(1) 特定建設業の許可

発注者から直接、建設工事を請け負う、いわゆる元請として、一件の建設工事につき、そのすべての下請契約の下請代金の合計金額が5,000万円以上(ただし建築一式工事については8,000万円以上)となる下請契約を締結して施工しようとする者は特定建設業の許可を受けなければなりません。

また、当初の請負契約に係る下請合計金額が、諸事情により契約変更となり5,000万円(建築一式8,000万円)を超えてしまう場合は、契約変更が締結される前に特定建設業の許可が必要になります。

(2) 一般建設業の許可

(1)以外のとき、つまり元請であっても、下請施工を行わず直営で施工する者又は、一件の建設工事につき総額5,000万円未満(建築一式については8,000万円未満)の工事を下請させて施工する者、あるいは下請けとして営業しようとする者は一般建設業の許可を受けなければなりません。

この場合、一建設業者が、ある業種について特定建設業の許可を、他の業種について一般建設業の許可を受けるという事はありませんが、同一業種について、特定と一般の両方の許可を受けるということはありません。

また、建設工事の施工にあたっては、土木一式工事もしくは建築一式工事の構成部分である各専門工事を施工する場合又は、附帯工事を施工する場合において、当該工事に係る技術者(法第7条第2号に該当する者)を置いて自ら施工することができない場合には、当該建設工事に係る許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

6. 大臣許可と知事許可

(1) 福岡県内にのみ営業所を設けて建設業を営もうとする者は、福岡県知事の許可

(2) 他の都道府県にも営業所(業種を異にする建設業の営業であってもこれに入る。)を設けて建設業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

したがって、一建設業者が国土交通大臣許可と知事許可の両方を受けることはありません。

営業所とは

本店、支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいいます。この本支店で締結した契約に基づいた工事は、営業所のない他の都道府県でも行うことができます。また、本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し、請負契約に関する指導監督を行う等、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、営業所に該当します。

また、「常時請負契約を締結する事務所」とは請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約の名義人が当該営業所を代表する者であるか否かは問いません。

なお、営業所は、次の要件を備えていることが必要です。

(イ) 本店(主たる営業所)の場合、経營業務の管理責任者、営業所技術者等が常勤する事務所であること。

(ロ) 本店以外の営業所(従たる営業所)の場合、建設業法施行令第3条に規定する使用人、営業所技術者等が常勤する事務所であること。

(ハ) 使用営業所の権原(自己所有の建物か、賃貸借契約等を結んでいること)を有しており、建設工事の請負契約締結等の業務を行うことができる独立した事務所(他法人、他の個人事業主や個人の生活部分からの独立性が保たれる必要がある)であること。

・賃貸借契約の場合に使用目的が「居住用」となっている場合、営業所としての所有者等の「使用承諾書」があること。※マンション等の区分所有権による場合、個別に営業に係る管理組同意書を求める場合があります。

・独立性が保たれているとは、原則として他者の事務所部分(又は個人の生活部分)を通らずに自者の事務所に

直接入れること。※間取り図、玄関から営業所として使用する部屋への動線がわかる写真の添付を求める場合があります。

一部屋を共同で使用している場合は、自者の様子が他者から見られないように、固定式の間仕切等により仕切ることが必要。

(二) 事務所としての形態(固定電話、机、各種事務台帳等の保管スペース等)があること。

(ホ) 許可を受けた建設業者にあっては、本店、支店の営業所の公衆の見やすい場所に建設業法に基づく標識を掲げていること。単なる事務連絡所、工事現場事務所などは営業所とは認められません。

7. 許可の基準（許可を受けるための要件）

許可を受けるには、次の項目に掲げる要件を満たしている必要があります。

- (1) 経營業務の管理責任者が常勤でいること。
- (2) 営業所技術者等を営業所ごとに常勤で置いていること。
- (3) 請負契約に関して誠実性を有していること。
- (4) 請負契約を履行するに足る財産的基盤又は金銭的信用を有していること。
- (5) 欠格要件等に該当しないこと。
- (6) 暴力団の構成員でないこと。
- (7) 社会保険へ加入すること。

資格要件の概要は次の第3表のとおりです。

第3表 （許可の基準）

許可の区分 項目		一般建設業の許可 (法第7条)	特定建設業の許可(法第15条)	
			指定建設業以外の業種	指定建設業 (土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業)
1 経 営 経 験	経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であること この場合、法人では常勤役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)の一人、個人では本人か支配人がこの要件に該当するものであること	①常勤役員等のうち一人が次のいずれかに該当する者であること (1)建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者 (2)建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けたものに限る。)として経營業務を管理した経験を有する者 (3)建設業に関し6年以上経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験を有する者 ②常勤役員等のうち1人が次のいずれかに該当する者であつて、かつ、財務管理の業務経験	同 左	同 左

		(許可を受けている建設業者にあっては当該建設業者、許可を受けようとする建設業を営む者にあっては当該建設業を営む者における5年以上の建設業の業務経験に限る。以下この口において同じ。)を有する者、労務管理の業務経験を有する者及び業務運営の業務経験を有する者を当該常勤役員等を直接に補佐する者としてそれぞれに置くものであること (1)建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者 (2)5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者 ㊦国土交通大臣が㊦又は㊧に掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの		
2 技 術 者	営業所ごとに右のいずれかの資格を有する技術者で専任のものを置くこと	許可を受けようとする業種について ㊦ 高校(所定学科)卒業後5年 大学(所定学科)卒業3年以上の実務経験を有する者 ㊧ 10年以上の実務経験を有する者 ㊨ 国土交通大臣が㊦㊧と同等以上の知識技能等を有するものと認定した者	㊦ 国家資格を有する者 1級施工管理技士・1級建築士・技術士 ㊧ 左記㊦㊧㊨に該当する者のうち、許可を受けようとする業種について元請で4,500万円以上の建設工事(昭和59年10月1日前の建設工事にあっては1,500万円以上、平成6年12月28日前の建設工事にあっては3,000万円以上のもの)に関し2年以上指導監督的な実務経験を有する者 ㊨ 国土交通大臣が㊦又は㊧に掲げる者と同等以上の能力を有する者と認定した者	㊦ 国家資格を有する者 1級施工管理技士・1級建築士・技術士 ㊧ 国土交通大臣が㊦に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者
3 誠 実 性	請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれがないこと	法人、法人の役員等(取締役のほか顧問、相談役等を含む。以下同じ)、個人事業主、支配人、支店長、営業所所長等が左記に該当すること	同 左	同 左

4 財 産 的 基 礎	請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること	次のいずれかに該当すること ① 自己資本が500万円以上 ② 500万円以上の資金調達能力があること ③ 直前5年間許可を受けて継続営業した実績のあること	次の要件をすべて満たすこと ① 欠損の額が資本金の20%を超えないこと ② 流動比率が75%以上 ③ 資本金が2,000万円以上で自己資本が4,000万円以上	同 左
5 欠 格 要 件	(法第8条) 下記のいずれかに該当するものは、許可を受けられません。 1 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり又は重要な事実の記載が欠けているとき 2 許可を受けようとする者が次に掲げる事項に該当するとき ① 破産者で復権を得ない者 ② 不正な手段により許可を受けたこと又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消され、その処分の日から5年を経過しない者 ③ 許可の取り消し処分を免れるために廃業の届出を行った者で、当該届出の日から5年を経過しない者 ④ 上記③の届出があった場合に、許可の取り消し処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員若しくは建設業法施行令第3条に規定する使用人であった者又は当該個人の建設業法施行令第3条に規定する使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者 ⑤ 営業停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ⑥ 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者 ⑦ 禁固以上の刑(※1)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ※1「禁固以上の刑」で執行猶予期間が経過していない者は本号に該当します。 ⑧ 建設業法、又は一定の法令の規定(※2)に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ※2「一定の法令の規定」とは次に掲げるもの ・ 建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法の規定で政令で定めるもの ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 ・ 刑法第204条、第206条、第208条、第208条ノ2、第222条又は247条 ・ 暴力行為等処罰に関する法律 ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(⑭において「暴力団員等」という) ⑩ 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの ⑪ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が①から⑩まで又は⑫(法人でその役員等のうちに①から④まで又は⑥から⑨までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。)のいずれかに該当する者 ⑫ 法人で、その役員等又は建設業法施行令第3条に規定する使用人のうちに、上記①②③④⑥⑦⑧⑨⑩までのいずれかに該当する者 ⑬ 個人で、建設業法施行令第3条に規定する使用人のうちに、上記①②③④⑥⑦⑧⑨⑩までのいずれかに該当する者 ⑭ 暴力団員等がその事業活動を支配する者			
6 社 会 保 険	(法第7条第1号および施行規則第7条第2号) 許可を受けようとする事業者が、次のいずれにも該当する者であること イ 健康保険法第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則第19条第1項の規定による届書を提出した者であること ロ 厚生年金保険法第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての事業所に関し、厚生年金保険法施行規則第13条第1項の規定による届書を提出した者であること ハ 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則第141条第1項の規定による届書を提出した者であること 【令和2年10月1日の建設業法改正について】 建設業法改正により、社会保険への加入が建設業許可の要件となりました。 適用が除外される場合を除いて、確認資料(192頁)により社会保険の加入が確認できない時は、新規・業種追加・更新申請の許可及び承継等に係る認可ができません。また、既に許可を有している場合は、その取消しの事由となります(令和2年10月1日以降に申請を行う場合)。			

(注意事項)

上記許可の基準に記載された各要件は、客観的に証明されなければなりません。(例えば常勤性については、社会保険加入の有無等で確認します。)

特定建設業の中で、指定建設業である7業種(土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業)については、営業所ごとに専任で置かなければならない技術者は国家資格者等の資格が必要です。

なお、経營業務の管理責任者(常勤役員等)及び常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等は、管理建築士、宅地建物取引主任者等他の法令で専任を要することとされている者と兼務することはできません。ただし、営業体及び勤務場所が同一である場合は、兼務できます。

また、住所が勤務を要する営業所から著しく遠距離で一般常識上通勤不可能な者、他に個人営業を行っている者、他の法人の代表取締役、清算人等、常勤役員等、他の営業等について専任に近い状態であると認められる者、議会の議員とは兼務することはできませんので、注意してください。

経営経験 (法第7条第1号) (第3表中の1)

- (1) 経營業務の管理責任者(常勤役員等)及び常勤役員等を直接に補佐する者は、**常勤**の者でなければなりません。
(「常勤」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その業務に従事していること)
- (2) 経營業務の管理責任者としての経験を有する者とは、営業取引上対外的に責任ある地位にあつて、建設業の経營業務について総合的に管理した経験を5年以上有する者で、具体的には、法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)、個人の事業主又はその支配人(登記)、その他建設業の許可を受けている支店・営業所等の長の地位にあつた者をいいます。(規則⑦(1))

- ・「業務を執行する社員」・・・持分会社の業務を執行する社員
- ・「取締役」・・・株式会社の取締役
- ・「執行役」・・・指名委員会等設置会社の執行役
- ・「これらに準ずる者」・・・法人格のある各種組合等の理事等のほか、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、**建設業**の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等

※建設業に関する事業の一部のみ分掌する事業部門(一部の営業分野のみを分掌する場合や資金・資材調達のみを分掌する場合等)の業務執行に係る権限移譲を受けた執行役員は除きます。

※なお、役員にはこれらに準ずる者を除き、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長や部長・課長等は原則として含まれません。

(これらに準ずる者の確認書類)

- ・執行役員等としての地位が役員に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
組織図、過去の稟議書、その他これに準ずる書類
- ・業務執行を行う事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
業務分掌規程その他これに準ずる書類
- ・取締役会の決議により建設業の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類
定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、
取締役会の議事録その他これに準ずる書類
- ・執行役員としての経験の期間を確認するための書類
取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類

- (3) 経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る)とは、建設業の経營業務の執行に関して、取締役会設置会社において、取締役会の決議により**特定の事業部門**に関して業務

執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に執行役員として専念した経験を5年以上有する者をいいます。(規則④(2))

※経營業務の管理責任者の経験と執行役員等としての経験は通算できます。

※規則④(2)に該当するか否かの判断に当たっては、上記(2)の(これらに準ずる者の確認書類)を参考にする。

- (4) 経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任ある地位に次ぐ職制上の地位にある者)として、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、6年従事した補佐経験をいう。(規則④(3))

※事業主補佐経験は規則④(3)です。

※特定の部門・分野に偏ることなく経營業務全般を補佐した経験になります。

※経營業務の管理責任者の経験と執行役員等の経験は、補佐経験6年に通算することができます。

※規則④(3)に該当するか否かの判断に当たっては、上記(2)の(これらに準ずる者の確認書類)を参考にする。

- (5) 常勤役員等を直接に補佐する者を置くことで適切な経営能力を有する者とする場合(規則⑤)

⑤(1) 建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有し、かつ、5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者

⑤(2) 5年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、2年以上役員等としての経験を有する者

常勤役員等について……

- ・⑤の常勤役員等の経験は申請する会社以外(他社)の経験でも可能です。

規則⑤(1)「建設業に関し2年以上役員等としての経験」…上記(2)(3)と同じ

「役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務・労務・業務)…上記(4)の確認書類に準じて確認します。

※建設業に関する経験が必要です。

規則⑤(2)「5年以上役員等としての経験」…建設業以外でも可で商業登記により確認します。

「建設業に関し2年以上役員等としての経験」…上記(2)(3)と同じ

「財務管理の業務経験」…建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験。

「労務管理の業務経験」…社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険の手続きに関する業務経験。

「業務運営の経験」…会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験。

直接に補佐する者(以下、補佐者という)について……

- ・⑤補佐者の5年経験は、申請する会社での建設業の経験に限られます。(設立後5年未満は対象外)

- ・補佐者の財務・労務・業務に関する業務経験は、同一人物・同一期間でも可能ですが、常勤役員等と兼ねることはできません。

規則⑤「直接に補佐する」とは…組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。

※部長・課長等の役職名や職層は問わない。

(補佐者が申請会社で財務管理・労務管理・業務運営に携わる部署に在籍し、業務経験を積んだことの確認書類)

- ・申請会社が建設業を行ってきたことを確認するための書類

法人税・消費税申告書(5年分で年1件)、契約書等(5年分で年1件)、商業登記

- ・補佐者の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

- ・役員等の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した者であることを確認するための書類

当時の組織図、過去の稟議書(5年分で年1件)、その他これに準ずる書類

- ・財務・労務・業務に関する業務経験の期間を確認するための書類

人事発令書その他これに準ずる書類及び5年の在職確認として社会保険証又は年金記録
・常勤役員等を直接に補佐することが確認できる書類
組織図、事務決裁規定

(6) 国土交通大臣が④又は⑤に掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定したもの。(規則⑤)

以上、「経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するもの」と判断できる十分な客観的書類を確認することとし、例えば規則④(2)(3)及び⑤について、実態がなかったにも関わらず不正に許可を取得することを目的として関係書類を作成したことが認められた等の悪質な申請の場合は、虚偽申請として取扱うことがあり、その場合は法律により処罰されますのでご注意ください。(代理行為を行う行政書士の皆様もご注意ください)

技 術 者 (法第7条第2号、法第15条第2号) (第3表中の2)

技術者は、**専任**の者でなければなりません。

「専任の者」とは、その営業所に**常勤**して専ら職務に従事することを要する者をいい、したがって、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければなりません。

なお、「工事現場に配置される専任の技術者」とは異なりますので注意してください。

(1) 一般建設業の技術者

④ 学校教育法による高校の所定学科(旧実業学校を含む)を卒業後5年以上、大学の所定学科(高等専門学校・旧専門学校を含む)を卒業後3年以上、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関する実務経験を有する者であること。(指定学科については、第4表の1を参照)

⑤ 許可を受けようとする業種について10年以上の実務経験があれば、学歴、資格等は問いません。

「実務経験」とは、許可を受けようとする建設工事に関する技術上の経験をいいます。具体的には、建設工事を指揮、監督した経験及び実際に建設工事の施工に携わった経験をいいます。なお、「実務経験」は請負人の立場における経験のみならず、建設工事の注文者側において設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験も含まれます。ただし、工事現場の単なる雑務や事務の仕事は経験に含まれません。

⑥ ④と⑤と同等以上の知識・技術・技能を有すると認定された者とは

① 指定の学科について旧実業学校検定に合格後5年以上、専門学校卒業程度検定に合格後3年以上実務経験を有する者

② 指定の学科について専修学校の専門課程を卒業後5年以上(専門士、高度専門士は3年以上)実務経験を有する者

③ 第4表の2に掲げる資格及び経験を有する者

④ 登録基幹技能者講習を修了した者(許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものに限る(第4表の3を参照))

⑤ その他国土交通大臣が個別の申請に基づき認めた者です。

(2) 特定建設業の技術者

④ 1級施工管理技士・1級建築士・技術士といった国家資格を有する者は、指定建設業の技術者となる資格を有します。(第4表の2を参照)

⑤ “指導監督的な実務経験”とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任、現場監督等の資格で、工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。ただし、発注者から直接請け負った建設工事に係るもの(元請工事)に限ります。

以上いずれかの基準に合致している者は、同一営業所内では、一人で2以上の業種の技術者を兼任することができます。

なお、経營業務の管理責任者(常勤役員等)及び常勤役員等を直接に補佐する者と技術者との両方の基準に合致している者は、同一営業所内では両者を兼務することができます。

(3) 実務経験要件の緩和

とび・土工、大工、屋根、しゅんせつ、ガラス、防水、内装仕上、熱絶縁、水道施設、解体工事の各工事については、当該業種と指定業種での実務経験が、あわせて12年以上(うち当該業種が8年超)あれば、当該業種の営業所技術者等となることができます。(第4表の2を参照)

誠 実 性 (法第7条第3号、法第15条第1号) (第3表中の3)

- (1) “不正な行為”とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、“不誠実な行為”とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいいます。
- (2) 建築士法、宅地建物取引業法等で不正又は不誠実な行為を行ったことにより免許の取り消し処分を受け、その最終処分の日から5年を経過しない者等は誠実性のないものとして取り扱います。

財産的基礎又は金銭的信用

- (1) ① 「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。
- ② 「500万円以上の資金調達能力があること」とは、取引金融機関の預金残高証明書(500万円以上)、融資証明書(同)等を得られることをいう(複数の預金残高証明書等を合算する場合は、証明基準日が同一のものに限る)。
- (2) ① 「欠損の額」とは、法人にあつては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額をいう。また、個人にあつては、事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。
- ② 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいう。
- ③ 「資本金」とは、法人にあつては株式会社の払込資本金、有限会社の資本総額、合資会社及び合名会社等の出資金額を、個人にあつては期首資本金をいう。

以上、上記(1)(2)の財務諸表上の判断は、原則として既存の事業者にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により行います。ただし、特定建設業許可の申請の場合で、申請日までに増資を行うことで資本金の準備を満たすこととなった場合には、資本金の額に関する基準を満たしているものとして取扱います。

(特定建設業の計算式)

事 項	法 人	個 人
①欠損比率	$\frac{\text{繰越利益剰余金} - (\text{資本剰余金} + \text{利益準備金} + \text{その他利益剰余金(繰越利益剰余金を除く)})}{\text{資 本 金}} \times 100 \leq 20\%$	$\frac{\text{事業主損失} - (\text{事業主借勘定} - \text{事業主貸勘定} + \text{利益保留性の引当金} + \text{準備金})}{\text{期首資本金}} \times 100 \leq 20\%$
②流動比率	$\text{流動資産合計} / \text{流動負債合計} \times 100 \geq 75\%$	$\text{流動資産合計} / \text{流動負債合計} \times 100 \geq 75\%$
③資本金額	資 本 金 $\geq 2,000$ 万円	期 首 資 本 金 $\geq 2,000$ 万円
④自己資本	純 資 産 合 計 $\geq 4,000$ 万円	$(\text{期首資本金} + \text{事業主借勘定} + \text{事業主利益} - \text{事業主貸勘定} + \text{利益保留性の引当金} + \text{準備金}) \geq 4,000 \text{ 万円}$

第4表の1 建設業の種類別指定学科

(規則第1条)

許可を受けようとする建設業の種類	学 科
土木工事業 舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下、この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業 電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学、又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

第4表の2 建設業の種類別技術者資格要件

の欄は指定建設業

(二級の土木施工管理技術検定合格証明書に種別の表示がないものは「土木」に該当)

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件 (規則第7条の3)	特定建設業の資格要件
土 木 工 事 業	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
建 築 工 事 業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者
大 工 工 事 業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士、2級建築士又は木造建築士の免許を受けた者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した後大工工事に関し3年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日時点で職業能力開発促進法又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号)第25条第1項の規定による技能検定(以下「旧技能検定」という。)のうち検定職種を1級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者 5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者であってその後大工工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの 6 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	
左 官 工 事 業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格した者又は検定職種を2級の左官とするものに合格した後左官工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の左官とするものに合格していた者であつてその後左官工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者
とび・土工工事業	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウェルポイント施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとするものに合格した後とび工事に関し3年以上実務の経験を有する者、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後コンクリート工事に関し3年以上実務の経験を有する者若しくは検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格した後土工工事に関し3年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	5 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のとび若しくはとび工とするものに合格していた者であってその後とび工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工するものに合格していた者であってその後コンクリート工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの又は検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であってその後土工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの 6 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録地すべり防止工事試験」という。）に合格した後土工事に関し1年以上実務の経験を有する者 7 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後土工事に関し1年以上実務の経験を有する者 8 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものに合格したもの 9 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 10 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	
石 工 事 業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した後石工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者	法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者であってその後石工事に関し1年以上の実務の経験を有する者 5 平成23年11月2日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者	
屋 根 工 事 業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金若しくはかわらぶきとするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金若しくはかわらぶきとするものに合格した後屋根工事に関し3年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者 5 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工事に関し1年以上の実務の経験を有する者 6 平成21年10月15日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のスレート施工とするものに合格していた者 7 平成21年10月15日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を2級スレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工事に関し3年以上の実務の経験を有する者 8 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者
電 気 工 事 業	1 法による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術管理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の電気工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	3 電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第1種電気工事士免状の交付を受けた者又は第2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上実務の経験を有する者 4 電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に関し5年以上実務の経験を有する者 5 建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者 6 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の19、第7条の20及び第7条の22において準用する第7条の5の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者 7 社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者	
管 工 事 業	1 法による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号。以下「旧技術士法施行規則」という。）による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者 4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の管工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	配管作業」とするものに限る。以下同じ。)とするものに合格した者又は検定職種を２級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し３年以上実務の経験を有する者 ５ 平成16年４月１日時点で旧技能検定のうち検定職種を１級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管(検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者 ６ 平成16年４月１日時点で旧技能検定のうち検定職種を２級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であつてその後配管工事に関し１年以上実務の経験を有するもの ７ 建築士法第20条第４項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後管工事に関し１年以上実務の経験を有する者 ８ 水道法(昭和32年法律第177号)による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し１年以上実務の経験を有する者 ９ 登録計装試験に合格した後管工事に関し１年以上実務の経験を有する者 10 社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの１級の計装士技術審査に合格した後管工事に関し１年以上実務の経験を有する者	
タイル・れんが・ブロック工事業	１ 法による技術検定のうち検定種目を１級の建築施工管理又は２級の建築施工管理(種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 ２ 建築士法による１級建築士又は２級建築士の免許を受けた者 ３ 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を１級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した者又は検定職種を２級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイル・れんが・ブロック工事に関し３年以上実務の経験を有する者 ４ 平成16年４月１日時点で旧技能検定のうち検定職種を１級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築若しくはブロック建築工とするもの又は検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者	１ 法による技術検定のうち検定種目を１級の建築施工管理とするものに合格した者 ２ 建築士法による１級建築士の免許を受けた者

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築又はブロック建築工とするものに合格していた者であってその後タイル・れんが・ブロック工事に關し1年以上実務の経験を有するもの 6 平成24年3月31日時点で職業能力開発促進法による技術検定のうち検定職種をれんが積み又はコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者	
鋼構造物工事業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者 4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の鉄工（選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の鉄工とするものに合格した後鋼構造物工事に關し3年以上実務の経験を有する者 5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の鉄工（検定職種を昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製罐作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）又は製罐とするものに合格していた者 6 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の鉄工又は製罐とするものに合格していた者であってその後鋼構造物工事に關し1年以上実務の経験を有するもの	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者
鉄筋工事業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後鉄筋工事に關し3年以上実務の経験を有する者（検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。）	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理をするものに合格した者

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の鉄筋組立てとするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とし、かつ、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後鉄筋工事に関し1年以上実務の経験を有する者又は検定職種を2級の鉄筋組立てとするものに合格していた者であってその後鉄筋工事に関し1年以上実務の経験を有するもの(検定職種を1級の鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋組立作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。)	
舗装工事業	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者
しゅんせつ工事業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 3 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
板 金 工 事 業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した者又は検定職種を2級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した後板金工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者であってその後板金工事に關し1年以上実務の経験を有するもの	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者
ガ ラ ス 工 事 業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のガラス施工とするものに合格した後ガラス工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のガラス施工とするものに合格していた者であってその後ガラス工事に關し1年以上実務の経験を有するもの 5 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者
塗 装 工 事 業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の塗装とするものに合格した者若しくは検定職種を路面標示施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の塗装とするものに合格した後塗装工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工若しくは噴霧塗装とするもの又は検定職種を路面標示施工とするものに合格していた者	法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、築塗装工、金属塗装、金属塗装工又は噴霧塗装とするものに合格していた者であってその後塗装工事に關し1年以上実務の経験を有するもの	
防 水 工 事 業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の防水施工とするものに合格した後防水工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の防水施工とするものに合格していた者であってその後防水工事に關し1年以上実務の経験を有するもの 5 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者
内装仕上工事業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した者又は検定職種を2級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した後内装仕上工事に關し3年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者 5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者であってその後内装仕上工事に關し1年以上実務の経験を有するもの 6 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に 関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上 工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経 験を有する者	
機 械 器 具 設 置 工 事 業	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部 門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るも のとするものに限る。）とするものに合格した者	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機 械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門 に係るものとするものに限る。）とするものに合格 した者
熱 絶 縁 工 事 業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工 管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とする ものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種 を1級の熱絶縁施工とするものに合格した者又は検 定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格した後 熱絶縁工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職 種を1級の熱絶縁施工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職 種を2級の熱絶縁施工とするものに合格していた者 であってその後熱絶縁工事に関し1年以上実務の経 験を有するもの 5 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に 関し12年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事 業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を 有する者	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築 施工管理とするものに合格した者
電気通信工事業	1 法による技術検定のうち検定種目を電気通信工事 施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気 電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子 部門に係るものとするものに限る。）とするものに合 格した者 3 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気 通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、 その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に 関し5年以上実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の電 気通信工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を 電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を 電気電子部門に係るものとするものに限る。）と するものに合格した者
造 園 工 事 業	1 法による技術検定のうち検定種目を造園施工管理と するものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部 門、森林部門（選択科目を「林業」又は「森林土木」と するものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目 を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とす るものに限る。）とするものに合格した者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職 種を級の造園とするものに合格した者又は検定職種を 2 級の造園とするものに合格した後造園工事に 関し3年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職 種を1級の造園とするものに合格していた者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の造 園施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建 設部門、森林部門（選択科目を「林業」又は「森林 土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部 門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又 は「森林土木」とするものに限る。）とするもの に合格した者

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の造園とするものに合格していた者であってその後造園工事に關し1年以上実務の経験を有するもの	
さく井工事業	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格した者又は検定職種を2級のさく井とするものに合格した後さく井工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のさく井とするものに合格していた者であってその後さく井工事に關し1年以上実務の経験を有するもの 5 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事に關し1年以上実務の経験を有する者 6 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後さく井工事に關し1年以上実務の経験を有する者	技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。）とするものに合格した者
建具工事業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（選択科目を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した後建具工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の木工（選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。以下同じ。）建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の木工、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者であってその後建具工事に關し1年以上実務の経験を有するもの	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
水道施設事業	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を旧技術士法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和57年総理府令第37号。以下「昭和57年改正府令」という。）による改正前の技術士法施行規則（昭和32年総理府令第85号）による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者 4 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者 3 技術士法の規定による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者
消防施設事業	消防法（昭和23年法律第186号）による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者	
清掃施設工事業	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者
解体工事業	1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者	1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	2 平成 27 年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理若しくは 2 級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は 1 級の建築施工管理若しくは 2 級の建築施工管理（種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後解体工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該第二次試験に合格した後解体工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者 4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1 級のとびとするものに合格した者又は検定職種を 2 級のとびとするものに合格した後解体工事に関し 3 年以上の実務経験を有する者 5 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 1 級のとび・とび工とするものに合格していた者 6 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級のとび又はとび工とするものに合格していた者であってその後解体工事に関し 1 年以上実務の経験を有するもの 7 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第 7 条の 4 から第 7 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者 8 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者 9 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8 年を超える実務の経験を有する者	2 平成 27 年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を 1 級の土木施工管理又は 1 級の建築施工管理とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後解体工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものに限る。）とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該第二次試験に合格した後解体工事に関し 1 年以上実務の経験を有する者 4 建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の際現にとび・土工・コンクリート工事に関し第 2 の 1 から 7 まで及び 9 のいずれかに該当している者のうち、とび・土工・コンクリート工事に関し、2 年以上一定の指導監督的な実務の経験を有する者 5 平成 27 年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を 1 級の建設機械施工とするものに合格した者 6 平成 27 年度までに実施された技術士法による第二次試験のうち技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者。

許可を受けようとする建設業	一般建設業の資格要件	特定建設業の資格要件
	10 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 11 建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号。以下「平成27年改正省令」という。）の施行の際現にとび・土工・コンクリート工事に関し法第7条第2号イ又はロに該当している者 12 平成27年改正省令の施行の際現にとび・土工・コンクリート工事に関し第2の2又は3に該当している者 13 平成27年改正省令の施行の際現にとび・土工工事業に関し建設業法施行規則第7条の3第1号及び第2号に掲げる者 14 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者 15 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を二級のとび又はとび工とするものに合格していた者であって、かつ、その後平成27年改正省令の施行の前にとび工事に関し1年以上実務の経験を有するに至った者 16 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の型枠施工又はコンクリート圧送施工とするものに合格していた者であって、かつ、その後平成27年改正省令の施行の前にコンクリート工事に関し1年以上実務の経験を有するに至った者 17 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であって、かつ、その後平成27年改正省令の施行の前に土工工事に関し1年以上実務の経験を有するに至った者 18 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後平成27年改正省令の施行の前に土工工事に関し1年以上実務の経験を有するに至った者	

(注1) 解体工事業の項第2欄及び第3欄の登録については、平成27年改正省令附則第2条第2項の表の規定により読み替えられた建設業法施行規則第18条の3の2から第18条の3の16まで（第18条の3の6第10項を除く。）の規定を準用する。

(注2) 解体工事業の項第2欄第11号から第18号まで並びに同項第3欄第4号から第6号は、平成33年3月31日までの間に限り有効とする。

第4表の3 国土交通大臣が認める登録機関技能者講習の種目

※左欄の建設業に係る建設工事に関して10年以上の実務経験を有する者に限る

建設業の種類	登録基幹技能者講習の種目
大工工事業	登録型枠基幹技能者、登録建築大工基幹技能者
左官工事業	登録左官基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者
とび・土工工事業	登録橋梁基幹技能者、登録コンクリート圧送基幹技能者、登録トンネル基幹技能者、登録機械土工基幹技能者、登録PC基幹技能者、登録とび・土工基幹技能者、登録切断穿孔基幹技能者、登録エクステリア基幹技能者、登録グラウト基幹技能者、登録運動施設基幹技能者、登録基礎工基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者、登録土工基幹技能者、登録圧入工基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者、登録土質改良基幹技能者、登録都市トンネル基幹技能者、登録潜函基幹技能者
石工事業	登録エクステリア基幹技能者
屋根工事業	登録建築板金基幹技能者
電気工事業	登録電気工事基幹技能者、登録送電線工事基幹技能者
管工事業	登録配管基幹技能者、登録ダクト基幹技能者、登録冷凍空調基幹技能者
タイル・れんが・ブロック工事業	登録エクステリア基幹技能者、登録タイル張り基幹技能者、登録ALC基幹技能者
鋼構造物工事業	登録橋梁基幹技能者
鉄筋工事業	登録PC基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者、登録圧接基幹技能者
舗装工事業	登録運動施設基幹技能者
しゅんせつ工事業	登録海上起重基幹技能者
板金工事業	登録建築板金基幹技能者
ガラス工事業	登録硝子工事基幹技能者
塗装工事業	登録建設塗装基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者
防水工事業	登録防水基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者
内装仕上工事業	登録内装仕上工事基幹技能者
熱絶縁工事業	登録保温保冷基幹技能者
電気通信工事業	登録電気工事基幹技能者
造園工事業	登録造園基幹技能者、登録運動施設基幹技能者
さく井工事業	登録さく井基幹技能者
建具工事業	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者
消防施設工事業	登録消火設備基幹技能者
解体工事業	登録解体基幹技能者

8. 登記されていないことの証明書・身分証明書

申請者等(様式十二号及び様式十三号の略歴書に記載した法人の役員、本人、建設業法施行令第3条に規定する使用人)が欠格要件に該当しない旨を証明する以下の書類が必要です。

提出する書類

次の①、②または③、④の書類の両方を、別添で提出してください。(どちらも発行後3ヶ月以内のもの)

① 登記されていないことの証明書

許可申請者等が、成年被後見人若しくは被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

- ・氏名・生年月日・住所が記載されているもの。
- ・外国人の場合は、氏名欄に本名(本国名)と通称名を()書きで、住所欄に「住民票」の現住所を、また、国籍欄に国籍を記入してください。

「登記されていないことの証明書」申請・交付の手続については、下記にお問い合わせください。

【郵送申請】東京法務局へ申請(他の法務局・地方法務局は郵送できません)

送 付 先	電話番号
〒102-8226 東京都千代田区九段南Ⅰ-1-15 九段第2合同庁舎 東京法務局民事行政部後見登録課	03-5213-1234(代表) 03-5213-1360(ダイヤルイン)

【窓口申請】全国の法務局・地方法務局(戸籍課等)に申請

福岡法務局への問い合わせは下記のとおりです。

局 名	所 在 地	電話番号
福 岡 法 務 局	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3-9-15	092-721-4570(代表) 092-721-9334(戸籍課直通)

※住所・本籍地の都道府県以外の法務局・地方法務局でも窓口交付できます。

※支局・出張所では窓口交付できません。

② 市町村の長の証明書(「身分証明書(通称)」)

許可申請者等が、成年被後見人若しくは被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

許可申請者等の本籍を所管する各市町村の戸籍事務担当課が発行します。申請・交付の手続きについては、許可申請者等の本籍地の市町村にお問い合わせください。

外国人の方はこの証明書に代えて「国籍が記載された住民票」を提出してください。

③ 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書

④ 市町村の長の証明書(「身分証明書(通称)」)

破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

9. 許可を受けるには (許可申請の手続き)

建設業の許可を受けようとするときは、第2表に掲げる 29 の業種ごとに、それぞれ一般建設業あるいは特定建設業のいずれかの許可を受けることになります。

福岡県知事の許可を受けようとするときは、許可申請書を所轄県土整備事務所建築指導課へ提出してください。

福岡県知事許可の申請書提出部数(許可後の変更届等も同様の取扱いです)

所管県土整備事務所	提出部数	※法定様式の押印は廃止されました		
		正本	副本1	副本2
福岡、久留米 北九州、飯塚 (以上、主要4県土)	2	○	○(コピーでも可)	—
上記以外 (一般県土)	3	○	○(コピーでも可)	○(コピーでも可)

なお、所轄県土整備事務所は、参考資料ア「福岡県内における書類の提出場所」(173,174 頁)を参照してください。
(押印について)

令和2年7月より国で進められておりました「押印を求める行政手続の見直し方針」に基づき、建設業許可等においても押印を求める手続の見直し等が行われ、建設業法施行規則の一部が改正されました(令和2年 12 月 23 日公布、令和3年1月1日施行)。

これを受け、本県における建設業許可等に関する取扱いを下記のとおり定めました。

- (1) 建設業法施行規則における法定様式の押印はすべて不要となります。
- (2) 押印廃止に伴い、申請書類に訂正があった場合は、原則として書類は差し替えとなります。
- (3) 法定様式に押印があるものは従来通り申請可能とし、訂正印による対応も行います。
- (4) 1件の申請書等の法定様式において「押印有り」と「押印無し」の書類の混在は原則として不可とします。ただし、法定様式以外の県知事宛ての申立書や任意様式の証明書等については、押印または代表者の署名が必須となります。
- (5) 廃業届(規則別記様式22号の4)については、本県が受理した場合は業種の一部又は全部の取消処分となり当該建設業者への影響が大きいことから、届出者の意思による提出であることを確実に確認するため、実際に窓口で提出される方の運転免許証等による本人確認を徹底させていただきます。また、代理による申請の場合は、必ず委任者の押印のある委任状を提出してください。

10. 更新時における許可の一本化について

例えば、一の業者がすでに許可を受けたあと、さらに別(業種の追加)の許可を受けている場合、その最初の許可の更新を申請する際に有効期間の残っている別(業種の追加)の許可についても「建設業許可申請書」(42頁)の許可の有効期間の調整欄に1を記入することにより、一本化の申請ができます。(更新と同じ手数料が必要)

11. その他

- (1) 同一業者が特定建設業と一般建設業の許可の申請をする場合には、工事経歴書(様式第2号)、直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)、使用人数(様式第4号)及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)並びに財務諸表については、許可の区分にかかわらず当該業者に係る全てのものを記載します。
- (2) 特定と一般の両方の許可を受けている業者の変更届で商号、所在地、資本金、役員、決算報告に伴う工事経歴、施工金額、財務諸表等共通する事項に関する変更届は、特定、一般の区分にかかわらず、その一通にまとめて記載します。
- (3) 知事から大臣へ、大臣から知事へ、A県からB県へ許可換えの申請をする場合には、当該申請書の正本に、申請時において、すでに受けている建設業許可の通知書の写しを添付してください。
- (4) 営業所の営業所技術者等に係る基準を満たさなくなったことにより、特定建設業の許可を受けた業種について一般建設業の許可に換える場合は、特定建設業許可に係る廃業届(様式第22号の4)を提出後に一般建設業許可の申請を行ってください。

一方、営業所の営業所技術者等に係る基準は満たしているが、更新時の直前の決算において財産的基礎を満たさなくなったため、特定建設業の許可を受けた業種について一般建設業許可に換える場合は、特定建設業許可に係る廃業届を提出することなく、一般建設業許可を申請することとなります。

12. **許可を受けるための手数料**

許可を受けようとするときは、次により許可手数料を納めなければなりません。

福岡県知事の許可を新規に申請するときは、許可手数料9万円、福岡県知事の許可を受けている者が、許可の更新又は許可業種の追加を申請するときは5万円を福岡県領収証紙によって納付してください。

29の業種については、同時に申請があれば1件の許可として取扱われますが、一般建設業と特定建設業とは同時に申請があっても、別個の許可として扱います。

なお、許可手数料は、申請に対する審査の手数料となりますので、許可を受けられなかった場合でも還付できませんのでご了承ください。

第2 許可申請等に必要な書類とその記載例

ア 建設業許可申請で用紙の定められた枠内に黒のボールペン、ゴム印等を使用し楷書で丁寧に記入してください。(電子データによる作成可)

イ 申請書等は様式第1号から順番に並べてください。(ホッチキス等で綴じこまないこと)

ウ 提出部数は次のとおりです。

知事許可 正本1通、副本1通（主要県土整備事務所提出分）

正本1通、副本2通（一般県土整備事務所提出分）

エ 知事許可の更新申請の受付は、許可期間満了の3ヶ月前から行われますが、遅くとも1ヶ月前には申請を行うようにしてください。なお、業種追加と同時に許可更新を申請する場合は、審査期間が一定期間必要ですので、更新日の2ヶ月前までに申請を行うようにしてください。

オ 提出先は申請者の所在地を所轄する県土整備事務所の建築指導課です。

所轄県土整備事務所は参考資料アの「福岡県内における書類の提出場所」(173、174頁)を参照してください。

1 新規許可申請（更新申請）を行う場合

建設工事の完成を請け負うことを営業とするには、建設業法第3条にもとづき、許可を受けなければなりません。

なお、軽微な建設工事のみ請け負って営業する場合は、必ずしも許可を受ける必要はありません。（第1表 軽微な建設工事（1頁））

この許可の有効期間は5年間です。したがって、継続して建設業を営もうとする場合、更新の許可を受ける必要があります。

〈記載例〉

建設業許可申請書（様式第1号）	42
役員等の一覧表（別紙一）	44
営業所一覧表（新規許可等）（別紙二(1)）	45
営業所一覧表（更新）（別紙二(2)）	48
営業所の写真提出用台紙	50
営業所技術者等一覧表（別紙四）	52
経営事項審査を受ける場合の工事経歴書の記載フロー	54
工事経歴書（様式第2号）	55
直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）	59
使用人数（様式第4号）	61
誓約書（様式第6号）	62
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）	64
常勤役員の略歴書（別紙）	67
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	68
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	73
健康保険等の加入状況（様式第7号の3）	74
営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第8号）	76
実務経験証明書（様式第9号）	79
指導監督的実務経験証明書（様式第10号）	80
建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第11号）	81
許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号）	82
建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号）	83
株主（出資者）調書（様式第14号）	84
営業の沿革（様式第20号）	85
所属建設業者団体（様式第20号の2）	86
主要取引金融機関名（様式第20号の3）	87

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 3 年 7 月 1 日

所在地が登記上と事実上とで異なる場合は、次のように二段書きする。

(例) (登記上) ○○市○○一丁目○番○号
(事実上) ××市××字××1番地1

枠の中は記入しないこと。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
福岡県知事 殿

福岡市博多区東公園7番7号

申請者 代表取締役 組福岡 太郎

許可換えの区分 [] [1] [5] 3 (1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可)

大臣知事コード

許可換えの申請の場合のみ記載する。

旧許可番号 [] [1] [6] 3 国土交通大臣知事許可(一般鉄—)第 [] [5] [] [10] 号 旧許可年月日 平成 [] [11] 年 [] [13] 月 [] [18] 日

役員等、営業所及び営業所技術者等（建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び同法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう。以下同じ。）については別紙による。

連絡先

所屬等

氏名 福 岡 次 郎

電話番号 092-651-1111

ファックス番号 092-651-2222

コラム欄に記載する表記について
法人の場合：商号、代表者名は商業登記全部事項証明書等による
個人の場合：市町村の長の証明書による

記載要領

- 1 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、 「国土交通大臣 知事」 及び 「般 特」 ついては、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設□業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。
- なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 8 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 9 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 □(株) A建設
B建設(有) □)

種 類	略 号
株 式 会 社	(株)
特例有限会社	(有)
合 名 会 社	(名)
合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)
協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)
企 業 組 合	(企)

福岡県内は本手引きの175頁市町村コード表を参照してください。

本手引きの174頁国土交通大臣・都道府県知事コード表を参照してください。

- 10 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はッのように1文字として扱うこと。
- 11 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 10「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 13 11「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-13のように記入すること。
- 14 12のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば03-55-05253-8111のように左詰めで記入すること。
- 15 13「資本金額又は出資額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
- 「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 16 15「許可換えの区分」の欄並びに16「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

個人事業主は省略可

役員等の一覧表

令和3年7月1日

役員等の氏名及び役名等			
氏 名		役 名 等	常勤・非常勤の別
フク	オカ	タ	ロウ
福	岡	太	郎
		代表取締役	常 勤
フク	オカ	イチ	ロウ
福	岡	一	郎
		専務取締役	〃
イ	ヅカ	ハチ	ロウ
飯	塚	八	郎
		取 締 役	〃
フク	オカ	ハナ	コ
福	岡	花	子
		取 締 役	非常勤
フク	オカ	ジ	
福	岡	次	郎
		株 主 等	
</			

1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資している者（個人である者に限り。以下、「株主等」という。）について記載すること。

2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

営業所一覧表（新規許可等）

行政序側記入欄

区 分 項番 ³
 8 1 1

大臣知事コード

許可番号 項番 ³
 8 2

国土交通大臣知事許可（般特 ）第 ⁵ ¹⁰ 号

許可年月日
 令和 ¹¹ 年 ¹³ 月 ¹⁵ 日

建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する営業所。
名目上の本社、本店であってもその実態を有しないものは該当しない。
※用紙が2枚以上にわたる場合、主たる営業所の情報は1枚目のみに
記載し、2枚目以降には記載不要。

主たる営業所の 名 称	フリガナ ホン テン	本 店	※用紙が2枚以上にわたる場合、主たる営業所の情報は1枚目のみに記載し、2枚目以降には記載不要。																																																																																																																																											
営 業 し よ う と する 建 設 業	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 5%;">土</td><td>建</td><td>大</td><td>左</td><td>と</td><td>石</td><td>屋</td><td>電</td><td>管</td><td>タ</td><td>鋼</td><td>筋</td><td>舗</td><td>し</td><td>ゆ</td><td>板</td><td>ガ</td><td>塗</td><td>防</td><td>内</td><td>機</td><td>絶</td><td>通</td><td>園</td><td>井</td><td>具</td><td>水</td><td>消</td><td>清</td><td>解</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px dashed black;"> </td><td>8</td><td>3</td><td>2</td><td>2</td><td> </td><td>2</td><td> </td><td> </td><td> </td><td>1</td><td> </td><td> </td><td>2</td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td>1</td><td> </td><td>2</td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td></td><td>3</td><td>6</td><td>9</td><td>10</td><td>15</td><td>18</td><td>20</td><td>25</td><td>30</td><td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">変更前</td> <td colspan="28"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table>			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		8	3	2	2		2				1			2							1		2									3	6	9	10	15	18	20	25	30											変更前	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>																																																									
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解																																																																																																																	
	8	3	2	2		2				1			2							1		2																																																																																																																								
	3	6	9	10	15	18	20	25	30																																																																																																																																					
変更前	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>																																																																																																																																													

従たる営業所の
 名 称 8

主たる営業所以外で建設業を
 営む営業所をすべて記載する。

[illegible]

フリガナ																														
従たる営業所の 名称	8	4	3	5							10						15					20								
			23	25							30						35						40							
従たる営業所の 所在地市区町村 コード	8	5	3	5					都道府県名										市区町村名											
従たる営業所の 所在地	8	6	3	5								10						15					20							
			23	25							30						35						40							
内 容	郵便番号	8	7	3	5	6							電話番号																	
				10										15					20											
営業しよう とする建設業	8	8	土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解																											
			3	5							10						15					20					25			
変更前																														

枠の中は記載しないこと。

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄	
区 分	項番 3 8 1 1
大臣 知事	コード
許可番号	項番 3 8 2 0 0
国土交通大臣 知事	許可（一般— 0 0）第 5 0 0 0 0 10 号
許可年月日	令和 11 年 13 月 15 日

（主たる営業所）

従たる営業所がない場合も提出する。
その際は、余白に「該当なし」と記載し、主たる営業所に係る情報については記載不要。

主たる営業所の 名 称	フリガナ
営業しよう とする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
変更前	3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般 2. 特定)

（従たる営業所） 該当なし

従たる営業所の 名 称	フリガナ
従たる営業所の 所在地	都道府県名 市区町村名
郵便番号	電話番号
営業しよう とする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
変更前	3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般 2. 特定)

（従たる営業所）

従たる営業所の 名 称	フリガナ
従たる営業所の 所在地	都道府県名 市区町村名
郵便番号	電話番号
営業しよう とする建設業	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
変更前	3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般 2. 特定)

記載要領

- 1 太枠の枠内には記入しないこと。
- 2 ☐☐☐☐で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 3 ☐8☐3及び☐8☐8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。
- 4 ☐8☐5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 5 ☐8☐6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については－（ハイフン）を用いて、例えば^〇☐2☐1☐1☐3☐のように記入すること。
- 6 ☐8☐7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ－（ハイフン）で区切り、例えば^〇☐3☐5☐2☐5☐3☐8☐1☐1☐1☐のように左詰めで記入すること。

営 業 所 一 覧 表 （ 更 新 ）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営主 業た る所	本 店	〒812-1111 福岡市博多区東公園 7 番 7 号 TEL 092-651-1111	土・建・と・ 舗・園	管・機
	北九州支店	〒803-0812 北九州市小倉北区室町 1 丁目 1 - 1 TEL 093-561-4131	建	管
従 た る 営 業 所				

主たる営業所以外で建設業を営む
営業所をすべて記載する。

従たる営業所がない場合は「該当
なし」と記載する。

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領 6 の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄

「別紙二（１）」と「別紙二（２）」
両方を使用する。

区 分

項 番 3
8 1 1

大臣コード
知事

許可年月日

項 番 3
8 2

国土交通大臣
知事 許可（般 特）第

5 10

号

令和

11 13 15

年 月 日

（主たる営業所）

※用紙が2枚以上にわたる場合、主たる営業所の情報は1枚目のみに記載し、2枚目以降には記載不要。

建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する営業所。
名目上の本社、本店であってもその実態を有しないものは該当しない。

主たる営業所の名称

フリガナ ホンテン
本店

営業しようとする建設業

8 3

2

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

3 5 10 15 20 25 30

（ 1. 一般
2. 特定 ）

変更前

1

（従たる営業所）

従たる営業所がない場合は、余白に「該当なし」と記載し、主たる営業所に係る情報については記載不要。

主たる営業所以外で建設業を営む営業所をすべて記載する。

従たる営業所の名称

フリガナ キタキュウシュウシテン

8 4

北 九 州 支 店

3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

都道府県名

市区町村名

従たる営業所の所在地

8 6

3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

郵便番号

8 7

3 5 6 10 15 20

電話番号

8 8

2

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

3 5 10 15 20 25 30

（ 1. 一般
2. 特定 ）

変更前

1

営業所一覧表（更新）

更新する内容のみを記載する。

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営主たる所	本店	〒812-8577 福岡市博多区東公園○番○号 TEL 092-651-○○○○		水
従たる営業所	北九州支店	〒803-1111 北九州市小倉北区○○1-1-1 TEL 093-561-○○○○		水

営業所の名称：

所有区分の別：自己所有・賃貸借

新規申請、業種追加の申請、更新申請、承継等の認可申請、営業所の所在地変更の届出時に必要
建設業許可を有する営業所について必要(支店含む)

外観全景	令和 年 月 日 撮影
建物の全景を撮影してください。 その際、看板等を確認できるようにして下さい。 (看板等が入らない、小さくなるような場合には 看板等を別に撮影してください)	

入口付近	令和 年 月 日 撮影
表札等(営業所名等)を確認できるように撮影して下さい。	

営業所の名称及び撮影年月日を記入してください。

この用紙以外に写真を貼付する場合等(デジタルカメラで撮影したものを印刷した場合は、用紙(A4)に、営業所名、撮影場所、撮影日等を明記して下さい。

営業所の名称：

所有区分の別：自己所有・賃貸借

内部全景	令和 年 月 日 撮影
電話、机等什器備品を確認できるように撮影して下さい。	

建設業の許可票	令和 年 月 日 撮影																																
建設業法第40条に規定する標識を 記載内容が判読できるように撮影してください。 (新規許可申請の場合には必要ありませんが、 <u>営業所の新設の場合には必要です</u>) <参考> 建設業法第40条の規定により店舗に掲げる標識 (建設業法施行規則 様式第28号) 35cm以上 <table border="1"><thead><tr><th colspan="4">建設業の許可票</th></tr><tr><td>商号又は名称</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>代表者の氏名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>一般建設業又は 特定建設業の別</td><td>許可を受けた 建設業</td><td>許可番号</td><td>許可年月日</td></tr><tr><td></td><td></td><td>国土交通大臣 知事 許可()第 号</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>国土交通大臣 知事 許可()第 号</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>国土交通大臣 知事 許可()第 号</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">この店舗で営業 している建設業</td></tr></thead></table> 40cm以上 記載要領 「国土交通大臣 知事」 については、不要のものを消すこと。		建設業の許可票				商号又は名称				代表者の氏名				一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日			国土交通大臣 知事 許可()第 号				国土交通大臣 知事 許可()第 号				国土交通大臣 知事 許可()第 号		この店舗で営業 している建設業			
建設業の許可票																																	
商号又は名称																																	
代表者の氏名																																	
一般建設業又は 特定建設業の別	許可を受けた 建設業	許可番号	許可年月日																														
		国土交通大臣 知事 許可()第 号																															
		国土交通大臣 知事 許可()第 号																															
		国土交通大臣 知事 許可()第 号																															
この店舗で営業 している建設業																																	

営業所の名称及び撮影年月日を記入してください。

この用紙以外に写真を貼付する場合等(デジタルカメラで撮影したものを印刷した場合)は、
用紙(A4)に、営業所名、撮影場所、撮影日等を明記して下さい。

営 業 所 技 術 者 等 一 覧 表

令和 3 年 7 月 1 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本 店	フク 岡 太 郎	土-7	1 1
〃	フク 岡 イチ 郎	建-7	2 0
北九州支店	イイ 飯 ツカ 塚 ハ 郎	電-1	0 1
〃	フク 岡 ヘナ 花 ユ 子	管-4	0 2
業種追加の場合は 該当する技術者以 外は記載不要			

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」又は別紙二(2)「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土－9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを－（ハイフン）で結んで記載すること。

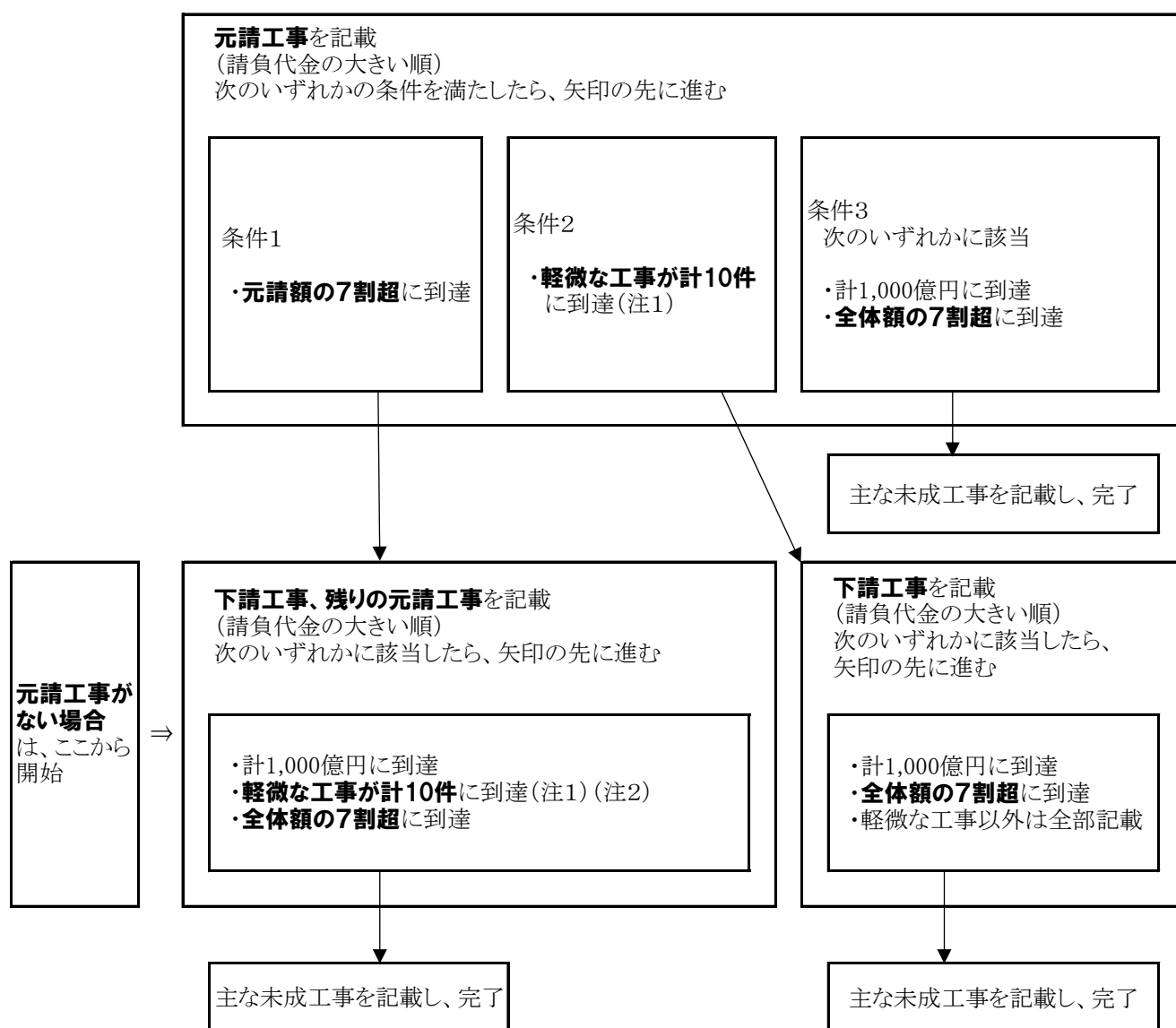
- ・一般建設業の場合
 - 「1」・・・・・・・・法第7条第2号イ該当
 - 「4」・・・・・・・・法第7条第2号ロ該当
 - 「7」・・・・・・・・法第7条第2号ハ該当
- ・特定建設業の場合
 - 「2」・・・・・・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「3」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）
 - 「5」・・・・・・・・法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「6」・・・・・・・・法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）
 - 「8」・・・・・・・・法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 - 「9」・・・・・・・・法第15条第2号イ該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が営業所技術者等として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表(二)の分類に従い、該当するコードを記載すること。

本手引きの176頁有資格コード一覧表を参照してください。

経営事項審査を受ける場合の工事経歴書の記載フロー 【税抜額で記載】



(注1) 500万円未満の工事(建築一式は1500万円未満)
(注2) 元請の軽微な工事と、下請の軽微な工事を合計した数

◆条件1の例(単位:千円)

(元請額 40,000 (7割:28,000), 全体額 80,000 (7割:56,000))

元請1	9,000	} 元請工事を記載 (請負代金の大きい順)
元請2	8,500	
元請3	8,000	
元請4	7,500	
<u>元請額の7割超に到達</u>		
下請1	8,000	} 下請工事、残りの元請工事を記載 (請負代金の大きい順)
下請2	7,500	
元請5	7,000	
下請3	6,500	
<u>全体額の7割超に到達</u>		
完了		

◆条件2の例(単位:千円)

(元請額 70,000 (7割:49,000), 全体額 150,000 (7割:105,000))

元請1	5,500	
元請2	4,500	(軽微1)
元請3	4,400	(軽微2)
元請4	4,300	(軽微3)
元請5	4,200	(軽微4)
元請6	4,100	(軽微5)
元請7	4,000	(軽微6)
元請8	3,900	(軽微7)
元請9	3,800	(軽微8)
元請10	3,700	(軽微9)
元請11	3,600	(軽微10)
<u>軽微な工事が計10件に到達</u>		
下請1	30,000	
下請2	25,000	
下請3	20,000	
<u>全体額の7割超に到達</u>		
完了		

工事の施工中に、配置技術者が変更になった場合には、変更前の者を含む全ての者を記載

工事経歴書

該当がある場合○を付す

（建設工事の種類） 土木一式 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）

記載要領3(1)の場合は
税抜に○を付け消費税抜きを記載

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及 び市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額		工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技 術者の別（該当箇所にレ 印を記載）		うち	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
						主任技術者				
						監理技術者				
（完成工事）							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
国土交通省 〇〇地方整備局	元請		〇〇高架橋上部 その1工事	〇〇県 〇〇〇市	福岡志郎	レ	68,000 千円	68,000 千円	令和 3年 2月	令和 3年 9月
〇〇県	元請	JV	〇〇橋梁 整備工事	〇〇県 〇〇町	福岡太郎	レ	30,000 千円	10,000 千円	令和 3年 6月	令和 3年10月
〇〇県	元請		〇〇ダム 築造工事	〇〇県 〇〇〇市	福岡三郎	レ	(10,000) 40,000 千円	(0) 0 千円	令和 3年10月	令和 4年 9月
(株)〇〇建設	下請		〇〇マンション 建設用地造成工事	〇〇県 〇〇町	福岡志郎	レ	120,000 千円	0 千円	令和 3年10月	令和 4年 3月
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
工事進行基準を採用している場合										
							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
（主な未成工事）							千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
〇〇県	元請		国道〇〇号道路改良工事	〇〇県 〇〇市			45,000 千円	0 千円	令和 3年12月	令和 5年 3月
国土交通省 〇〇地方整備局	元請		国道〇〇号〇〇共同溝 その3工事	〇〇県 〇〇町			30,000 千円	0 千円	令和 3年10月	令和 5年 9月

未完成工事については、配置技術者氏名の記載は不要

小 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円
合 計	50 件	1,103,100 千円	520,000 千円	1,053,600 千円	120,000 千円

左欄のうち
・PC
・法面処理
・鋼橋上部
の額を記載

工 事 経 歴 書

実績のない工種の記載例

（建設工事の種類） 土木一式、とび・土工・コンクリート、管、舗装、水道施設、解体 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）

注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配 置 技 術 者			請 負 代 金 の 額		工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記載）			うち、 （ ・ PC ・ 法面処理 ・ 鋼橋上部 ）	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
						主任技術者	監理技術者				
								千円	千円	令和 年 月	令和 年 月
			実績なし								

実績のない工種については、1枚にまとめて記載できます。

小 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円
合 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円

本手引きの2頁第2表の建設工事の種類欄を参照してください。



記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。← 下記3(1)の場合は、税抜に丸を付け、代金の額をすべて税抜で記載してください。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかった場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

※法人の場合1期ごとに3年分記載します。 ※個人の場合は、直前3年間の1年毎に3年分記載します。営業年度は1月1日から12月31日迄です。

様式第三号 (第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

(用紙A4)

許可申請業種又は許可業種すべてについて記載すること。
※建設業許可申請書(様式第1号)の業種の並び順に1業種ごと記載すること。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

(税込・税抜/単位:千円)

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額						その他の建設工事の施工金額	合 計		
			土木一式	工事	建築一式	工事	とび土工	工事			管	工事
第○期	事業年度は昇順記載すること。	元請	公共	44,900		43,500		0		3,200		
令和 3年 4月 1日から			民間	0		77,700		23,500		1,000		
令和 4年 3月31日まで			下 請	155,100		28,800		6,500		0		
			計	200,000		150,000		30,000		4,200		
第○期		元請	公共	18,000		8,000		0		2,200		
令和 4年 4月 1日から			民間	62,000		28,500		2,500		0		
令和 5年 3月31日まで			下 請	46,000		27,500		7,700		0		
			計	126,000		64,000		10,200		2,200		
第○期		元請	公共	948,600		218,300		7,300		485,000		
令和 5年 4月 1日から			民間	105,000		19,000		0		0		
令和 6年 3月31日まで			下 請	49,500		15,200		20,800		0		
			計	1,103,100		252,500		28,100		485,000		
第 期		元請	公共									
令和 年 月 日から			民間									
令和 年 月 日まで			下 請									
			計									
第 期		元請	公共									
令和 年 月 日から			民間									
令和 年 月 日まで			下 請									
			計									
第 期		元請	公共									
令和 年 月 日から			民間									
令和 年 月 日まで			下 請									
			計									

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

記載例では、許可に係る建設工事が7種類あるため合計は次頁に合算して記載。

◎前ページの続き

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

許可申請業種又は許可業種以外の建設工事の
施工高を記載すること。
また、直前決算期で該当がある場合は、様式第
二号も提出すること。

（用紙A4）

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の 区分	許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設 工事の施 工金額	合 計
		舗装 工事	機械器 具設置 工事	造園 工事	工事		
第○期 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	元請 公共	0	4,900	0		0	96,500
	民 間	10,000	0	9,200		600	122,000
	下 請	0	0	6,100		0	196,500
	計	10,000	4,900	15,300		600	415,000
第○期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	元請 公共	0	0	0		0	28,200
	民 間	2,350	1,850	2,350		1,350	100,900
	下 請	300	6,150	1,450		0	89,100
	計	2,650	8,000	3,800		1,350	218,200
第○期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	元請 公共	0	68,000	22,600		0	1,749,800
	民 間	0	15,000	0		1,750	140,750
	下 請	4,800	23,000	2,500		2,500	118,300
	計	4,800	106,000	25,100		4,250	2,008,850
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請 公共						
	民 間						
	下 請						
	計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請 公共						
	民 間						
	下 請						
	計						
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請 公共						
	民 間						
	下 請						
	計						

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

この欄の金額は、添付してある損
益計算書の完成工事高と一致し
ます。
計、合計は1円単位で計算した後、
千円未満を切り捨てた額を記載。

兼業がある場合は、建設業以外の営業に従事する職員は除くこと。

両方に該当する場合には主となるものにカウントします。

令和 3 年 7 月 1 日

使用人数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	8 人	5 人	5 人	18 人
北九州支店	2 人	3 人	3 人	8 人
合 計	10 人	8 人	8 人	26 人

様式第1号別紙2に記載した順に記載します。

各営業所に所属する技術者のうち、許可に係る専任技術者（14頁（第3表中の2技術者））の要件を満たす者の数について記載

各営業所に所属する技術者のうち、許可に係る専任技術者の要件を満たさない者の数について記載します。

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である仕様人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは支配人及び営業所の代表者をいいます。

↓

の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

15頁の「欠格要件」を参照のこと。

不要なものを消すこと。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
 福岡県 知事 殿

令和 3 年 7 月 1 日

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（株）福岡組

代表取締役 福岡 太郎

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

記載要領

~~申請者~~
~~譲受人~~
~~合併存続法人~~
~~分割承継法人~~

「申請者、譲受人、合併存続法人、分割承継法人」

「地方整備局長、北海道開発局長、知事」

については不要なものを消すこと

[注意事項]

- 1 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」とは、建設工事の請負契約の締結及びその履歴に当たって一定の権限を有すると判断される者すなわち、支配人及び営業所（本店を除く。）の代表者で、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」（様式第11号）に記載するものをいいます。
- 2 「法定代理人」とは、未成年が法律行為を行う場合に、同意を得ることが必要とされる法律上の代理権を有する者をいいます。未成年が建設業の営業を行う場合には、法定代理人を選任しなければなりません。
- 3 「法第8条各号」及び「法第17条において準用される法第8条各号」に規定されている欠格要件とは、次のものをさします。
 - (1) 破産者で復権を得ないもの
 - (2) 不正の手段により許可を受けて許可行政庁からその許可を取り消され、又は情状が特に重い場合若くは営業の停止の処分等に違反して許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
 - (3) 許可の取り消し処分を免れるため廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
 - (4) 上記(3)の届出があった場合に、許可の取り消し処分に係る聴聞の前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは令第3条に規定する使用又は個人の令第3条に規定する使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
 - (5) 建設業法に違反して許可行政庁から営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (6) 許可を受けようとする建設業について営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
 - (7) 禁錮以上の刑に処せられ、又は建設業法若しくは建設工事の施工や建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるもの（建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法に違反して工事の施工、工作物の除去等を命ぜられたにもかかわらず、この命令に従わなかった場合及び労働基準法の強制労働の禁止等、中間搾取の排除、職業安定法の労働者供給事業の禁止、労働者派遣法の労働者派遣事業の禁止の規定に違反した場合）により又は刑法の一定の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられた場合で、刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (8) 建設業法、又は一定の法令の規定（※2）に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
※2 「一定の法令の規定」とは次に掲げるもの
 - ・ 建築基準法、宅地造成等規制法、都市計画法、景観法、労働基準法、職業安定法、労働者派遣法の規定で政令で定めるもの
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
 - ・ 刑法第204条、第206条、第208条、第208条ノ2、第222条又は247条
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律
 - (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（(12)において「暴力団員等」という。）
 - (10) 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの
 - (11) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が(1)から(8)まで又は(10)（法人で役員のうちに(1)から(4)まで又は(6)から(8)までのいずれかに該当者のあるものに係る部分に限る）のいずれかに該当するもの
 - (12) 法人で、その役員又は令第3条に規定する使用人のうちに、前記(1)(2)(3)(4)(6)(7)(8)に該当する者のあるもの（ただし、(2)に該当する者は許可を取り消される以前から、(3)又は(4)に該当する者は当該届出がされる以前から、(6)に該当する者は営業を禁止される以前から、建設業者であるその法人の役員又は令第3条に規定する使用人であった者は除かれる。）
 - (13) 個人で、令第3条に規定する使用人のうちに、前記(1)(2)(3)(4)(6)(7)(8)に該当する者のあるもの（ただし、(2)に該当する者は許可を取り消される以前から、(3)又は(4)に該当する者は当該届出がされる以前から、(6)に該当する者は営業を禁止される以前から、建設業者であるその個人の令第3条に規定する使用人であった者は除かれる。）
 - (14) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 4 「申請者」の欄は、建設業許可申請書（様式第1号）の記載要領2により記載します。

「 地方整備局長

- 5 北海道開発局長 については、いずれか不要のものを消します。
知事」

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イに掲げる経験を有することを証明します。

(1) 経営業務の管理責任者としての経験が5年以上
(2) 経営者に準ずる地位(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る)としての経験が5年以上
(3) 経営管理者の補佐経験が6年以上

経験年数は、原則、確認資料で確認できる年数と合わせる。

経験年数は、原則、片月落としだが、月の初めから始まり月末で終わるものについてはこの限りでない。

証明者が申請者以外で許可業者である場合は、許可番号等を記載する。

実際に証明を受けた年月日 令和 3 年 6 月 25 日

柳川市三橋町大字今古賀 8-1
(株) 柳川工務店
代表取締役 柳 川 五 郎

証明者

(2) 下記の者は、許可申請者 { の常勤の役員
本 大
の支配大 } で建設業法第7条第1号 (1) (2) (3) に該当する者であることに相違ありません。

令和 3 年 7 月 1 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
福岡県 知事 殿

申請者 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
届出者 (株) 福岡組
代表取締役 福岡 太郎

申請又は届出の区分 項番 3
1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

更新・業種追加・般特新規等で現在証明されている者のままとする場合

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
知事

許可番号 1 8 3 国土交通大臣 許可 (般特 5 10) 第 11 13 15 号 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 1 9 フ ク 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名 2 0 福岡 一 郎 生 年 月 日 S 2 9 年 0 7 月 2 3 日

住 所 福岡市博多区東公園 7-7

◎【変 更 前】

現住所と住民票の住所が異なる場合は、2段書きする。
住民票の住所が遠隔地の場合は、現在の住居の契約書の写し等を添付する。

氏 名 2 1 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生 年 月 日 13 14 16 18 年 月 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者としてすることができる。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

- 3 「 $\left\{ \begin{array}{l} (1) \\ (2) \\ (3) \end{array} \right\}$ 」、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{の常勤の役員} \\ \text{本 人} \\ \text{の 支 配 人} \end{array} \right\}$ 」、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{地方整備局長} \\ \text{北海道開発局長} \\ \text{知事} \end{array} \right\}$ 、「申請者
申出者」「国土交通大臣
知事」及び「般特」については、

不要のものを消すこと。

- 4 ☐☐☐☐で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに1 文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- 5 **1** **7**「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「1. 新規」・・・許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合

「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があった場合

「3. 常勤役員等の更新等」・・・常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」、「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 6 「変更の年月日」の欄は、5により17の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。

- 7 1 8「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣
知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば

0	0	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---

又は

0	1	月	0	1	日
---	---	---	---	---	---

のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 8 1 9「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。

- 9 20及び21「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設 太郎 のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ ⁽¹⁾
~~(2)~~ ~~(3)~~ に掲げる経験を有することを証明します。

証明を受ける期間の役職名を記載する。

役職名等 事業主(平成22年1月～平成26年12月)、代表取締役(平成27年1月～平成31年7月)

経験年数 平成 23 年 1 月から 平成 31 年 7 月まで 満 8 年 6 月

修正

証明者と被証明者との関係

役員

証明者の立場から見た被証明者との関係を記載する。

経験年数は原則、確認資料で確認できる年数と合わせる。

経験年数は、原則、片月落としたが、月の初めから始まり月末で終わるものについてはこの限りではない。

備考 平成27年1月1日 法人へ組織変更のため、一括して証明し

令和 3 年 7 月 15 日

証明者は原則として証明する期間に在職していた法人の代表者、又は個人事業主とする。
なお、同一の事業所であれば一括しての証明で可です。
(略歴書、営業の沿革にも同内容での記載あり)
関係のない事務所の経験は、証明者別に作成してください。

北九州市八幡西区則松 3-7-1
(株) 佐藤工務店

証明者 代表取締役 佐藤 次郎

(2) 下記の者は、許可申請者 ⁽¹⁾
~~本大~~ ~~の支配大~~ で建設業法第7条第1号 ⁽¹⁾
~~(2)~~ ~~(3)~~ に該当する者であることに相違ありません。

令和 3 年 7 月 15 日

新規は届出者を、変更は申請者を消す。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
福岡県 知事 殿

北九州市八幡西区則松 3-7-1

申請者 (株) 佐藤工務店
届出者 代表取締役 佐藤 次郎

申請又は届出の区分 ^{項番 3}
1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

更新・業種追加・般特新規等で現在証明されている者のままとする場合

変更の日 令和 年 月 日

大臣コード 3
許可番号 1 8 3 国土交通大臣 許可 (般-) 第 5 10 号 許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日
記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ ³
1 9 サ ト
氏 名 ³ ⁵ ¹⁰
2 0 佐 藤 次 郎
住 所 北九州市八幡西区則松〇-〇-〇
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 ¹³ ¹⁴ ¹⁶ ¹⁸
S 4 5 年 1 1 月 0 9 日

◎【変 更 前】

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 ³ ⁵ ¹⁰
2 1 生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

建設業法第7条第1号イに掲げる常勤役員等は、この様式で作成する。

常勤役員等の略歴書

現住所	福岡市博多区東公園7番7号		現住所と住民票の住所が異なる場合は、2段書きする。 住民票の住所が遠隔地の場合は、現在の住居の契約書の写し等を添付する。
氏名	福岡一郎	生年月日	昭和29年7月23日生
職名	代表取締役		
	期間	従事した職務内容	
職歴	自 S 50 年 4 月 1 日 至 S 61 年 3 月 31 日	実父茂につき家業建築見習	
	自 S 61 年 4 月 1 日 至 H 13 年 6 月 2 日	同上 現場監督	
	自 H 13 年 6 月 3 日 至 H 20 年 3 月 31 日	父茂死亡につき柳川工務店の事業継承事業主	
	自 H 20 年 4 月 1 日 至 H 22 年 4 月 30 日	(株) 柳川工務店に組織変更 取締役就任 (常勤)	
	自 H 22 年 5 月 1 日 至 R 1 年 7 月 1 日	(株) 柳川工務店 取締役退任 (株) 福岡組 役員就任 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容
		なし	

①現在に至るまでの職歴を記載すること。特に建設業に関するものはすべて記載してください。

②ただし、申請時に他社の取締役、代表取締役を兼ねている場合は、建設業に関係なくても記載してください。

役員等の場合、常勤か非常勤か () で記入する。

上記のとおり相違ありません。

令和 3 年 7 月 1 日

氏 名 福岡 一郎

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第七号の二（第三条関係）

被証明者1人につき、証明者別に作成する。

規則⑨の要件で申請する場合には、様式第7号に代えて本様式を提出すること。

(用紙A4)
00002

常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書
(第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号ロ⁽¹⁾に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等	取締役	証明を受ける期間の役職名を記載する。	経験年数は、原則、確認資料で確認できる年数と合わせる。
経験年数	平成27年4月から令和2年9月まで満5年5月		経験年数は、原則、片月落としたが、月の初めから始まり月末で終わるものについてはこの限りでない。
証明者と被証明者との関係	役員	証明者の立場から見た被証明者との関係を記載する。	
備考	(例) 許可年月日 許可番号 許可業種	平成26年5月20日 福岡県知事(般-26)第〇〇〇〇号 建築工事業	実際に証明を受けた年月日 令和3年4月1日

証明者は原則として証明する期間に在職していた法人の代表者、又は個人事業主とする。なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由(法人の解散等)があり、やむを得ず自己証明する者については、「備考」欄にその理由を記載すること。

柳川市三橋町大字今古賀8-1
(株)柳川工務店
代表取締役 柳川五郎

(2) 下記の者は、許可申請者⁽¹⁾で第7条第1号ロ⁽²⁾に該当する者であることに相違ありません。

令和3年4月1日

地方整備局長
北海道開発局長
福岡県知事 殿

(1) 建設業の役員等の経験2年以上、かつ、役員等又は役員等に次ぐ職制上地位の経験5年以上
(2) 役員等の経験5年以上、かつ、建設業の役員等の経験2年以上

福岡市博多区東公園7番7号
(株)福岡組
代表取締役 福岡太郎

申請又は届出の区分 項番 3
1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

更新、追加、般特新規申請の場合は、「3」を記載する。

更新・業種追加・般特新規等で現在証明されている者のままとする場合

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
知事

許可番号 18 国土交通大臣 許可(般特-) 第 号 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 19 フ ク
氏 名 20 福岡 一郎
住 所 福岡市博多区東公園7-7
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 S 29 年 07 月 23 日

◎【変更前】

現住所と住民票の住所が異なる場合は、2段書きする。
住民票の住所が遠隔地の場合は、現在の住居の契約書の写し等を添付する。

氏 名 21
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

(用紙A 4)

令和 3 年 4 月 1 日

(疎明資料の参考)

- ・申請会社が建設業を行ってきたことを確認するための書類
法人税・消費税申告書(5年分で年1件)契約書等(5年分で年1件)、商業登記
- ・補佐者の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類
業務分掌規程その他これに準ずる書類
- ・役員等の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した者であることを確認するための書類
当時の組織図、過去の稟議書(5年分で年1件)、その他これに準ずる書類
- ・財務・労務・業務に関する業務経験の期間を確認するための書類
人事発令書その他これに準ずる書類及び5年の在職確認として社会保険証又は年金記録
- ・常勤役員等を直接に補佐することが確認できる書類
組織図、事務決裁規定

- 1 新規申請の場合
- 2 現在証明されている常勤役員等を直接に補佐する者
を変更する場合
- 3 更新、業種追加、般特新規を申請する場合
(変更を伴わない場合)

許可番号 []³
国土交通大臣
知事 許可（一般—[][]）第 []⁵[]¹⁰号 令和 []¹¹[]¹³年 []¹⁵[]月 []日

生 年 月 日 年 月 日

– 69 –

(第三面)

(用紙A4)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

第二面の記載要領を参考にしてください。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

申請又は届出の区分 ☐ 2 ☐ 7 ☐ 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣
知事

コード

許可番号 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 3 国土交通大臣 許可 (一般 ☐ ☐) 第 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 号 令和 ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ ☐ 2 ☐ 8 ☐ ☐ ☐ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 ☐ 2 ☐ 9 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 生年月日 ☐ ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日
住 所 _____

◎【変 更 前】

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 ☐ 3 ☐ 0 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 生年月日 ☐ ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

(第四面)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

第二面の記載要領を参考にしてください。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

申請又は届出の区分 ☐ ☐ ☐ (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード
知事

許可番号 ☐ ☐ ☐ ☐ 国土交通大臣 許可 (一般 ☐ ☐) 第 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 号 許可年月日 令和 ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ ☐ ☐ ☐ ☐ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 生年月日 ☐ ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日
住 所

◎【変更前】

氏 名 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 ☐ ☐ ☐ 年 ☐ ☐ 月 ☐ ☐ 日

備考
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者（法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人）とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。
- 3 「

(1)	「 <table border="0"><tr><td>の常勤の役員</td><td rowspan="2">「<table border="0"><tr><td>地方整備局長</td><td rowspan="2">「申請者</td><td rowspan="2">「国土交通大臣</td><td rowspan="2">及び</td><td rowspan="2">「般</td></tr><tr><td>北海道開発局長</td><td>知事</td><td>知事</td><td>特</td></tr></table></td></tr><tr><td>(2)</td><td>本人</td><td>知事</td><td>知事</td><td>知事</td><td>知事</td></tr></table> 」の支配人」	の常勤の役員	「 <table border="0"><tr><td>地方整備局長</td><td rowspan="2">「申請者</td><td rowspan="2">「国土交通大臣</td><td rowspan="2">及び</td><td rowspan="2">「般</td></tr><tr><td>北海道開発局長</td><td>知事</td><td>知事</td><td>特</td></tr></table>	地方整備局長	「申請者	「国土交通大臣	及び	「般	北海道開発局長	知事	知事	特	(2)	本人	知事	知事	知事	知事
の常勤の役員		「 <table border="0"><tr><td>地方整備局長</td><td rowspan="2">「申請者</td><td rowspan="2">「国土交通大臣</td><td rowspan="2">及び</td><td rowspan="2">「般</td></tr><tr><td>北海道開発局長</td><td>知事</td><td>知事</td><td>特</td></tr></table>		地方整備局長					「申請者	「国土交通大臣	及び	「般	北海道開発局長	知事	知事	特		
地方整備局長	「申請者		「国土交通大臣	及び	「般													
北海道開発局長		知事				知事	特											
(2)	本人	知事	知事	知事	知事													

」については、不要のものを消すこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5

1	7
---	---

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合

「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があった場合

「3. 常勤役員等の更新等」・・・・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」、「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 (2)の「変更の年月日」の欄は、5により

1	7
---	---

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、(3)の「変更の年月日」の欄は、10により

2	2
---	---

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更した年月日を記載すること。
- 7

1	8
---	---

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により

1	7
---	---

の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、

2	3
---	---

「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10により当該

2	3
---	---

の直前の

2	2
---	---

、

2	7
---	---

又は

3	1
---	---

「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣 知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば

0	0	1	2	3	4
---	---	---	---	---	---

又は

0	1	月	0	1	日
---	---	---	---	---	---

のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 8

1	9	2	4	2	8
---	---	---	---	---	---

又は

3	2
---	---

「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 9

2	0	2	1	2	5	2	6	3	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

及び

3	2
---	---

「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設□太郎□□のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば

0	1	月	0	1	日
---	---	---	---	---	---

のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 10

2	2	2	7
---	---	---	---

及び

3	1
---	---

「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を補佐する者としての証明を行う場合

「2. 変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があった場合

「3. 常勤役員等の更新等」・・・・ 常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」、「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 11 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙2を作成し、提出すること。

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	福岡市博多区東公園7番7号			現住所と住民票の住所が異なる場合は、2段書きする。 住民票の住所が遠隔地の場合は、現在の住居の契約書の写し等を添付する。
氏名	福岡三郎		生年月日	昭和42年4月23日生
職名	財務部長 ← 現在の役職名を記入する。(現在の組織図・事務決裁規定等で常勤役員等を直接に補佐する立場)			
職歴	期間	従事した職務内容		
	自S63年4月1日 至年 月 日	株式会社福岡土建に入社し本店総務課にて勤務(財務管理、労務管理等に従事)		
	自H12年4月1日 至H17年3月31日	同上 総務課経理係長(従業員の勤怠管理、社会保険関係手続等の労務管理に従事)		
	自H17年4月1日 至H26年3月31日	同上 総務課長(経営方針等の策定等の業務運営に従事)		
	自H26年4月1日 至年 月 日	同上 総務部長(資金調達等の財務管理に従事) 現在に至る		
	自年 月 日 至年 月 日	・現在に至るまでの職歴を記載すること。特に建設業に関するものはすべて記載してください。 ・5年以上の建設業の財務管理、労務管理、業務運営の実務経験については具体的に記入する。 ・補佐者の人数分それぞれ作成する。		
	自年 月 日 至年 月 日			
	自年 月 日 至年 月 日			
	自年 月 日 至年 月 日	・疎明資料が揃い客観的に証明できる期間(規則⑥補佐者としての要件を満たす5年以上の財・労・業の経験)について、通算して下記のとおりそれぞれ分かるように記入してください。		
	自年 月 日 至年 月 日	財務管理経験・・・計5年5月 業務運営経験・・・計6年		
	自年 月 日 至年 月 日			
	自年 月 日 至年 月 日			
	自年 月 日 至年 月 日			
	自年 月 日 至年 月 日			
	賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし		
		その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記載します。		
上記のとおり相違ありません。				
令和 3 年 7 月 1 日 氏 名 福岡三郎				

記載要領
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
(2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があったので、届出をします。

令和 3 年 7 月 1 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
福岡県 知事 殿

福岡市博多区東公園 7 番 7 号
申請者 (株) 福岡 組
~~届出者~~ 代表取締役 福岡 太郎

許可年月日

許可番号 知事 許可 (般 特) 第 _____ 号 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(営業所毎の保険加入の有無)

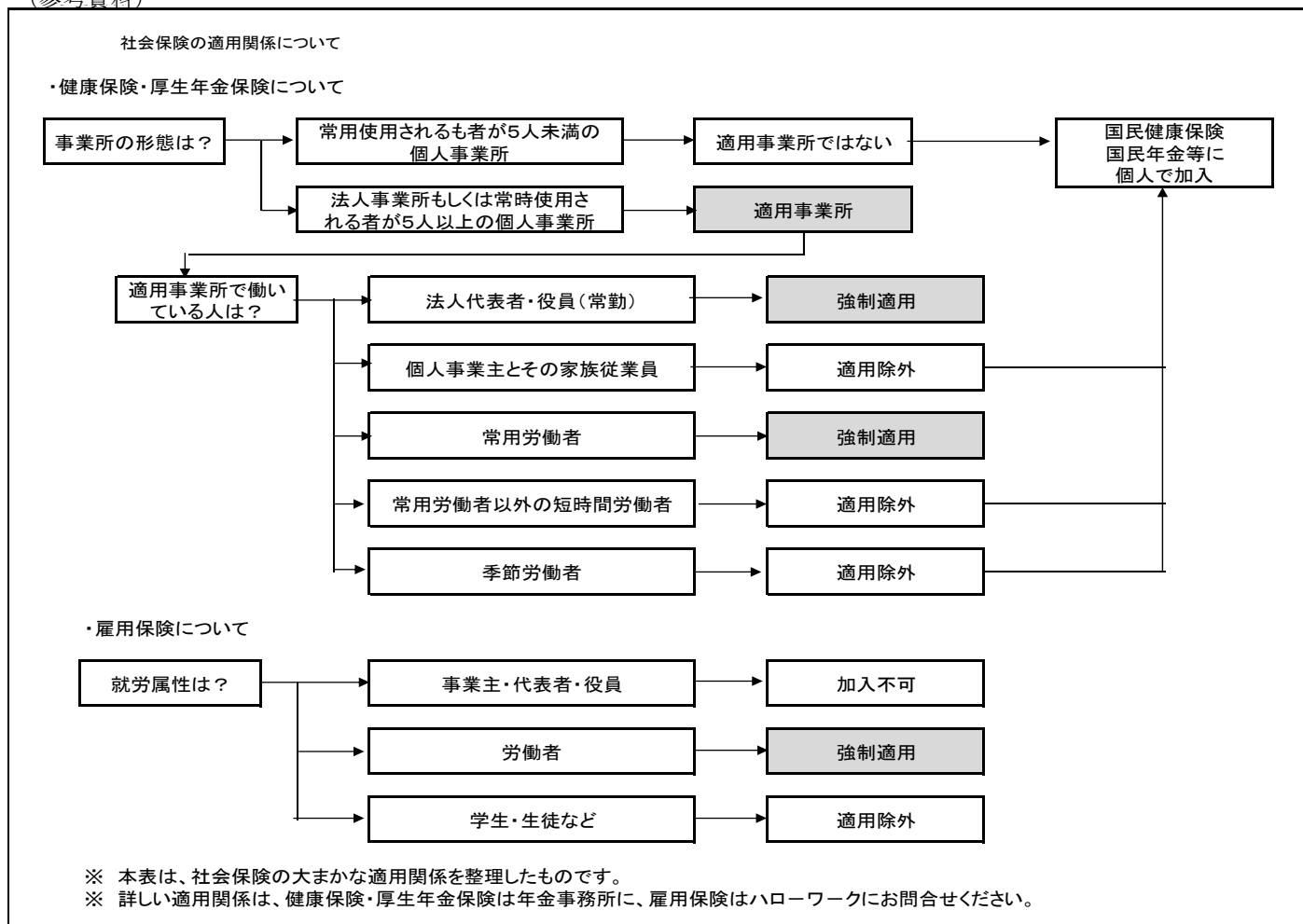
営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等		
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険			
本 社	18人 (4人)	1	1	1	健康保険	〇〇〇 〇〇〇	
					厚生年金保険	〇〇〇 〇〇〇	
					雇用保険	〇〇〇〇〇〇〇	
北九州営業所	8人 (0人)	3	3	3	健康保険	本社一括	
					厚生年金保険	本社一括	
					雇用保険	本社一括	
営業所一覧表に記載した順に記載	()	役員又は個人事業主を含めて全ての人数を記載（非常勤役員、パート従業員を含みます。）	加入は1、適用が除外される場合は2、一括適用の承認に係る営業所は3を記載			健康保険	事業所整理記号及び事務所番号、労働保険番号等を記載 ※一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載
	()	()内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む）の人数を内数として記載	年金事務所長の承認を受けて建設国保等に加入している場合は、適用除外となります。この場合、「健康保険」の欄には、建設国保と記載			厚生年金保険	
	()					雇用保険	
	()					健康保険	
	()					厚生年金保険	
	()					雇用保険	
合計	26人 (4人)						

記載要領

- 1 この表は、次の (1) 及び (2) の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
⑤既に受けている建設業の許可についてその更新を申請する場合
⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を継承した者又は法第17条の3の規定により建設業としての地位の継承の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合
- 「申請者」
この場合、「(1)」を○で囲み、の「届出者」の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若しくは継承の認可の申請の際又は建設業者としての地位の継承後の加入状況を記入すること。
- (2) ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があった場合
②新たに営業所を追加した場合
- 「申請者」
この場合、「(2)」を○で囲み、の「届出者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。
- 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」 「国土交通大臣
知事」 及び「般 特」については、不要のものを消すこと。
- 3 「申請者」
「届出者」の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者 (以下「申請者」という。) の他にこの表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の八別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。()内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となったことについての日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業所となったことについて公共職業安定所の長に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店(〇〇支店等)一括」と記載すること。

(参考資料)



記載要領

- 1 この証明書は、次の（１）から（５）までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- （１）①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、**6 1**「区分」の欄に「１」を記入すること。
- （２） 許可を受けている建設業について現在証明されている者が営業所技術者等となっている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があつた場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、**6 1**「区分」の欄に「２」を記入すること。
- （３） 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等に加えて、又はその者に代えて新たな者を営業所技術者等として証明する場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、**6 1**「区分」の欄に「３」を記入すること。
- （４） 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等がこの証明書の提出を行う建設業者の営業所技術者等でなくなった場合（その者がこれまで営業所技術者等となっていた建設業について、新たに営業所技術者等となる者があり、当該新たに営業所技術者等となる者を上記（２）又は（３）に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）
この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、**6 1**「区分」の欄に「４」を記入すること。
なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された営業所技術者等を削除する場合又は法第 7 条第 2 号若しくは法第 15 条第 2 号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書（別記様式第 22 号の 3）を用いて届け出ること。
- （５） 許可を受けている建設業について現在証明されている営業所技術者等が置かれる営業所のみに変更あつた場合
この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、**6 1**「区分」の欄に「５」を記入すること。
なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記（３）に該当するものとして、変更前の氏名につき上記（４）に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。
- 2 「建設業法第 7 条第 2 号」「地方整備局長」「国土交通大臣 及び「般 知事」については、不要のものを消すこと。
建設業法第 15 条第 2 号」「北海道開発局長 知事」
- 3 「申請者 届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者等」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には申請者等に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 **6 2**「許可番号」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は例えば**0 0 1 2 3 4**又は**0 1 月 0 1 日**のように、コラムに数字を記入するに当たって空位のコラムに「0」を記入すること。
- 6 **6 3**「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から 2 文字だけをコラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば**ギ**又は**バ**のように 1 文字として扱うこと。
また、「氏名」の欄は、姓と名の間に 1 コラム空けて、例えば**建 設 太 郎**のように左詰めで文字をコラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のコラムに略号を記入するとともに、例えば**0 1 月 0 1 日**のようにコラムに数字を記入するに当たっての空位のコラムに「0」を記入すること。
- 7 **6 4**「今後担当する建設工事の種類」の欄は、**6 1**「区分」の欄は「４」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別紙様式第一号）別紙二（１）「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後営業所技術者等となる建設業に係る建設工事すべてについて、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のコラムに記入すること。
- | ・一般建設業の場合 | ・特定建設業の場合 |
|-------------------------|--|
| 「１」・・・・・・法第 7 条第 2 号イ該当 | 「２」・・・・・・法第 7 条第 2 号イ及び法第 15 条第 2 号イ該当 |
| 「４」・・・・・・法第 7 条第 2 号ロ該当 | 「３」・・・・・・法第 15 条第 2 号ハ該当（同号イと同等以上） |
| 「７」・・・・・・法第 7 条第 2 号ハ該当 | 「５」・・・・・・法第 7 条第 2 号ロ及び法第 15 条第 2 号ロ該当 |
| | 「６」・・・・・・法第 15 条第 2 号ハ該当（同号ロと同等以上） |
| | 「８」・・・・・・法第 7 条第 2 号ハ及び法第 15 条第 2 号ロ該当 |
| | 「９」・・・・・・法第 15 条第 2 号イ該当 |
- | | | |
|-------------------|-------------|-----------|
| 土木一式工事（土） | 鋼構造物工事（鋼） | 熱絶縁工事（絶） |
| 建築一式工事（建） | 鉄筋工事（鉄） | 電気通信工事（電） |
| 大工工事（大） | 舗装工事（舗） | 造園工事（園） |
| 左官工事（左） | しゅんせつ工事（しゅ） | さく井工事（井） |
| とび・土工・コンクリート工事（と） | 板金工事（板） | 建具工事（具） |
| 石工事（石） | ガラス工事（ガ） | 水道施設工事（水） |
| 屋根工事（屋） | 塗装工事（塗） | 消防施設工事（消） |
| 電気工事（電） | 防水工事（防） | 清掃施設工事（清） |
| 管工事（管） | 内装仕上工事（内） | 解体工事（解） |
| タイル・れんが・ブロック工事（タ） | 機械器具設置工事（機） | |
- また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、**6 1**「区分」の欄に、「１」、「２」、「４」又は「５」を記入した場合（記載要領 1（１）①に該当する場合を除く。）に、現在証明されている営業所技術者等についてこれまで営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。
- 8 **6 5**「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が営業所技術者等として該当する法第 7 条第 2 号及び法第 15 条第 2 号の区分（第 7 条第 2 号ハに該当する者又は法第 15 条第 2 号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、**6 1**「区分」の欄に、「２」、「３」、「４」又は「５」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。
- 10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている営業所技術者等である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、営業所技術者等として所属する営業所の名称を記載すること。

本手引きの 174 頁国土交通大臣・都道府県知事コード表を参照してください。

本手引きの 176 頁有資格コード一覧を参照してください。

実務経験証明書

一人が複数の業種をいずれも実務経験で担当する場合、担当する期間の重複は認められません。

下記の者は、機械器具設置 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 3 年 7 月 1 日

証明者が許可を持つ業者の場合、許可番号を記載してください。
許可年月日 平成26年5月10日
許可番号 福岡県知事（般一26）第〇〇〇号
許可業種 (管) (機)

証明者の立場から見た技術者との関係を記載します。
(例) 役員、社員、使用人、従業員等

原則として使用者が証明者となります。
福岡市東区箱崎 2 丁目〇ー〇
(株) 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

証 明 者

被証明者との関係

元従業員

記

技術者の氏名	齋藤 二 郎	生年月日	昭和35年11月15日	使用された期間	H11年 1 月から H31 年 3 月まで
使用者の商号又は名称	(株) 〇 〇 〇 〇				
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
現場監督	機械器具設置工事の施工、監督			H21年 3 月から H31年 3 月まで	
				年 月 から 年 月 まで	
	(1) 〇〇〇(株) 〇〇工場プラント設備工事			年 月 から 年 月 まで	
	(2) 〇〇ビルエレベーター設置工事			年 月 から 年 月 まで	
	(3) 〇〇団地〇〇棟ビルエレベーター設置工事			月 まで	
	(4) 〇〇ビル立体駐車場設備工事			月 まで	
	(5) 〇〇ビルエレベーター設置工事			月 まで	
	(6) 〇〇〇工場プラント設備工事			月 まで	
	(7) 〇〇工場集塵機器設備工事			年 月 から 年 月 まで	
	(8) 〇〇ビルエレベーター設置工事			年 月 から 年 月 まで	
	(9) 〇〇団地〇〇棟エレベーター設置工事			年 月 から 年 月 まで	
	(10) 〇〇ビル立体駐車場設置工事			年 月 から 年 月 まで	
				修正	年 月 から 年 月 まで
					月 まで
					月 まで
					月 まで
					年 月 から 年 月 まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満 1 0 年 0 月	

①使用者の証明を得ることができない場合の例
・平成〇年〇月 会社解散のため自己証明します。
・平成〇年〇月 事業主死亡のため自己証明します。
②証明者の商号が組織変更のため個人、法人の商号がある場合には、以下の内容を記載すること
・平成〇年〇月 法人へ組織変更のため一括して証明します。

経験年数は、原則、片月落としだが、月の初めから始まり月末で終わるものについてはこの限りではない。

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者 1 人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

経験年数は、原則、確認資料で確認できる年数と合わせる。

◎ この証明を必要とする技術者は、特定建設業の許可を受ける場合です。
このことから、一般建設業の技術者資格を前提に、さらに指導監督的な経験（建築工事の設計または施工の全般について、工事現場責任者（監督者）のような資格で指導監督した経験）を必要としています。

様式第十号（第十三条関係）

（用紙A4）

指導監督の実務経験証明書

下記の者は、**機械機器設置** 工事に、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 3 年 5 月 15 日

原則として証明期間当時の
使用者による証明

福岡市東区〇〇2-54-1
〇〇〇〇（株）

証 明 者 代表取締役 〇 〇 〇 〇

許可年月日 令和〇〇年〇月〇日

許可番号 〇〇〇（特-〇〇）第〇〇〇〇〇〇号

許可業種 （電）（機）

被証明者との関係 使用人

証明者の立場からみた
被証明者との関係を
記載する。

記

技 術 者 の 氏 名	○ ○ ○ ○	生 年 月 日	昭和○年○月○日	使用された 期 間	H 5 年 1 月から
使用 者 の 商 号 又 は 名 称	○ ○ ○ ○ (株)				H29年 5 月まで
発 注 者 名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
→ ○○○○(株)	55,000千円	現場監督	○○○○(株)本社ビル エレベーター設置工事	H24年 1月から 24年 3月まで 2	
福岡県知事	60,000千円	〃	○○団地エレベーター設置工事	H24年 4月から 24年 8月まで 4	
福岡県住宅 供給公社	46,000千円	〃	○○団地○棟 〃	H24年 9月から 24年12月まで 3	
→ 福岡市長	50,000千円	〃	○○団地 〃	H26年 1月から 26年 7月まで 6	
都市再生機構 九州支社	135,000千円	〃	○○団地○棟 〃	H27年 1月から 27年10月まで 9	
(株)○○○○	70,000千円	〃	○○○○(株)九州支社ビル 〃	H28年12月から 29年 2月まで 2	
	千円			年 月から 年 月まで	
				月 月から 年 月まで	
				月 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
	千円			年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得 ることができない 場合はその理由				合計 満 2 年 2 月 ↑	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

経験年数を合計して満2年以上
になることが必要です。

◎ この一覧表は、支店等（許可対象）を設置している場合及び個人事業主が支配人を設置している場合にその支店等の代表者またはその支配人を記載します。
法人の場合、その支店等の代表者が、役員として様式第一号の別紙一（38頁）の「役員等の氏名及び役名等」欄に記載済であっても、この一覧表にも記載する必要があります。

様式第十一号（第四条関係）(用紙A 4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

令和 3 年 7 月 1 日

営業所の名称	職 名	フリガナ 氏 名
法人の例		
北九州支店	支店長	サトウ イチロウ 佐 藤 一 郎
45頁, 48頁の「別紙二(1)(2)」に記載した順に記載します。	役員を兼ねている場合は「取締役北九州支店長」等と記載します。	
個人の例		
本 店	支配人	ミヤザキ ゴロウ 宮 崎 五 郎

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書

現 住 所	福岡市博多区東公園7番7号		
氏 名	福 岡 太 郎	生 年 月 日	昭和 37 年 4 月 5 日生
役 名 等	代表取締役（常勤）← 常勤・非常勤の別を記載する。		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
	個人事業主の場合は事業主と記載する。	なし ← 建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記載します。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 3 年 7 月 1 日		氏 名 福 岡 太 郎	

記載要領

- 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には、「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

[注意事項]

- この調書は、許可申請者が法人である場合には、建設業許可申請書(様式第1号)の別紙1の「役員等の氏名及び役名等」に記載した役員等全員について作成します。許可申請者が個人である場合には申請者本人(法定代理人を含む。)について作成します。
- 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本 人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、許可申請者が法人である場合には、「本人」と「法定代理人」と「法定代理人の役員等」を消し、許可申請者が個人である場合には、「法人の役員等」と「法定代理人」又は「法定代理人の役員等」を消します。
- 「賞罰」の欄には、建設業についての行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がない場合には「なし」と記載します。

69頁「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載した者全員について作成すること。ただし役員を兼ねている者については、許可申請書の住所、生年月日等に関する調書をもってこれに代えることができます。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

現住所	北九州市小倉北区城内1番1号		
氏名	佐藤一郎	生年月日	昭和40年8月20日生
営業所名	北九州支店 ← 所属する営業所の名称を記入する。		
職名	支店長		
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし ←	
		建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記載します。	
上記のとおり相違ありません。			
令和 3 年 7 月 1 日		氏 名 佐 藤 一 郎	

記載要領
「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
福岡太郎	福岡市博多区東公園7-7	5,000株
福岡一郎	同上	3,000株
福岡花子	同上	2,000株
飯塚八郎	住所 福岡市東区箱崎1-18-1	1,000株
	佐賀市城内1-〇-〇	
佐藤一郎	北九州市小倉北区城内1-1	1,000株
株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合には、その者の氏名を記載する。 		
		
株数を記載するときは、「〇〇株」とし、出資の価額を記載するときは「〇〇円」とその単位を記載する。		

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	S 24 年 1 月 1 日	福岡組創業 事業主 福岡茂
	S 56 年 6 月 3 日	福岡茂死亡につき事業継承 福岡組 事業主 福岡太郎
	S 63 年 4 月 1 日	組織変更により (株)福岡組設立 資本金1,000万円
	H 12 年 6 月 1 日	資本金1,000円を4,000万円に増資
	H 14 年 6 月 1 日	北九州支店開設
	H 18 年 6 月 1 日	資本金4,000万円を12,000万円に増資
	年 月 日	① 個人から法人に組織変更した場合は、個人で営業していた時から記載してください。個人で事業を引き継いだ場合は、前の事業主から記載すること。 ② 「創業以降の沿革」の欄には、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等も記載する。
	年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	S 42 年 7 月 1 日	福岡県知事登録(力)第〇〇〇号 業種(建)(園) ←建設業法に基づく最初の登録
	S 48 年 1 月 15 日	福岡県知事許可(般-48)第〇〇〇〇号 業種(建)(園) ←建設業法に基づく最初の許可
	S 63 年 6 月 15 日	(法人の)最初の許可 福岡県知事許可(般-63)第〇〇〇〇号 業種(土)(建)(と)(ほ)(園)
	H 14 年 10 月 1 日	業種追加 福岡県知事許可(般-14) 業種(管)(機)
	H 15 年 6 月 14 日	般特新規 福岡県知事許可(特-15)第〇〇〇〇号 業種(土)(建)(と)(ほ)(園)
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	① 最初の許可年月日、許可番号、許可業種、その後の業種追加を記載する。 ② 更新の記載は、省略することができる。 ③ 「業種追加+更新」など一本化の場合は省略できない。 ④ 失効や廃業についても記載すること。
	年 月 日	

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

未加入の場合は「なし」と記載する。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
〇〇〇 建設業協同組合	昭和54年 2 月 1 日
(一社)〇〇〇 建設業協会	〃 62年 1 月 10日
(一社)〇〇〇 土木組合連合会	〃 62年 1 月 10日

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
日本政策金融公庫 〇〇支店	〇〇銀行 〇〇支店	〇〇信用金庫 〇〇支店	〇〇農業協同組合 〇〇支所

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例 〇〇銀行〇〇支店）

2 財務諸表の記載例

法	財務諸表	89
	貸借対照表（様式第15号）	90
	損益計算書（様式第16号）	95
	完成工事原価報告書	98
	株主資本等変動計算書（様式第17号）	99
	注記表（様式第17号の2）	102
	（附属明細表（様式第17の3）は、146～151頁に掲載）	
	建設業財務諸表様式の科目説明（昭和57年告示第1660号）	110
個	財務諸表	117
	貸借対照表（様式第18号）	118
	損益計算書（様式第19号）	120

法 財 務 諸 表

様式第15号	貸 借 対 照 表
様式第16号	損 益 計 算 書
	完 成 工 事 原 価 報 告 書
様式第17号	株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
様式第17号の2	注 記 表

事業年度	自	令和	〇〇	年	4	月	1	日
	至	令和	〇〇	年	3	月	31	日

(会社名) (株) 福 岡 組

(注) 消費税課税業者である場合、経営事項審査申請に提出する場合の財務諸表は、消費税抜き方式で処理したものしか認められません。

貸 借 対 照 表

決算日 令和〇〇年 3 月 3 1 日 現在

(会社名) (株) 福岡組

資 産 の 部

千円単位をもって表示します。
(端数切捨)

I 流 動 資 産

千円

現金預金

受取手形

完成工事未収入金

完成工事高に計上した
請負代金の未収額を計
上します。

有価証券

未成工事支出金

材料貯蔵品

短期貸付金

前払費用

繰延税金資産

その他

貸倒引当金

流動資産合計

△

A

II 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

建物・構築物

減価償却累計額

△

機械・運搬具

減価償却累計額

△

工具器具・備品

減価償却累計額

△

土 地

リース資産

減価償却累計額

△

円単位の金額でそれぞれの合計した後、
千円単位で表示します。

建設仮勘定		千円
そ の 他		
減価償却累計額	△	
有形固定資産合計		B

(2) 無形固定資産

特 許 権	
借 地 権	
の れ ん	
リース資産	
そ の 他	
無形固定資産合計	C

(3) 投資その他の資産

投資有価証券	
関係会社株式・関係会社出資金	
長期貸付金	
破産更生債権等	
長期前払費用	
繰延税金資産	
そ の 他	
貸倒引当金	△
投資その他の資産合計	D
固定資産合計	E
	(E = B + C + D)

Ⅲ 繰 延 資 産

創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	
繰延資産合計	F
資産合計	G
	(G = A + E + F = A A)

負 債 の 部

I 流 動 負 債

千円

支払手形	
工事未払金	
短期借入金	
リース債務	
未払金	
未払費用	
未払法人税等	
繰延税金負債	
未成工事受入金	
預り金	
前受収益	
..... 引当金	
その他	
流動負債合計	<u>H</u>

II 固 定 負 債

社債	
長期借入金	
リース債務	
繰延税金負債	
..... 引当金	
負ののれん	
その他	
固定負債合計	<u>I</u>
負債合計	<u>J</u>

決算期後1年を超えた後に返済する額を計上します。分割返済のあるものについては、決算期後1年以内の分割返済予定額を算定し、これを流動負債に振り替えなければなりません。

$$(J = H + I)$$

純 資 産 の 部

I 株 主 資 本		千円
(1) 資本金		K
(2) 新株式申込証拠金		L
(3) 資本剰余金		
資本準備金		M
その他資本剰余金		N
資本剰余金合計		O
(4) 利益剰余金	(O = M + N)	
利益準備金		P
その他利益剰余金		
準備金		Q
積立金		R
繰越利益剰余金		S
利益剰余金合計	(T = P + Q + R + S)	T
(5) 自己株式	△	U
(6) 自己株式申込証拠金		V
株主資本合計	(W = K + L + O + T + U + V)	W
II 評価・換算差額等		
(1) その他有価証券評価差額金		
(2) 繰延ヘッジ損益		
(3) 土地再評価差額金		
評価・換算差額等合計		X
III 新 株 予 約 権		Y
純資産合計	(Z = W + X + Y)	Z
負債純資産合計	(A A = J + Z = G)	A A

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 6 号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の 100 分の 5 以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の 100 分の 5 を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の 100 分の 5 を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領 6 及び 8 は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の 100 分の 5 以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領 10 は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 流動資産に属する「繰延税金資産」の金額及び流動負債に属する「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として流動資産又は流動負債に記載する。固定資産に属する「繰延税金資産」の金額及び固定負債に属する「繰延税金負債」の金額についても、同様とする。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

損 益 計 算 書

自 令和〇〇年 4 月 1 日

至 令和〇〇年 3 月 31 日

(会社名) (株) 福 岡 組

様式三号の直前3年の各事業年度における工事施工金額と一致します。

I 売 上 高		千円
完成工事高	1	
兼業事業売上高	2	1 + 2
II 売 上 原 価		
完成工事原価	3 = a	
兼業事業売上原価	4	3 + 4
売上総利益 (売上総損失)		
完成工事総利益 (完成工事総損失)	b = 1 - 3	
兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	c = 2 - 4	d = b + c = (1 + 2) - (3 + 4)
III 販売費及び一般管理費		
役員報酬		
従業員給料手当		
退職金		
法定福利費		
福利厚生費		
修繕維持費		
事務用品費		
通信交通費		
動力用水光熱費		
調査研究費		
広告宣伝費		
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
交際費		

千円

寄付金		
地代家賃		
減価償却費		
開発費償却		
租税公課		
保険料		
雑 費		<u>e</u>
営業利益（営業損失）		<u>f= d-e</u>

IV 営業外収益

受取利息及び配当金		
その他		<u>g</u>

V 営業外費用

支払利息		
貸倒引当金繰入額		
貸倒損失		
その他		<u>h</u>
経常利益（経常損失）		<u>i= f+g-h</u>

VI 特別利益

前期損益修正益		
その他		<u>j</u>

VII 特別損失

前期損益修正損		
その他		<u>k</u>
税引前当期純利益（税引前当期純損失）		<u>m= i+j-k</u>
法人税、住民税及び事業税		
法人税等調整額		<u>n</u>
当期純利益（当期純損失）		<u><u>p= m-n</u></u>

損失の場合は△表示で計上します。

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することが出来る。
なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上総利益（売上純損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

完 成 工 事 原 価 報 告 書

自 令和〇〇年 4 月 1 日

至 令和〇〇年 3 月 31 日

(会社名) 株 福 岡 組

千円

I 材 料 費 5

II 労 務 費 6

(うち労務外注費

III 外 注 費 7

IV 経 費 8

(うち人件費

完 成 工 事 原 価

$$a = 5 + 6 + 7 + 8$$

株主資本等変動計算書

自 令和〇〇年 4 月 1 日
至 令和〇〇年 3 月 31 日

前期貸借対照表の資本の部の数字
を記載してください。

(会社名) (株) 福岡組

	株 主 資 本										評 価 ・ 換 算 差 額 等				株 予約権	純資産 計 合	
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			株 式 自 己	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 償 減 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 計 合			
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合		繰 上 利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 上 利 益 剰 余 金 計 合									
当期首残高																	
当期変動額																	
新株の発行																	
剰余金の配当																	
当期純利益																	
自己株式の処分																	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)																	
当期変動額合計																	
当期末残高																	

新設法人の場合は、ここに記載します。

損益計算書の当期純利益

記載要領

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を
しん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位を
もつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 その他利益剰余金については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及
び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。
この場合には、その他利益剰余金の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等
変動計算書に記載する。
- 6 評価・換算差額等については、その内訳科目の当期首残高、当期変動額（当期変動額については主
な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資
本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・
換算差額等の当期首残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 7 各合計額の記載は、株主資本合計を除き省略することができる。
- 8 当期首残高については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する
遡及適用又は同項第64号に規定する誤^び謬^{ゆう}の訂正をした場合には、当期首残高及びこれに対する影響
額を記載する。
- 9 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 10 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却
 - (6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による
減少
 - (7) 株主資本の計数の変動
 - ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - ④ 剰余金の内訳科目間の振替
- 11 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
- 12 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰
延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰
余金の当期変動額に表示する。
- 13 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増
加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由
の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。
 - (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手

続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法

(2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に扱う。

14 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

15 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。

(1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法

(2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法

16 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。

(1) 評価・換算差額等

① その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

② 繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2) 新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

17 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。

(1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法

(2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。

また、繰延ヘッジ損益についても同様に扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があつた事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

18 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

注 記 表

自 令和〇〇年 4 月 1 日

至 令和〇〇年 3 月 31 日

(会社名) (株) 福岡組

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
(例) 税抜方式
(ただし免税業者（年間売上1千万円以下等）は「税込方式」となる。)
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
- 5 会計上の見積りの変更

6 誤謬^{ひゅう}の訂正

7 貸借対照表関係

(1) 担保に供している資産及び担保付債務

① 担保に供している資産の内容及びその金額

② 担保に係る債務の金額

(2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額

受取手形割引高 千円

裏書手形譲渡高 千円

(3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務

(5) 親会社株式の各表示区分別の金額

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

8 損益計算書関係

(1) 工事進行基準による完成工事高

(2) 売上高のうち関係会社に対する部分

(3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高

(4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額

(5) 関係会社との営業取引以外の取引高

(6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

(1) 事業年度末における発行済株式の種類及び数

(2) 事業年度末における自己株式の種類及び数

(3) 剰余金の配当

(4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

(1) 金融商品の状況

(2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

(1) 賃貸等不動産の状況

(2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名称又は氏名	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

(3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

(1) 一株当たりの純資産額

(2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他

記載要領

- 1 記載を要する注記は、以下のとおりとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な 疑義を生じさせるような事 象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬 ^{びゅう} の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関 係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固 定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】 ○・・・記載要、×・・・記載不要

- 2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
- 3 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
- 5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。
- 6 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続すると

の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項を記載する。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に反映しているか否かの別

注 2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- (4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。
- (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注 3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあっては、④ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

- ① 当該会計方針の変更の内容
- ② 当該会計方針の変更の理由
- ③ 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第59号に規定する遡及適用（以下単に「遡及適用」という。）をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- ④ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項（当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。）
 - イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額
 - ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期
 - ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

注 4 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容

② 当該表示方法の変更の理由

注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

① 当該会計上の見積りの変更の内容

② 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額

③ 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

注6 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬^{びゅう}の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

① 当該誤謬^{びゅう}の内容

② 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

注7

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
- (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く）の種類別に総額を記載する。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
- (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
- (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せず
に両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち
工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相
殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を
記載する。

注8

- (1) 工事進行基準を採用していない場合は、記載を要しない。
- (2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- (4) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注9

- (3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。）の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。

注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。

注14 「関連当事者」とは、会社計算規則第112条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。関連当事者との取引には、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間の利益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。

- ① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- ② 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。

注15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を追加して記載する。

注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注18 注1から注17に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

建設業財務諸表様式の科目説明

昭和 57 年 10 月 12 日
建設省告示第 1660 号

最終改正 平成 22 年 2 月 3 日 国土交通省告示第 55 号

貸 借 対 照 表

科 目	摘 要
〔資産の部〕	
I 流 動 資 産	
現 金 預 金	現 金 現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金、払出証書等 預 金 金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算期後 1 年以内に現金化できると認められるもの。ただし、当初の履行期が 1 年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
受 取 手 形	営業取引に基づいて発生した手形債権（割引に付した受取手形及び裏書譲渡した受取手形の金額は、控除して別に注記する。）。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後 1 年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
完成工事未収入金	完成工事高に計上した工事に係る請負代金（税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の未収額。ただし、このうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後 1 年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
有 価 証 券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後 1 年以内に満期の到来する有価証券
未 成 工 事 支 出 金	完成工事原価に計上していない工事費並びに材料の購入及び外注のための前渡金及び手付金等
材 料 貯 蔵 品	手持ちの工事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未成工事支出金、完成工事原価又は販売費及び一般管理費として処理されなかつたもの
短 期 貸 付 金	決算期後 1 年以内に返済されると認められるもの。ただし、当初の返済期が 1 年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産（長期貸付金）に記載することができる。
前 払 費 用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後 1 年以内に費用となるもの。ただし、当初 1 年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産（長期前払費用）に記載することができる。
繰 延 税 金 資 産	税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、次の各号に掲げるものをいう。 1 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連するもの 2 特定の資産又は負債に関連しないもので決算期後 1 年以内に取り崩されると認められるもの
そ の 他	完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によつて生じた未収入金、営業外受取手形その他決算期後 1 年以内に現金化できると認められるもので他の流動資産科目に属さないもの。ただし、営業取引以外の取引によつて生じたものについては、当初の履行期が 1 年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
貸 倒 引 当 金	受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載す

Ⅱ 固 定 資 産	る。
(1) 有 形 固 定 資 産	
建 物 ・ 構 築 物	次の建物及び構築物をいう。
〔 建 物	社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの附属設備
〔 構 築 物	土地に定着する土木設備又は工作物
機 械 ・ 運 搬 具	次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう。
〔 機 械 装 置	建設機械その他の各種機械及び装置
〔 船 舶	船舶及び水上運搬具
〔 航 空 機	飛行機及びヘリコプター
〔 車 両 運 搬 具	鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
工 具 器 具 ・ 備 品	次の工具器具及び備品をいう。
〔 工 具 器 具	各種の工具又は器具で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの（移動性仮設建物を含む。）
〔 備 品	各種の備品で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上であるもの
土 地	自家用の土地
リ ー ス 資 産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。
建 設 仮 勘 定	建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出
そ の 他	他の有形固定資産科目に属さないもの
(2) 無 形 固 定 資 産	
特 許 権	有償取得又は有償創設したもの
借 地 権	有償取得したもの（地上権を含む。）
の れ ん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額
リ ー ス 資 産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。
そ の 他	有償取得又は有償創設したもので他の無形固定資産科目に属さないもの
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産	
投 資 有 価 証 券	流動資産に記載された有価証券以外の有価証券。ただし、関係会社株式に属するものを除く。
関 係 会 社 株 式 ・ 関 係 会 社 出 資 金	次の関係会社株式及び関係会社出資金をいう。
〔 関 係 会 社 株 式	会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第23号に定める関係会社の株式
〔 関 係 会 社 出 資 金	会社計算規則第2条第3項第23号に定める関係会社に対する出資金
長 期 貸 付 金	流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金
破 産 更 生 債 権 等	完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの
長 期 前 払 費 用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの
繰 延 税 金 資 産	税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、流動資産の繰延税金資産として記載されたもの以外のもの

そ の 他	長期保証金等1年を超える債権、出資金（関係会社に対するものを除く。）等他の投資その他の資産科目に属さないもの
貸 倒 引 当 金	長期貸付金等投資等に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅲ 繰 延 資 産	
創 立 費	定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用
開 業 費	土地、建物等の賃借料等の会社成立後営業開始までに支出した開業準備のための費用
株 式 交 付 費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用
社 債 発 行 費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用（新株予約権の発行等に係る費用を含む。）
開 発 費	新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用（ただし、経常費の性格をもつものは含まれない。）
〔負債の部〕	
Ⅰ 流 動 負 債	
支 払 手 形	営業取引に基づいて発生した手形債務
工 事 未 払 金	工事費の未払額（工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む。）。ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。
短 期 借 入 金	決算期後1年以内に返済されると認められる借入金（金融手形を含む。）
リ ー ス 債 務	ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未 払 金	固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未 払 費 用	未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額
未 払 法 人 税 等	法人税、住民税及び事業税の未払額
繰 延 税 金 負 債	税効果会計の適用により負債として計上される金額のうち、次の各号に掲げるものをいう。 1 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連するもの 2 特定の資産又は負債に関連しないもので決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
未 成 工 事 受 入 金	請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの
預 り 金	営業取引に基づいて発生した預り金及び営業外取引に基づいて発生した預り金で決算期後1年以内に返済されるもの又は返済されると認められるもの
前 受 収 益	前受利息、前受賃貸料等
・ ・ ・ 引 当 金	修繕引当金、完成工事補償引当金、工事損失引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。）
修 繕 引 当 金	完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金
完成工事補償引当金	引渡しを完了した工事に係るかし担保に対する引当金
工 事 損 失 引 当 金	工事原価総額等が工事収益総額を上回る場合の超過額から、他の科目に計上された損益の額を控除した額に対する引当金
役 員 賞 与 引 当 金	役員賞与引当金決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金（実質的に確定債務である場合を除く。）
そ の 他	営業外支払手形等決算期後1年以内に支払又は返済されると認められるもので他の流動負債

	科目に属さないもの
Ⅱ 固 定 負 債	
社 債	会社法（平成18年法律第86号）第2条第23号の規定によるもの（償還期限が1年以内に到来するものは、流動負債に記載すること。）
長 期 借 入 金	流動負債に記載された短期借入金以外の借入金
リ ー ス 債 務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの
繰 延 税 金 負 債	税効果会計の適用により負債として計上される金額のうち、流動負債の繰延税金負債として記載されたもの以外のもの
・ ・ ・ 引 当 金	退職給付引当金等の引当金（その設定目的を示す名称を付した科目をもつて記載すること。）
（ 退 職 給 付 引 当 金	役員及び従業員の退職給付に対する引当金）
負 の の れ ん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合の不足額
そ の 他	長期未払金等1年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの
〔 純 資 本 の 部 〕	
I 株 主 資 本	
資 本 金	会社法第445条第1項及び第2項、第448条並びに第450条の規定によるもの
新株式申込証拠金	申込期日経過後における新株式の申込証拠金
資 本 剰 余 金	
資 本 準 備 金	会社法第445条第3項及び第4項、第447条並びに第451条の規定によるもの
その他資本剰余金	資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによつて生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの
利 益 剰 余 金	
利 益 準 備 金	会社法第445条第4項及び第451条の規定によるもの
その他利益剰余金	
・ ・ ・ 積 立 金	株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの
（ 準 備 金 ）	
繰越利益剰余金	利益剰余金のうち、利益準備金及び・ ・ ・ 積立金（準備金）以外のもの
自 己 株 式	会社が所有する自社の発行済株式
自己株式申込証拠金	申込期日経過後における自己株式の申込証拠金
Ⅱ 評 価 ・ 換 算 差 額	
その他有価証券評	時価のあるその他有価証券を期日末時価により評価替えることにより生じた差額から税効
価差額金	果相当額を控除した残額
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えることにより生じた差額から税効
	果相当額を控除した残額
土地再評価差額金	土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）に基づき事業用土地の再評価を行つたことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額
Ⅲ 新 株 予 約 権	会社法第2条第21号の規定によるものから同法第255条第1項に定める自己新株予約権の額を控除した残額

損 益 計 算 書	
科 目	摘 要
I 売 上 高 完 成 工 事 高	工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に計上する場合における最終総請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高）。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。 なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。
兼 業 事 業 売 上 高	建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合における当該事業の売上高
II 売 上 原 価 完 成 工 事 原 価	完成工事高として計上したものに対応する工事原価
兼業事業売上原価	兼業事業売上高として計上したものに対応する兼業事業の売上原価
売 上 総 利 益 （売上総損失）	売上高から売上原価を控除した額
完 成 工 事 総 利 益 （完成工事総損失）	完成工事高から完成工事原価を控除した額
兼 業 事 業 総 利 益 （兼業事業総損失）	兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額
III 販売費及び一般 管 理 費	
役 員 報 酬	取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬（役員賞与引当金繰入額を含む。）
従 業 員 給 料 手 当	本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	役員及び従業員に対する退職金（退職年金掛金を含む。）。ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれの場合においても異常なものを除く。
法 定 福 利 費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
福 利 厚 生 費	慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用
修 繕 維 持 費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
通 信 交 通 費	通信費、交通費及び旅費
動 力 用 水 光 熱 費	電力、水道、ガス等の費用
調 査 研 究 費	技術研究、開発等の費用
広 告 宣 伝 費	広告、公告又は宣伝に要する費用
貸倒引当金繰入額	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸 倒 損 失	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
交 際 費	得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等
寄 付 金	社会福祉団体等に対する寄付
地 代 家 賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減 価 償 却 費	減価償却資産に対する償却額
開 発 費 償 却	繰延資産に計上した開発費の償却額
租 税 公 課	事業税（利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く。）、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課
保 険 料	火災保険その他の損害保険料
雑 費	社内打合せ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用

営 業 利 益 (営 業 損 失)	売上総利益（売上総損失）から販売費及び一般管理費を控除した額
IV 営 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう。
[受 取 利 息	預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息。
有 価 証 券 利 息	ただし、有価証券利息に属するものを除く。
[受 取 配 当 金	公社債等の利息及びこれに準ずるもの
そ の 他	株式利益配当金（投資信託収益分配金、みなし配当を含む。）
[有 価 証 券 売 却 益	受取利息及び配当金以外の営業外収益で次のものをいう。
雑 収 入	売買目的の株式、公社債等の売却による利益
V 営 業 外 費 用	他の営業外収益科目に属さないもの
支 払 利 息	次の支払利息及び社債利息をいう。
[支 払 利 息	借入金利息等
社 債 利 息	社債及び新株予約権付社債の支払利息
貸倒引当金繰入額	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸 倒 損 失	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
そ の 他	支払利息、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう。
[創 立 費 償 却	繰延資産に計上した創立費の償却額
開 業 費 償 却	繰延資産に計上した開業費の償却額
株 式 交 付 費 償 却	繰延資産に計上した株式交付費の償却額
社 債 発 行 費 償 却	繰延資産に計上した社債発行費の償却額
有 価 証 券 売 却 損	売買目的の株式、公社債等の売却による損失
有 価 証 券 評 価 損	会社計算規則第5条第3項第1号及び同条第6項の規定により
[雑 支 出	時価を付した場合に生ずる有価証券の評価損
経 常 利 益	他の営業外費用科目に属さないもの
(経 常 損 失)	営業利益（営業損失）に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額
VI 特 別 利 益	
前期損益修正益	前期以前に計上された損益の修正による利益。ただし、金額が重要でないもの又は每期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
そ の 他	固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益。ただし、金額が重要でないもの又は每期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
VII 特 別 損 失	
前期損益修正損	前期以前に計上された損益の修正による損失。ただし、金額が重要でないもの又は每期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
そ の 他	固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、損害賠償金等異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は每期経常的に発生するものは、経常利益（経常損失）に含めることができる。
税引前当期純利益 (税引前当期純損失)	経常利益（経常損失）に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額
法人税、住民税及び 事業税	当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等（法人税、住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額及び還付税額
法 人 税 等 調 整 額	税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額
当 期 純 利 益 (当 期 純 損 失)	税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額を加減した額とする。

完 成 工 事 原 価 報 告 書

科 目	摘 要
材 料 費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費（仮設材料の損耗額等を含む。）
労 務 費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。
（うち労務外注費）	労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額
外 注 費	工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。
経 費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等
（う ち 人 件 費）	経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費

個 財 務 諸 表

様式第 18 号 貸 借 対 照 表
様式第 19 号 損 益 計 算 書

事業年度 $\left[\begin{array}{l} \text{自 令和 } \text{〇〇} \text{ 年 } \text{1 月 } \text{1 日} \\ \text{至 令和 } \text{〇〇} \text{ 年 } \text{12 月 } \text{31 日} \end{array} \right]$

(商号又は名称) 福 岡 工 務 店

(注) 消費税課税業者である場合、経営事項審査申請に提出する場合の財務諸表は、消費税抜き方式で処理したものしか認められません。

貸 借 対 照 表

令和〇〇年 1 2 月 3 1 日現在

商号又は名称 福岡工務店

資 産 の 部

千円単位をもって表示
します。（端数切捨）

千円

Ⅰ 流 動 資 産

現金預金

受取手形

完成工事未収入金

有価証券

未成工事支出金

材料貯蔵品

その他

貸倒引当金

流動資産合計

完成工事高に計上した請負
代金の未収額を計上します。

△

A

円単位の金額を合計し、千円
単位をもって計上します。

Ⅱ 固 定 資 産

建物・構築物

機械・運搬具

工具器具・備品

土地

建設仮勘定

破産更生債権等

その他

固定資産合計

B

資 産 合 計

C = A + B = L

負 債 の 部

I 流 動 負 債

千円

支払手形	
工事未払金	
短期借入金	
未払金	
未成工事受入金	
預り金	
..... 引当金	
その他	
流動負債合計	<u><u>D</u></u>

II 固 定 負 債

長期借入金	
その他	
固定負債合計	<u><u>E</u></u>

負債合計	<u><u>F = D + E</u></u>
------	-------------------------

純 資 産 の 部

期首資本金		G
事業主借勘定		H
事業主貸勘定	△	I
事業主利益		J = V

損失又は欠損の場合は
△で表示します。

純資産合計	<u><u>K = G + H + J - I</u></u>
-------	---------------------------------

負債純資産合計	<u><u>L = F + K = C</u></u>
---------	-----------------------------

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜方式

税抜方式 (いずれかに○印をすること)

損 益 計 算 書

自 令和 〇〇年 1 月 1 日

至 令和 〇〇年 1 2 月 3 1 日

建設業以外の事業(兼業事業)を併せて
営む場合において、兼業事業における売
上高が総売上高の10分の1を超えるときは、
兼業事業の売上高及び売上原価を建設業
と区分して記載すること。

商号又は名称 福岡工務店

I 完成工事高

M 千円

→ 兼業事業売上高

N

II 完成工事原価

材料費

1

労務費

2

(うち労務外注費

外注費

3

経費

4

O = 1 + 2 + 3 + 4

→ 兼業事業売上原価

P

→ ~~完成工事総利益 (完成工事総損失)~~

Q = (M - O) + (N - P)

売上

売上

区分記載した場合はこのよ
うに修正記入すること。

III 販売費及び一般管理費

従業員給料手当

退職金

法定福利費

福利厚生費

維持修繕費

事務用品費

通信交通費

動力用水光熱費

広告宣伝費

交際費

寄付金

地代家賃

減価償却費

租税公課

保険料

雑 費

R

営業利益 (営業損失)

S = Q - R

Ⅳ 営業外収益		千円
受取利息及び配当金		
その他	_____	T
Ⅴ 営業外費用		
支払利息		
その他	_____	U

事業主利益（事業主損失）		<u>V = S + T - U = J</u>

注 工事進行基準による完成工事高

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
期首資本金 —— 前期末の資本合計
事業主借勘定 —— 事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
事業主貸勘定 —— 事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
事業主利益（事業主損失） —— 損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」、「流動負債」及び「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益（事業主損失）」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 注は、工事進行基準による完成工事高が「完成工事高」の総額の10分の1を超える場合に記載すること。

3 許可事項の変更届出等を行う場合

- (1) 建設業の許可を受けている方は、商号又は名称、営業所の名称及び所在地等の事項を変更したときは、変更届の提出が義務づけられています。

変更等の届出事項と提出書類

変更届出書等の様式棚の番号	正式文書名と様式番号	掲載ページ
①	変更届出書（第一面）（様式第22号の2（第一面））	129頁
②	変更届出書（第二面）（様式第22号の2（第二面））	130～132頁
③	変更届出書	141頁（法人） 142頁（個人）
④	経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）	64, 66, 134頁
⑤	専任技術者証明書（新規・変更）（様式第8号）	76, 135頁
⑥	届出書（様式第22号の3）	136頁

許可を受けた後、上表の左欄に掲げる事項に該当するに至った場合には、同表に掲げる区分に従って必要な書類を添付した変更届出書を、許可を受けた行政庁に提出しなければなりません。（法第11条、法第17条、規則第7条の2、規則第8条）

区分		変更届の提出部数	
知事許可	主要県土整備事務所	正本1通、副本1通	ただし、毎事業年度が修了したときの変更届の一般県土への提出部数は、正本1通、副本1通となっています。
	一般県土整備事務所	正本1通、副本2通	

なお、いったん許可を受けた後、別の新たな建設業について許可を受けようとする場合は、許可の変更ではなく、別個の新規の許可となるので注意してください。

- (2) 廃業をした場合等は、30日以内に廃業届を提出してください。

〈記載例〉

廃業届（様式第22号の4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・138頁

知事許可については、主要県土整備事務所は正本1通、副本1通を、一般県土整備事務所は正本1通、副本2通を、所轄県土整備事務所建築指導課へ提出してください。

【許可を受けた後の届出等】

(1) 事実の発生から2週間以内に届出を行う必要があるもの

届 出 事 項	要 否 ○ ×		変更届 出書等 の様式	添 付 書 類
	法人	個人		
ア 経營業務の管理責任者を変更したとき (役員等・支配人の変更を伴う場合は、それに関する届出も行うこと)	○	○	① 及び ④	●新たな経營業務の管理責任者の資格(経営経験)に関する書類<注6> ・常勤役員等の略歴書(様式第7号別紙) ・商業登記全部事項証明書等<注5> ・健康保険の加入を証する書類(写)<注10>
イ 婚姻等により経營業務の管理責任者となっている者の氏名が変更となったとき	○	○	④	・戸籍抄本又は住民票の抄本(個人又は商業登記に記載がない者)<注5> ・法人の役員等、又は個人事業主の支配人の場合は(2)のエを参照のこと。
ウ 営業所の専任技術者を変更したとき	○	○	① 及び ⑤	●新たな技術者の技術資格に関する書面 ・実務経験証明書(様式第9号)<注7> ・指導監督的実務経験証明書(様式第10号)<注8> ・卒業証明書(必要に応じて履修科目証明書等を添付)<注5> ※卒業証書の場合は、写しを提出し、 原本を持参 ・資格証・合格証明書等の写し<注9> ・健康保険の加入を証する書類(写)<注10>
エ 婚姻等により営業所の専任技術者となっている者の氏名が変更となったとき	○	○	① 及び ⑤	・戸籍抄本又は住民票の抄本<注5> (資格証・合格証明書等については、遅滞なく氏名変更の手続きを行うこと)
オ 新たに営業所の代表者になった者があるとき	○	○	①	・誓約書(様式第6号) ・建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号) ・(法務局発行の)許可申請者等に係る登記事項証明書<注3> ・許可申請者等に係る市町村の長の証明書<注4>
カ 経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者に係る基準を満たさなくなったとき	○	○	⑥	
キ 法第8条第1号及び第7号から第11号までのいずれかに該当するに至ったとき	○	○	⑥	
ク 健康保険等の加入状況に変更があったとき	○	○	—	・健康保険等の加入状況(様式第7号の3) ・保険加入の確認資料(192頁参照) ※ただし、従業員数のみの変更の場合は(3)のオを参照のこと。

(2) 事実の発生から30日以内に届出を行う必要があるもの

届 出 事 項	要 否 ○ ×		変更届 出書等 の様式	添 付 書 類
	法人	個人		
ア 商号又は名称を変更したとき	○	○	①	・商業登記全部(一部)事項証明書等 〈注1〉〈注5〉
イ 既存の営業所について、 (ア)その名称 (イ)所在地 (ウ)営業所において営業を行う建設業の種類 のいずれかを変更したとき	○	○	①	・商業登記全部(一部)事項証明書等 〈注1〉〈注5〉 ・②(該当する項目がある場合。営業所の代表者や技術者に関する届出が必要な場合はその書類を添付する。) ・営業所の写真提出用台紙
ウ 資本金額(又は出資総額)に変更があったとき	○	×	①	・商業登記全部(一部)事項証明書等 〈注1〉〈注5〉 ・株主(出資者)調書(様式第14号)
エ 婚姻等により法人の役員等、個人の事業主又は支配人の氏名に変更があったとき	○	○	①	・商業登記全部(一部)事項証明書等 (法人役員、支配人に限る)〈注1〉〈注5〉 ・様式第1号別紙1「役員等の一覧表」 (法人のみ) ・戸籍抄本又は住民票の抄本 (個人又は商業登記に記載がない者)〈注5〉
オ 営業所の新設をしたとき	○	○	① 及び ②	・商業登記全部(一部)事項証明書等 〈注1〉〈注5〉 ●当該営業所の代表者に関する書類 ・誓約書(様式第6号) ・建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) ・建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号) ・(法務局発行の)許可申請者等に係る登記事項証明書〈注3〉 ・許可申請者等に係る市町村の長の証明書〈注4〉 ・健康保険の加入を証する書類(写)〈注10〉 ●当該営業所の専任技術者に関する書類 ・⑤専任技術者証明書(新規・変更) (様式第8号) ・健康保険の加入を証する書類(写)〈注10〉 ●新たな技術者の技術資格に関する書面 ・実務経験証明書(様式第9号)〈注7〉 ・指導監督的実務経験証明書(様式第10号)〈注8〉 ・卒業証明書(必要に応じて履修科目証明書等を添付)〈注5〉 ※卒業証書の場合は写しを提出し、原本を持参 ・資格証・合格証明書等の写し〈注9〉

届 出 事 項	要 否 ○ ×		変更届 出書等 の様式	添 付 書 類
	法人	個人		
カ 役員等、支配人に変更があったとき (新たに役員、支配人となった者が あるとき) (役員等、支配人でなくなった者が あるとき) (法人の役員等の役名が変更にな ったとき。 ・代表取締役が取締役に、 ・取締役が代表取締役に、 など)	○	○	①	・②(該当する項目がある場合) ・商業登記全部(一部)事項証明書等 〈注1〉〈注5〉 ・様式第1号別紙1「役員等の一覧表」 (法人のみ) ・誓約書(様式第6号) ・調書(様式第12号ないし第13号) ・株主(出資者)調書(様式第14号) ・(法務局発行の)許可申請者等に係る登記 事項証明書〈注3〉 ※顧問、相談役、株主等は添付不要 ・許可申請者等に係る市町村の長の証明書 〈注4〉 ※顧問、相談役、株主等は添付不要 ◎「役員等、支配人でなくなった者がある」 だけの場合、及び「法人の役員の役名が 変更になったとき」だけの場合は、以下の 書類は省略可。 ・誓約書(様式第6号) ・調書(様式第12号ないし第13号) ・(法務局発行の)許可申請者等に係る登記 事項証明書〈注3〉 ・許可申請者等に係る市町村の長の証明書 〈注4〉

(3) 毎営業年度経過後4月以内に提出しなければならないもの

届 出 事 項	要 否 ○ ×		変更届 出書等 の様式	添 付 書 類
	法人	個人		
ア 毎営業年度(決算期)を経過したとき	○	○	③	・工事経歴書(様式第2号) ・直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号) 《法人の場合》 ・貸借対照表(様式第15号) ・損益計算書(様式第16号) ・完成工事原価報告書 ・株主資本等変動計算書(様式第17号) ・注記表(様式第17号の2) ・附属明細表(様式第17号の3) 〈注2〉 ・事業報告書(株式会社のみ) ・納税証明書(法人事業税) 《個人の場合》 ・貸借対照表(様式第18号) ・損益計算書(様式第19号) ・納税証明書(知事許可は個人事業税)
イ 使用人数に変更があったとき	○	○	③	・使用人数(様式第4号)
ウ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表に変更があったとき	○	○	③	・建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)
エ 定款に変更があったとき	○	×	③	・定款
オ 健康保険等の加入状況に変更があったとき(従業員数の変更のみ)	○	○	③	・健康保険等の加入状況(様式第7号の3)

- 〈注1〉 変更事項のうち、商業登記の変更を必要とする場合に限り、変更後の登記事項証明書を添付すること。（一部事項証明書で確認できる場合は一部事項証明書で可）
- 〈注2〉 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和49年法律第22号）第22条第1項に規定する者を除く株式会社（資本金の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社）が対象
- ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。
- 〈注3〉 （法務局が発行する）許可申請者及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（「登記されていないことの証明書」という）をいう。）
- （日本人で本籍地を記載されている場合は、〈注4〉の身分証明書の本籍と一致しているかどうか、提出前に充分ご確認ください。）
- （外国人の場合は、①氏名欄に本名（本国名）と通称名を（ ）書きで、③住所欄に「住民票」記載の現住所を、④国籍欄に国名を記載してください。）
- 〈注4〉 許可申請者及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項又は第2項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書（本籍地の市町村発行の「身分証明書（通称）」）
- 外国人の方はこの証明書に代えて「国籍が記載された住民票」を提出してください。
- 〈注5〉 各証明書については、申請又は届出日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。
- 〈注6〉 191頁の「◆経営管理経験の確認資料」を参照。
- 〈注7〉 「実務経験証明書（様式第9号）」を提出する際は、経験期間に係る契約書、注文書、請求書（控）等（事業内容や従事していた業種が確認できるもの）を提出すること。（必要な経験年数分で1年につき1枚以上）また、実務経験期間中の常勤を確認できるもの。（指導監督的実務経験を証明する場合も同様です。）
- 〈注8〉 「指導監督的実務経験証明書（様式第10号）」を提出する際は、記載された工事について、工事請負契約書の原本を提示すること。
- 〈注9〉 「資格証・合格証明書等の写し」を提出する際は、携帯を義務づけられているもの（電気工事士免状、消防設備士免状）を除き、原本を提示すること。
- 〈注10〉 「健康保険の加入を証する書類（写）」としては、「社会保険証（写）」ないし「全国土木建築国保組合等の国民健康保険証（写）」
- 市町村の国民健康保険証の写しを提出する〈注10〉際は、出勤簿及び賃金台帳の写しを添付すること。

(第一面)

(1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
(6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者

福岡県 知事 殿

届出者 代表取締役 福岡 一郎

許 可 番 號

3	5	4	0
---	---	---	---

 國主交通大臣 福岡県知事 許可 (一般特

0	3
---	---

 第

0	0	0	1	2	3
---	---	---	---	---	---

 号 令和

0	3
---	---

 年

0	8
---	---

 月

0	1
---	---

 日

法 人 番 号

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商 号	(株) 福 岡 組	(株) 福 岡 建 設	H31. 8. 1	
役 員 の 氏 名	福 岡 太 郎	福 岡 一 郎	H31. 8. 1	代表取締役
資 本 金 額	120,000千円	150,000千円	H31. 8. 1	
役 員 の 氏 名	一	取締役 福 岡 二 郎	H31. 8. 1	就任
役 員 の 氏 名	取締役 福 岡 太 郎	一	H31. 8. 1	退任

登記事項証明書の事由(退任、辞任、解任、死亡等)に合わせて記載する。

◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

こちらのカラムには変更事項のみ記載すること。

資本金額
又は出資総額

			3		5				10										
4	4				1	5	0	0	0	0	0								

(千円)

(ファックス番号の変更があればここに記載)

ファックス番号 092-651-2222

(用紙A4)

- ・従たる営業所の業種の追加又は業種の廃止の場合
- ・従たる営業所の所在地の変更の場合
- ・一部廃業の場合

(用紙 A 4)

・従たる営業所の新設の場合

(主たる営業所)

主たる営業所の許可の内容を記入する。

(従たる営業所)

(従たる営業所)

--	--

(用紙A4)

(第二面)

・従たる営業所の廃止の場合

(第二面)

区 分	項 番 3 8 1 4	2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の 新設 4. 従たる営業所の 廃止
	大臣 知事	
許 可 番 号	項 番 3 8 2 4 0	<del style="color: red;">国土交通大臣</del> 福岡県知事 許可 (般 特) 0 3 第 5 0 0 0 0 1 2 3 号
		許可年月日
		令和 11 0 3 年 13 0 8 月 15 0 1 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営 業 し よ う と する 建 設 業 8 3

主たる営業所の許可の内容を記入する。

	土 ₃	建 ₅	大 ₅	左 ₅	石	屋	電 ₁₀	管 ₁₀	タ	鋼	筋	舗 ₁₅	しゅ	板	ガ	塗 ₂₀	防 ₂₀	内	機 ₂₀	絶 ₂₅	園 ₂₅	井	具	水	消	清 ₃₀	解 ₃₀
変更前	2	2			2				1				2						1		2						

(1. 一般)
(2. 特定)

(従たる営業所)

[illegible]

(従たる営業所)

				フリガナ																			
従たる営業所の 名称			3 5 10 15 20																				
			23 25 30 35 40																				
内 容					3 5 10 15 20																		
					3 5 10 15 20																		
					3 5 10 15 20																		
					3 5 10 15 20																		
郵便番号			3 5 6 10 15 20																				
			3 5 6 10 15 20																				
営業しようとする建設業			3 5 10 15 20 25 30																				
			3 5 10 15 20 25 30																				
変更前																							

(従たる営業所)

(従たる営業所)

フリガナ

従たる営業所の名称

8 4

3 5 10 15 20

23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市区町村コード

8 5

3 5

都道府県名

市区町村名

従たる営業所の所在地

8 6

3 5 10 15 20

23 25 30 35 40

郵便番号

8 7

3 5 6 10 15 20

電話番号

営業しようとする建設業

8 8

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

(1. 一般)
(2. 特定)

変更前

3 5 10 15 20 25 30

記載要領

- 1 (1) から (8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「 地方整備局長
北海道開発局長 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設業□□のように左詰めで記入すること。

- 5 「35」許可番号の欄の「大臣
知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0011234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

- なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 「36」法人番号の欄は、申請者が法人であって法人番号（行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 9 届出の内容が、第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する営業所技術者等の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。

- 12 「37」商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はハのように1文字として扱うこと。
- なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 13 「38」商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例) 株 A 建設
B 建設 (有) □□)

種 類	略 号	種 類	略 号
株 式 会 社	(株)	特 例 有 限 会 社	(有)
合 名 会 社	(名)	合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)	協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)	企 業 組 合	(企)

本手引きの174頁国土交通大臣・都道府県知事コード表を参照してください。

福岡県内は本手引きの175頁市町村コード表を参照してください。

- 14 「39」代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はハのように1文字として扱うこと。
- 15 「40」代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 16 「41」主たる営業所の所在地市区町村コード」及び「85」従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

- 「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 17 「42」主たる営業所の所在地」及び「86」従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については―（ハイフン）を用いて、例えば国 2 2 1 1 3 のように記入すること。

- 18 「43及び87」のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ―（ハイフン）で区切り、例えば0 3 5 2 5 3 8 1 1 1 のように左詰めで記入すること。「資本金額
又は出資総額」
- 19 「44」又は出資総額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。

- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 「81」区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
- 「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合
- 「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合
- 「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

- 22 「83及び88」営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築一式工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工・コンクリート工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、「84」従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

④

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ⁽¹⁾_{~~(2)~~}_{~~(3)~~}に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役

経験年数 平成24年5月から平成31年7月まで満7年2月

証明者と被証明者との関係 役員

備考

令和3年7月1日

柳川市三橋町大字今古賀8-1
(株)柳川工務店

証明者 代表取締役 柳川五郎

(2) 下記の者は、許可申請者^{の常勤の役員}_{~~本大~~}_{~~の支配大~~}で建設業法第7条第1号イ⁽¹⁾_{~~(2)~~}_{~~(3)~~}に該当する者であることに相違ありません。

令和3年7月1日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
福岡県知事 殿

福岡市博多区東公園7番7号
(株)福岡組
申請者 代表取締役 福岡太郎
届出者

申請又は届出の区分 項番 3
1 7 2 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和3年7月1日

大臣コード 知事 許可年月日
許可番号 1840 国土交通大臣 許可(一般-02) 第5000000000号 令和02年05月20日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 19 ヨシ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名 20 吉塚 一彦

生年月日 13 14 16 18
S 4 9 年 0 8 月 2 0 日

住所 福岡市博多区〇〇〇1-1-1

◎【変更前】

氏名 21 柳川 五郎

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 13 14 16 18
S 2 0 年 1 0 月 0 5 日

備考

常勤役員等の略歴については、別紙による。

00008

⑥

経管がいなくなった場合

届 出 書

廃業となる

営業所技術者等が1人もいなくなった場合

下記のとおり、

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
- (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
- (3) 営業所技術者等を削除した
- (4) 欠格要件に該当するに至った

ので届出をします。

令和 3 年 9 月 10 日

一部営業所の廃止により営業所技術者等を削除しようとする場合

地方整備局長
北海道開発局長
福岡県知事 殿

福岡市博多区東公園 7 番 7 号
(株) 福岡組
代表取締役 福岡 太郎

届 出 者

上記の場合は変更届出書と一緒に提出すること

項 番 大臣 コード
知事

許 可 番 号

5 1 4 0

~~国土交通大臣~~
福岡県知事

許可 (般)

特 0 3) 第 0 0 0 1 2 3 号

許可年月日

令和 0 3 年 0 8 月 0 1 日

記

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者〕を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

5 2

3 5 10

生年月日

13 14 16 18 年 月 日

- (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔営業所技術者等〕を満たさなくなった場合
(3) 営業所技術者等を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

5 3

3 5 10 斎 藤 二 郎

生年月日

13 14 16 18 年 月 日 S 3 5 1 1 5

営 業 所 の 名 称

本 店

建 設 工 事 の 種 類

(管) 、 (機)

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

5 3

3 5 10

生年月日

13 14 16 18 年 月 日

営 業 所 の 名 称

建 設 工 事 の 種 類

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名

5 3

3 5 10

生年月日

13 14 16 18 年 月 日

営 業 所 の 名 称

建 設 工 事 の 種 類

- (4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第11号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

該当した者の氏名
・・・理由

記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(1)」を○で囲むとともに、**5****2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (2) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(2)」を○で囲むとともに、**5****3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、営業所技術者等を削除した場合
この場合、「(3)」を○で囲むとともに、**5****3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (4) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。

本手引きの 174 頁
国土交通大臣・都道府県知事コード表
を参照してください。

- 2 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」 及びに「般
特」 については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 ☐ ☐ ☐ ☐ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- 5 **5****1**「許可番号」の欄の「大臣
知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0****0****1****2****3****4**又は**0****1**月**0****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 **5****2**及び**5****3**「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**福****岡**☐☐**太****郎**☐☐のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0****1**月**0****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が営業所技術者等となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

7

廃業届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。

令和 3 年 9 月 10 日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
福岡県 知事 殿

福岡市博多区東公園 7 番 7 号
(株) 福岡 建設
届出者 代表取締役 福岡 一郎

届出の区分 項番 3
5 4 2 (1. 全部の業種の廃業
2. 一部の業種の廃業)

一部廃業の場合は、専任技術者の変更届(様式第八号)又は届出書(様式第二十二号の三)及び変更届出書(様式第二十二号の二)と一緒に提出してください。

大臣コード
許可番号 5 5 4 0 ~~国土交通大臣~~ 許可 (一般) 0 3 第 0 0 0 1 2 3 号 令和 0 3 年 0 8 月 0 1 日
福岡県知事 記

複数の許可日を有する場合は有効なものうち一番古い許可日を記入する。

廃止した建設業 5 6 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 ぼ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
届出時に許可を受けている建設業 5 7 2 2 2 1 1 2 (1. 一般
2. 特定)

行政庁側記入欄
整理区分 5 8 3

決裁年月日 5 9 令和 3 年 5 月 7 日

【備考】

廃業等の年月日 令和 年 月 日
廃業等の理由 (1) 許可に係る建設業者が死亡したため
(2) 法人が合併により消滅したため
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したため
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したため
(5) 許可を受けた建設業を廃止したため

下記に該当することとなった場合は次に掲げる者が届けなければならない。

- (1) 許可に係る建設業者が死亡したときは、その相続人。
- (2) 法人が合併により消滅したときは、その役員であった者。
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合、手続中はその破産管財人。破算手続終了後はその役員であった者。
- (4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合、清算中はその精算人。清算終了後はその役員であった者。
- (5) 許可を受けた建設業を廃止したときは、当該許可に係る建設業者であった個人又は当該許可に係る建設業者であった法人の役員。

記載要領

本手引きの 174 頁国土交通大臣・都道府県知事コード表を参照してください。

- 1 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」
及び「**般
特**」については、不要のものを消すこと。
- 2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 ☐ ☐ ☐ ☐ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1 カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 ☐ ☐ 「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。
- 5 ☐ ☐ 「許可番号」の欄の「**大臣
知事** コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば ☐☐☐☐☐☐☐☐ 又は ☐☐ 月 ☐☐ 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 ☐ ☐ 「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届ける建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 ☐ ☐ 「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。
- 8 太線の枠内には記入しないこと。
- 9 【備考】の欄は、（1）から（5）までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。

4 決算終了後の届出を行う場合

建設業の許可を受けている方は、毎事業年度終了後4ヶ月以内に「決算終了後の変更届」の提出が義務づけられております。

この変更届を提出しない場合は、建設業法に罰則の規定があり、また許可の更新が受けられないことがありますので、期限内に必ず提出してください。

なお、この変更届および建設業法第11条に規定する諸変更届を提出している方は、許可の更新申請時に次の書類を省略できます。

①工事経歴書 ②直前3年の各事業年度における工事施工金額 ③使用人数 ④貸借対照表
⑤損益計算書 ⑥株主資本等変動計算書及び注記表(法人用) ⑦法人・個人事業税納税証明書
(福岡県知事許可の場合) ⑧定款

<記載例>

㊦ 変更届出書(法人用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 141

㊧ 変更届出書(個人用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 142

事業報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143

附属明細表(様式第17号の3)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 146

法人用

変更届出書

令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日

③

許可番号 福岡県知事 許可 (○ -○○) 第 ○○○○○号

法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3

所在地 福岡市博多区東公園7番7号

建設業者 商号 (株) 福岡組

代表者

氏名 代表取締役 福岡 太郎

電話番号 092-651-111

福岡県知事 殿 (知事の個人名は省略可)

事業年度(第 ○ 期 令和○○ 年 4 月 1 日から令和○○ 年 3 月 31 日まで) が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- (1) 様式第2号 工事経歴書
 - (2) 様式第3号 直前3年の各事業年度における工事施工金額
 - (3) 様式第15号 貸借対象表 及び 様式第16号 損益計算書
 - (4) 様式第17号 株主資本等変動計算書 及び 様式第17号の2 注記表
 - (5) 事業報告書
 - (6) 様式第17号の3 附属明細表
 - (7) 事業税納付済額証明書
 - (8) 様式第4号 使用人数
 - (9) 様式第11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
 - (10) 定款
 - (11) 様式第7号の3 健康保険等の加入状況
- 特例有限会社を除く株式会社の場合のみ提出する。
- 資本金が1億円を超え、又は貸借対象表の負債合計が200億円以上の株式会社のみ添付する。
- 従業員数に変更があった場合

記載要領

1 (1) から (11) までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

注…○ (8)、(9)、(10)、(11) については、変更あるもののみ添付すること。

○ 株式会社は、(5) 事業報告書、(6) 附属明細書を添付すること。

個人用

変 更 届 出 書

令和 ○○ 年 ○ 月 ○ 日

③

許可番号 福岡県知事 許可 (○ -○○) 第 ○○○○○号

所在地 行橋市中央1丁目2番1号

建設業者 商 号 ○ ○ ○ ○

代表者

氏 名 ○ ○ ○ ○

電話番号 ○○○-○○-○○○○

福岡県知事 殿 (知事の個人名は省略可)

事業年度 (第 ○ 期 令和○○ 年 1 月 1 日から令和○○ 年 12 月 31 日まで) が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- (1) 様式第2号 工事経歴書
- (2) 様式第3号 直前3年の各事業年度における工事施工金額
- (3) 様式第18号 貸借対象表 及び 様式第19号 損益計算書
- (4) 事業税納付済額証明書
- (5) 様式第4号 使用人数
- (6) 様式第11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表
- (7) 様式第7号の3 健康保険等の加入状況

従業員数に変更
があった場合

記載要領

1 (1) から (7) までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

注…○ (5)、(6)、(7) については、変更あるもののみ添付すること。

事業報告書

第 ○ 期

令和 ○○ 年 4 月 1 日から
令和 ○○ 年 3 月 31 日まで

会社名 (株) 福岡組

注) 3 頁からの附属明細表（様式第十七号の三）については、個人、株式会社以外の法人及び資本の額が 1 億円以下の株式会社（最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円以上であるものを除く。）については記載する必要はありません。

また、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 24 条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができるものとする、となっています。

1. 会社の概況

- (1) 社 名 株式会社 福 岡 組
- (2) 代 表 者 名 代表取締役 福 岡 太 郎
- (3) 所 在 地 福岡市博多区東公園7番7号
- (4) 創 立 年 月 日 昭和63年4月1日
- (5) 資 本 金 12,000万円

○株 式 総 数 12,000株

○株主名及び持株数 (株主全員について記載して下さい)

福岡 太郎	5,000株	佐藤 一郎	1,000株
福岡 一郎	3,000株		
福岡 花子	2,000株	計	12,000株
飯塚 八郎	1,000株		

- (6) 許可を受けている建設業 土木工事業、建築工事業、とび土工工事業、管工事業、
舗装工事業、機械器具設置工事業、造園工事業
- (7) 許可番号・許可年月日

福岡県知事 許可 (般 特 -〇〇) 第 〇〇〇〇 号

許可年月日 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

2. 営業所の名称及び所在地

- (1) 本 店 本社
福岡市博多区東公園7番7号
- (2) 営業所 北九州支店
北九州市小倉北区室町1丁目1番1号

3. 営業の概況

(1) 業績の推移

(単位：千円)

区 分	元 年度	2 年度	(当 ○ 期) 3 年度
受 注 高			A
完 成 工 事 高			B
当 期 利 益			

(2) 当期の業績

(単位：千円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	時期繰越高
建設事業					
	計		C = A	D = B	
その他の事業					
合 計					

第2表(2頁記載)の建設工事の種類(建築一式工事、電気工事等)ごとに、前期繰越高、当期受注高等を取りまとめて記入してください。

4. その他

(注) 当期中における主要事項を説明する。

附 属 明 細 表

令和 年 月 日現在

1 完成工事未収入金の詳細

相手先別内訳

相 手 先	金 額
	千円
計	

滞留状況

発 生 時	完成工事未収入金
当 期 計 上 分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株式	銘柄	一株の金額	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式数	取得価額	貸借対照表計上額	株式数	金額	株式数	金額	株式数	取得価額	貸借対照表計上額	
		千円		千円	千円		千円		千円		千円	千円	
	計												

	銘柄	期首残高		当期増加額	当期減少額	期末残高		摘要
		取得価額	貸借対照表計上額			取得価額	貸借対照表計上額	
社債		千円	千円	千円	千円	千円	千円	
	計							
その他の有価証券								
	計							

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円		
計			—

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

記載要領

第1 一般的事項

- 1 「親会社」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。
- 2 「関連会社」とは、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第18号に定める会社をいう。
- 3 「関係会社」とは、会社計算規則第2条第3項第22号に定める会社をいう。
- 4 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。
- 5 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。
この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第2 個別事項

1 完成工事未収入金の詳細

- (1) 別記様式第十五号による貸借対照表（以下単に「貸借対照表」という。）の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 滞留状況については、当期計上分（1年未満）及び前期以前計上分（1年以上）に分け、各々の合計額を記載すること。

2 短期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

3 長期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

4 関係会社貸付明細表

- (1) 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 摘要の欄には、貸付の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。

- (4) 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。

5 関係会社有価証券明細表

- (1) 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係（親会社、子会社等の関係）を摘要欄に記載すること。
- (3) 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
- (4) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表（以下単に「注記表」という。）の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- (5) 当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- (6) 一の関係会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の5を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び純資産の合計額が100分の5を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容（例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容）を注記すること。
- (7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

6 関係会社出資金明細表

- (1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件（1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件）を摘要欄に記載すること。
- (3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

7 短期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。
- (2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。
- (3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件（担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率）等について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。

- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

8 長期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年以内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。
- (2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年以内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書（括弧書）として記載し、その旨を注記すること。
- (3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件（返済期限（分割返済条件のある場合にはその条件）及び担保物件の種類）について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間における1年ごとの返済予定額を注記すること。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

9 関係会社借入金明細表

- (1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10 保証債務明細表

- (1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 注記表の3の(2)において、相手先及び相手先ごとの額が記載されている時は記載を省略することができる。
- (3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

承継等（譲渡・合併・分割・相続）の認可について

1 認可に係る共通事項

（１）認可の基準について

- ・ 承継等ができるのは、「承継元」が有する「全ての許可業種」であり、「一部の許可業種のみ」は認められません。このため、「承継元」と「承継先」の許可業種が重複する場合は、承継等にあたり事前廃業の手続きが必要となる場合があります。

（例）

①「承継元」と「承継先」の許可業種が重複しない場合

「承継元」・・・土（特）、筋（一）、舗（一）、園（一）の４業種

「承継先」・・・建（特）、大（一）、左（一）の３業種

→【承継後】・・・土（特）、建（特）、筋（一）、舗（一）、造（一）、大（一）、左（一）の７業種

②「承継元」と「承継先」の許可業種が一部重複するが許可区分が同じ場合

「承継元」・・・土（特）、筋（一）、舗（一）、園（一）の４業種

「承継先」・・・建（特）、筋（一）、大（一）、左（一）の４業種

→【承継後】・・・土（特）、建（特）、筋（一）、舗（一）、園（一）、大（一）、左（一）の７業種

③「承継元」と「承継先」の許可業種が一部重複するが許可区分が異なる場合

「承継元」・・・土（特）、筋（特）、舗（一）、園（一）の４業種

「承継先」・・・建（特）、筋（一）、大（一）、左（一）の４業種

→【承継後】・・・筋（特）と筋（一）の区分が異なるため「承継不可」となることから、事前廃業の手続きを行ったうえでの手続きが必要となります。

なお、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することになります。

例）・承継等の認可後、被承継者の未提出の決算報告書がある場合、承継者自身の決算報告とは別に被承継者の決算報告書を作成して提出する必要があります。

- ・経営事項審査において、完成工事高における虚偽申請が発覚した場合は建設業者としての営業停止等処分となります。

・認可の基準については建設業法第７条（特定建設業の場合は同法第１５条）に規定する許可の基準と、欠格要件については同法第８条に規定する欠格要件と原則同様に取り扱うものとします。

※承継者について、経営・専技・社会保険・財産的基礎等の要件は原則新規許可と同様の基準で審査を行います。

（２）許可の番号及び有効期間の取扱いについて

- ・承継人（相続人）が事業承継後（相続後）に使用する許可番号については、被承継人（被相続人）のものを引き続き使用することとなりますが、承継人（相続人）が建設業者である場合は、承継人（相続人）が使用する許可番号を選択することができます。

- ・有効期間については、その残存期間にかかわらず、承継のあった日から5年目の承継のあった日に対応する日をもって満了となります。

例) 承継日 (相続＝死亡日) 令和3年4月1日 ※承継日 (相続＝死亡日) も許可は有効
 許可日 令和3年4月2日
 許可有効期間 令和3年4月1日 ～ 令和8年4月1日 (5年と1日)
 更新後の許可日 令和8年4月2日
 更新後の許可有効期間 令和8年4月2日 ～ 令和13年4月1日 (5年)

(3) 標準処理期間について

承継等の認可制度については、本県審査に係るノウハウの蓄積も浅いため、申請書を受理してから2～3ヵ月を目安としますが、補正等が発生した場合は超過することがありますので予めご了承下さい。

※従前の許可が更新期限を迎える場合は、更新申請を行った上で認可申請をご検討下さい。

(4) 認可申請受付後の提出書類について

内部の本審査で内容に疑義が生じた場合は、別途確認書類や補正資料等を求めることとなります。また、承継人の事務所が被承継人と異なる場合は営業所調査を実施します。

その結果、認可の基準に適合しない場合や後日提出を要する書類が提出されない場合は、取り下げ書の依頼を行います。

なお、新設分割による申請で認可後に法令で定められた期限以内に提出がないことにより許可要件 (認可日＝承継日時点) を確認できない場合は、事前認可の取消し処分の対象となり得るため、必ず期限以内に提出するようにお願いします。

例) ・常勤役員等 (経管※補佐者含む)、専任技術者の常勤性の確認資料・・・2週間以内
 ・健康保険等の加入状況 (7号の3) 及び加入証明資料・・・2週間以内
 ・登記事項証明書、定款、法人設立届又は事業開始届・・・30日以内

※本県審査担当と十分な打ち合わせを行い、認可通知書交付と同時に許可要件が確認できるように協力してください。

2 譲渡及び譲受け、合併、分割について

(1) 共通事項

- ・認可にあたっては、事業承継の日の前に**あらかじめ申請**をする必要がある。(建設業法第17条の2第1項～第3項)

(2) 認可の手続きについて

- ・審査の円滑な実施のため、事業承継の認可申請が必要となると見込まれる場合は、**必ず事業承継の日の2ヶ月前までに申し出、事前打ち合わせ**を行うこと。

(3) 譲渡及び譲受け、合併、分割に関する契約書の写し等について

- ・譲渡及び譲受け、合併、分割に関する契約書の写しについては、株主総会の承認を受けたものを提出すること (株主総会の承認が不要な場合を除く)。

- ・分割が新設分割である場合、分割契約書・分割比率説明書、株主総会の承認を受けた新設分割計画書を提出すること。
- ・譲渡及び譲受けについて、個人事業主が法人に成り代わる（法人成り）場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書を添付すること。

※譲渡契約における認可の場合、譲渡先の法人が設立されていない状態では認可申請の主体が不確定であり、通常は申請を行うこと自体が不可能であると考えられますので、法人設立後に申請をお願いします。（法人未設立の場合、許可有効期間の始期日である譲渡日に許可要件に係る法的構成が不確実であり許可行政庁側が確認できないままの許可となりえる。）

※個人事業主が法人成り後の法人の1人代表取締役となる場合、法人の口座開設・税務署への法人設立届出以外の法人側としての職務が全く発生しないという根拠は乏しく、現在許可の建設業に係る職務（経管・専技等）があるため2人以上（個人事業主以外が代表取締役）の役員を設置すること。なお、諸事情により個人事業主が法人成り後の1人代表取締役として申請する場合は、認可申請書受理と同時に廃業届（法人設立日で廃業日記入）を提出すること。これをもって、許可要件の不足により認可ができない場合の本県の備えとする。

なお、認可処分を行えた場合は、認可通知交付時に廃業届は必ず返却します。

※健康保険加入に関しては、法人としても経管・専技としても譲渡日＝認可日の確実な加入を促すためにも、申請受理後に認可日以前の加入も認めることとするため、審査担当と十分に打ち合わせをしてください。

- ・株主総会の決議録等については、被承継人及び承継人それぞれについて提出すること。

3 相続について

（1）申請要件等について

- ・相続による認可を受けようとする場合、相続人は、被相続人の**死亡後30日以内に申請**する必要がある。（建設業法第17条の3第1項）
- ・相続人が認可の申請をしたときは、被相続人の死亡の日からその認可を受ける日までは、被相続人に対して行った建設業の許可は、その相続人に対して行ったものとみなす。（建設業法第17条の3第2項）

※相続による認可の場合、被相続人の死亡の時から適正な経管・専技がいることを立証できなければ許可要件を欠くことになるため認可はできません。

（2）相続人同意書について

- ・申請人以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに對し同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載した誓約書を提出すること。

※被相続人と相続人との続柄を証する戸籍謄本等も提出。

4 その他

（1）申請者の方へ

当該認可制度における申請は、廃業届と同様に建設業許可事業者としての地位喪失だけでなく、売上げや利益等の事業者全体の地位承継と捉えることができますので、その影響が非

常に大きいものとなります。そのため、本県窓口審査では本人の意思に基づく、真に権限のある者からの申請であるか等を、審査窓口におけるヒアリングや運転免許証・行政書士証等の確認を通じて慎重に行うこととしています。

その結果、申請内容や代理権行使に疑義がある場合は受理ができないことになります。行政書士法に基づく代理権行使の場合、必ず委任状の提出をお願いします。後日、当該申請に関してトラブルが発生した場合（申請書虚偽記載、偽造添付書類、無権代理等）には、当該代理人の責任でご対応いただくことに加え、申請人への取消処分等もありえます。

※適法な代理人である行政書士からの受付・相談は事前予約の上で従来通り取扱います。

行政書士法違反による無権代理申請によるトラブル防止のための慎重な運用となります。

（２）受付窓口等について

- ・事業承継の認可については、当面の間、本庁（県庁建築指導課建設業係）にて行います。
- ・現在、審査の詳細な取扱いについて明確でない点があることから、審査に時間がかかる可能性があります。あらかじめ余裕をもって事前の準備、相談、申請をされるようお願いいたします。
- ・今後、取扱いの統一を図る目途が立ちましたら、出先機関（管轄の県土整備事務所建築指導課）での受付とする予定です。

（３）認可手続きに基づかない事業承継等について

- ・今回の法改正にかかわらず、従来の手続き（被承継者の廃業届出と承継者の新規申請の同時提出）による事業承継、法人成りも引き続き可能となりますので、許可までの時間を重視される場合は、従来の手続きをご利用ください。

譲渡及び譲受け認可申請書
(第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

令和 3 年 7 月 1 日

地方整備局長
北海道開発局長
福岡県 知事 殿

申請者 譲渡人

福岡市博多区東公園7番7号
福岡建設
代表者 福岡 一郎
福岡市博多区東公園7番8号
(株)福岡建設
代表取締役 福岡 一郎

譲受人

行政庁側記入欄		大臣 知事		コード				許可年月日			
許可番号	01	3		国土交通大臣 知事	許可(一般)	第	00000	号	令和	11	年
認可申請年月日	02	3		令和	03	年	10	月	01	日	
譲渡及び譲受け 年 月 日	03	3		令和	03	年	10	月	01	日	
譲渡及び譲受け の理由	04	法人成りにより、個人事業を法人に譲渡するため									
譲渡及び譲受け の価 格	05	9,000,000円									
引き続き使用する 許可番号	06	40	3	国土交通大臣 知事	許可(一般)	第	000123	号			
＜譲受人に関する事項＞											
譲渡及び譲受け後に 営業しようとする 建設業	07	11		土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	1. 一般 2. 特定						
認可申請時において 許可を受けて いる建設業	08										1. 一般 2. 特定
商号又は名称 のフリガナ	09	フ ク オ カ ケ ン セ ツ									
商号又は名称	10	(株) 福 岡 建 設									
代表者又は個人 の氏名のフリガナ	11	フ ク オ カ イ チ ロ ウ									
代表者又は 個人の氏名	12	福 岡 一 郎							支配人の氏名		
譲渡及び譲受け後の 主たる営業所の 所在地市区町村 コード	13	40132		都道府県名	福岡県	市区町村名	福岡市博多区				
譲渡及び譲受け後の 主たる営業所の 所在地	14	東 公 園 7 一 8									
郵便番号	15	812-8577		電話番号	092-651-1111						
ファックス番号 092-651-2222											
法人又は個人の別	16	1	(1. 法人) (2. 個人)	資本金額又は出資総額	4 5	6000	(千円)	法人番号	13 15 20 25	1234567890123	
兼業の有無	17	2	(1. 有) (2. 無)	建設業以外に行っている営業の種類							
許可番号	18			国土交通大臣 知事	許可(一般)	第	00000	号	令和	11	年

譲渡事業 建設	1	9	土建大左石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解	(1.一般) (2.特定)
商号又は名称 のフリガナ	2	0	フ ク オ カ ケ ン セ ツ	
商号又は名称	2	1	福 岡 建 設	
代表者又は個人 の氏名のフリガナ	2	2	フ ク オ カ イ チ ロ ウ	
代 表 者 又 は 個 人 の 氏 名	2	3	福 岡 一 郎	支配人の氏名
主たる営業所の 所在地市町村	2	4	4 0 1 3 2	都道府県名 福岡県 市区町村名 福岡市博多区
主たる営業所の 所在地	2	5	東 公 園 7 - 7	
郵便番号	2	6	8 1 2 - 8 5 7 7	電話番号 0 9 2 - 6 5 1 - 1 1 1 2
			ファックス番号	092-651-2223
法人又は個人の別	2	7	2 (1.法人) (2.個人)	資本金額又は出資総額 (千円) 法人番号
兼業の有無	2	8	2 (1.有) (2.無)	建設業以外に行っている営業の種類
許可番号	2	9	4 0	国土交通大臣 知事 許可(般-特) 第 0 0 0 1 2 3 号 令和 0 1 年 0 7 月 0 1 日

所属等	総務課	氏名	福岡 二郎	電話番号	092-651-1111
ファックス番号	092-651-2222				

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「譲渡及び譲受け年月日」の欄は、譲渡及び譲受けを行う年月日を記入すること。
- 6 04「譲渡及び譲受けの理由」の欄は、譲渡及び譲受けを行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「引き続き使用する許可番号」の欄は、譲渡する建設業又は譲受人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「譲渡及び譲受け後に譲受人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムを記入すること。

土木一式工業（土）	鋼構造物工業（鋼）	熱絶縁工業（絶）
建築一式工業（建）	鉄筋工業（筋）	電気通信工業（通）
大工工業（大）	舗装工業（舗）	造園工業（園）
左官工業（左）	しゅんせつ工業（しゅ）	さく井工業（井）
とび・土工・コンクリート工業（と）	板金工業（板）	建具工業（具）
石工業（石）	ガラス工業（ガ）	水道施設工業（水）
屋根工業（屋）	塗装工業（塗）	消防施設工業（消）
電気工業（電）	防水工業（防）	清掃施設工業（清）
管工業（管）	内装仕上工業（内）	解体工業（解）
タイル・れんが・ブロック工業（タ）	機械器具設置工業（機）	

- 9 08「認可申請書において譲受人が許可を受けている建設業」の欄は、譲受人が建設業者である場合に、認可申請書において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

例 A建設
B建設（有）

種 類	略 号	種 類	略 号
株 式 会 社	(株)	特 例 有 限 会 社	(有)
合 名 会 社	(名)	合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)	協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)	企 業 組 合	(企)

本手引きの174頁国土交通大臣・都道府県知事コード表を参照してください

- 12 11又は22「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 13 12又は23「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 14 13「譲受及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

- 15 14「譲受及び譲受け後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「従たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば国が関2-1-13のように記入すること。
- 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。

福岡県内は本手引きの175頁市町村コード表を参照してください。

- 17 16又は27のうち「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。
「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 18 18又は29のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ譲受人又は譲渡人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
「大臣
知事
コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 19「譲り渡す建設業」の欄は、この申請書により譲渡及び譲受けの認可を申請する譲渡人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 3 年 7 月 1 日

申請者 福岡県福岡市博多区東公園7-7
株式会社 福岡建設
代表取締役 福岡 一郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
福岡県 知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

令和 3 年 7 月 1 日

代表取締役 福岡 二郎

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
福岡県 知事 殿

行政庁側記入欄		大臣 知事		コード				許可年月日	
許 可 番 号		項 番	3	国土交通大臣 知事	許可（般特— ）第	5	10	令和	11
		0	1						年
									13
									月
									15
									日
認 可 申 請 年 月 日		3	5	7					
		0	2	令和					
				年					
				月					
				日					

合 併 年 月 日

0	3
---	---

 令和

0	3
---	---

 年

1	0
---	---

 月

0	1
---	---

 日

合 の 理	併 由		0	4	
					競争力を強化するため

合併の価格 05 8,000,000円

~~大臣~~コード
 知事

引き続き使用する
 許可番号

0 6 4 0

~~国主交通大臣~~許可(一般)第 0 0 0 1 2 3 号
 知事

合併後、営業しようとする建設業 0 7 1 1 土 建 大 左 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 鋪 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

認 申 請 時 に お い て 合 併 存 続 法 人 が 認 許 可 を 受 け て い る 業 種
 0 8 1 3 5 10 15 25 30

1. 一般
 2. 特定

商 号 又 は 名 称 の
フ リ ガ ナ

0	9	3	フ	ク	5	オ	カ	ケ	ン	セ	10	ツ					15						20		
		23			25						30						35						40		

[illegible][illegible]

代の 表氏 者名

1	2	福	岡		一	郎					
---	---	---	---	--	---	---	--	--	--	--	--

合併後の主たる営業所の所在地市町 1 3 4 0 1 3 2 都道府県名 福岡県 市区町村名 福岡市博多区

[illegible]

郵便番号 15812-8577 電話番号 092-651-1111

ファックス番号 092-651-2222

資本金額等 (千円)

資本金額又は出資総額

法人番号

(第2面)

兼業の有無 ☐ 1 7 ³2 (1. 有)
2. 無

建設業以外に行っている営業の種類

大臣
知事 コード
許可番号 ☐ 1 8 ³4 ⁰ ~~国土交通大臣~~ 許可 (一般 ⁵0 ¹1) 第 ⁵0 ⁰0 ¹2 ¹⁰3 号 令和 ¹¹0 ¹³1 年 ¹⁵0 ¹⁵9 月 ¹⁵1 ¹⁵0 日

<合併消滅法人に関する事項>

認可申請時に合併
消滅法人が許可を
受けている建設業 ☐ 1 9 ³1 ⁵ ¹⁰ ¹⁵ ²⁰ (1. 一般)
2. 特定

商号又は名称
のフリガナ ☐ 2 0 ³フ ⁵ク ¹⁰オ ¹⁵カ ²⁰ド ²⁵ボ ³⁰ク ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰ ⁵⁵ ⁶⁰ ⁶⁵ ⁷⁰ ⁷⁵ ⁸⁰ ⁸⁵ ⁹⁰ ⁹⁵ ¹⁰⁰

商号又は名称 ☐ 2 1 ³(⁵株 ¹⁰) ¹⁵福 ²⁰岡 ²⁵土 ³⁰木 ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰ ⁵⁵ ⁶⁰ ⁶⁵ ⁷⁰ ⁷⁵ ⁸⁰ ⁸⁵ ⁹⁰ ⁹⁵ ¹⁰⁰

代表者の氏名
のフリガナ ☐ 2 2 ³フ ⁵ク ¹⁰オ ¹⁵カ ²⁰ ²⁵ジ ³⁰ロ ³⁵ウ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰ ⁵⁵ ⁶⁰ ⁶⁵ ⁷⁰ ⁷⁵ ⁸⁰ ⁸⁵ ⁹⁰ ⁹⁵ ¹⁰⁰

代 表 者 氏 名 ☐ 2 3 ³福 ⁵岡 ¹⁰ ¹⁵二 ²⁰郎 ²⁵ ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰ ⁵⁵ ⁶⁰ ⁶⁵ ⁷⁰ ⁷⁵ ⁸⁰ ⁸⁵ ⁹⁰ ⁹⁵ ¹⁰⁰

主たる営業所の
所在地市区町村
コード ☐ 2 4 ³4 ⁵0 ¹⁰1 ¹⁵3 ²⁰2 都道府県名 福岡県 市区町村名 福岡市博多区

主たる営業所の
所在地 ☐ 2 5 ³東 ⁵公 ¹⁰園 ¹⁵7 ²⁰ー ²⁵8 ³⁰ ³⁵ ⁴⁰ ⁴⁵ ⁵⁰ ⁵⁵ ⁶⁰ ⁶⁵ ⁷⁰ ⁷⁵ ⁸⁰ ⁸⁵ ⁹⁰ ⁹⁵ ¹⁰⁰

郵便番号 ☐ 2 6 ³8 ⁵1 ¹⁰2 ¹⁵ー ²⁰8 ²⁵5 ³⁰7 ³⁵7 電話番号 ¹⁰0 ¹⁵9 ²⁰2 ²⁵ー ³⁰6 ³⁵5 ⁴⁰1 ⁴⁵ー ⁵⁰1 ⁵⁵1 ⁶⁰1 ⁶⁵2

ファックス番号 092-651-2221

資本金額等 ☐ 2 7 資本金額又は出資総額 ⁴ ⁵ ¹⁰6 ¹⁵0 ²⁰0 ²⁵0 (千円) 法人番号 ¹³1 ¹⁵2 ²⁰3 ²⁵4 ³⁰5 ³⁵6 ⁴⁰7 ⁴⁵8 ⁵⁰9 ⁵⁵0 ⁶⁰1 ⁶⁵2 ⁷⁰4

兼業の有無 ☐ 2 8 ³2 (1. 有)
2. 無

建設業以外に行っている営業の種類

大臣
知事 コード
許可番号 ☐ 2 9 ³4 ⁰ ~~国土交通大臣~~ 許可 (一般 ⁵0 ¹1) 第 ⁵0 ⁰0 ¹3 ¹⁰2 ¹⁵1 号 令和 ¹¹0 ¹³1 年 ¹⁵0 ¹⁵1 月 ¹⁵1 ¹⁵0 日

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

連絡先

所属等 総務課 氏名 福岡 二郎 電話番号 092-651-1111

ファックス番号 092-651-2222

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「合併年月日」の欄は、合併を行う年月日を記入すること。
- 6 04「合併の理由」の欄は、合併を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「合併後に引き続き使用する許可番号」の欄は、合併消滅法人又は合併存続法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「合併後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け合併が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムを記入すること。

土木一式工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築一式工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工・コンクリート工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 9 08「認可申請書において合併存続法人が許可を受けている建設業」の欄は、合併存続法人が建設業者である場合に、認可申請書において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例) 株式会社建設
建設有限

種 類	略 号	種 類	略 号
株 式 会 社	(株)	特 例 有 限 会 社	(有)
合 名 会 社	(名)	合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)	協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)	企 業 組 合	(企)

本手引きの174頁国
土交通大臣・都道府
県知事コード表を参
照してください。

- 12 11又は22「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はハのように1文字として扱うこと。
- 13 12又は23「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 14 13「合併後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は24「主たる営業所の所在地市町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 15 14「合併後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「従たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については「ハイフン」を用いて、例えば横が関2-1-1-13のように記入すること。
- 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ「ハイフン」で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。
- 17 16又は27のうち「資本金額
又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場
合には記入しないこと。

「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

- 18 18又は29のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ合併存続法人又は合併消滅法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
「許可番号」の欄の「大臣
知事
コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

福岡県内は本手引きの
175頁市町村コード表
を参照してください。

- また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 19 19「認可申請書に合併消滅法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する合併消滅法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 合併消滅法人（建設業者としての地位を継承させる者に限る。）が複数ある場合には、＜合併消滅法人に関する事項＞については、合併消滅法人ごとに記載すること。

建設業以外に行っている営業の種類

＜分割被承継法人に関する事項＞

建設業以外に行っている営業の種類

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

ファックス番号 092-651-2222

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及び「
特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「分割年月日」の欄は、分割を行う年月日を記入すること。
- 6 04「分割の理由」の欄は、分割を行う理由を簡潔に記入すること。
- 7 06「分割後に引き続き使用する許可番号」の欄は、分割被承継法人又は分割承継法人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 8 07「分割後に営業を行う建設業」の欄は、この申請により認可を受け分割が行われた後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムを記入すること。

土木一式工事業（土） 建築一式工事業（建） 大工工事業（大） 左官工事業（左） とび・土工・コンクリート工事業（と） 石工事業（石） 屋根工事業（屋） 電気工事業（電） 管工事業（管） タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	鋼構造物工事業（鋼） 鉄筋工事業（筋） 舗装工事業（舗） しゅんせつ工事業（しゅ） 板金工事業（板） ガラス工事業（ガ） 塗装工事業（塗） 防水工事業（防） 内装仕上工事業（内） 機械器具設置工事業（機）	熱絶縁工事業（絶） 電気通信工事業（通） 造園工事業（園） さく井工事業（井） 建具工事業（具） 水道施設工事業（水） 消防施設工事業（消） 清掃施設工事業（清） 解体工事業（解）
--	---	--

- 9 08「認可申請時において分割承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、8と同じ要領で記入すること。
- 10 09又は20「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばフ又はハのように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 11 10又は21「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

例 株有A建設有限公司
B建設有限公司（ ）

種 類	略 号	種 類	略 号
株 式 会 社	(株)	特 例 有 限 会 社	(有)
合 名 会 社	(名)	合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)	協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)	企 業 組 合	(企)

本手引きの174頁国土交通大臣・都道府県知事コード表を参照してください。

- 12 11又は22「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばキ又はハのように1文字として扱うこと。
- 13 12又は23「代表者の氏名」の欄は、法人の代表者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 14 13「分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は24「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

- 15 14「分割後の主たる営業所の所在地」の欄又は25「主たる営業所の所在地」の欄は、14により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば国が関2-1-13□のように記入すること。
- 16 15又は26のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111□のように左詰めで記入すること。

- 17 16又は27のうち「資本金額
又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入すること。
- 「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 18 18又は29のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ分割承継法人又は分割被承継法人が現在許可を受けている建設業について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）~~分類に従い、該当するコードを記入すること。~~

福岡県内は本手引きの175頁市区町村コード表を参照してください。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 19 19「認可申請時に分割被承継法人が許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により合併の認可を申請する分割被承継法人が許可を受けている建設業を8と同じ要領で記入すること。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 分割被承継法人（建設業者としての地位を継承させる者に限る。）が複数ある場合には、＜分割被承継法人に関する事項＞については、分割被承継法人ごとに作成すること。

様式二十二号の九（第十三条の二関係）

届 出 書

福岡県知事許可の建設業者が、国土交通大臣許可の業者又福岡県以外の都道府県知事許可の業者と譲渡及び譲受け・合併・分割の認可申請を行った場合に提出が必要です。

令和 3 年 7 月 1 日

福岡県知事 殿

福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号

(株) 福岡建設

届出者 代表取締役 福岡 一郎

以下のとおり、国土交通大臣に $\left\{ \begin{array}{c} \text{譲渡及び譲受け} \\ \text{合 併} \\ \text{分 割} \end{array} \right\}$ の認可の申請を行いましたの

で届出をします。

記

1. 届出者に関する事項

名称	(株) 福岡建設
許可番号	福岡県知事許可（般－1）第 012345 号
許可を受けている建設業	土、と、舗

届出者の許可内容について記載

2. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する事項

(1) 譲渡人、合併消滅法人又は分割被承継法人に関する事項

名称	
許可番号	
許可を受けている建設業	届出者と同一

譲受人等の許可内容について記載（届出者と同一の場合はその旨を記載する。）

(2) 譲受人、合併存続法人若しくは合併により設立される法人又は分割承継法人に関する事項

名称	田中株式会社
許可番号	国土交通大臣許可（特－29）第 543210 号
許可を受けている建設業	建、大、屋

譲受人等の許可内容について記載（届出者と同一の場合はその旨を記載する。）

(3) その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	九州地方整備局
	申請を行った日	令和 3 年 6 月 20 日
譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の予定日		令和 3 年 10 月 20 日

記載要領

- 1 「

「譲渡及び譲受け」
合 併
分 割

」 については、不要なものを消すこと。
- 2 2.（2）について合併により設立される法人又は分割承継法人（新設分割により設立される法人に限る。）である場合には、許可番号及び許可を受けている建設業については記載を要しない。
- 3 2.（1）又は（2）について届出者と同一である場合には、名称の欄に「届出者と同じ」と記載することで、2.（1）又は（2）の名称以外の部分については記載しない。

(第2面)

許可を受けていた建設業

商号又は名称のフリガナ

商号又は名称

氏名のフリガナ

氏名

主たる営業所の所在地市区町村コード

主たる営業所の所在地

郵便番号

ファックス番号

都道府県名

市区町村名

電話番号

1.一般
2.特定

土建大左土石屋電管タ鋼筋舗しめ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解

1.一般
2.特定

支配人の氏名

福岡県

福岡市博多区

092-651-1111

092-651-2222

~~大臣~~知事コード
 許 可 番 号 2 6 4 0 ~~国土交通大臣~~知事許可(一般特)第 0 0 0 1 2 3 号 許可年月日 令和 0 1 年 0 6 月 2 6 日

連絡先

ファックス番号 092-651-2222

記載要領

- 1 「 地方整備局長
北海道開発局長 「国土交通大臣
知事」 及び 「般
知事」 について、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により認可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 03「被相続人の死亡日」の欄は、被相続人の死亡の年月日を記入すること。
- 6 04「引き続き使用する許可番号」の欄は、被相続人又は相続人が現在有している建設業の許可番号のうち引き続き使用する許可番号を記入すること。ただし、建設業の許可を行った者と認可を行う者が異なる場合は、許可番号を引き続き使用することはできないため記入しないこと。
- 7 05「相続の認可を受けた後に相続人が営業する建設業」の欄は、この申請により認可を受け建設業者としての地位を継承した後に営業する建設業について、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムを記入すること。

土木一式工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築一式工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工・コンクリート工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

本手引きの174頁国土交通大臣・都道府県知事コード表を参照してください。

- 8 06「認可申請時において相続人が許可を受けている建設業」の欄は、相続人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について、7と同じ要領で記入すること。
- 9 07又は18「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばはが又はハのように1文字として扱うこと。
- 10 09又は20「個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばはが又はハのように1文字として扱うこと。
- 11 10又は21「個人の氏名」の欄は、申請者の氏名を姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また「支配人の氏名」の欄は、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。
- 12 12「相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード」又は22「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
- 「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 13 13「相続後の主たる営業所の所在地」の欄又は23「主たる営業所の所在地」の欄は、11により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えばはが関2-1-13のように記入すること。
- 14 14又は24のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。
- 15 16又は26のうち「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、それぞれ相続人又は被相続人が現在許可を受けている建設業について記入すること。
- 「大臣
「許可番号」の欄のコードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
知事」
- また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 16 17「被相続人が許可を受けていた建設業」の欄は、この申請により相続の認可を申請する被相続人が許可を受けていた建設業を7と同じ要領で記入すること。
- 17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

福岡県内は本手引きの175頁市区町村コード表を参照してください。

様式二十二号の十二（第十三条の三関係）

福岡県知事許可に係る相続認可申請を、国土交通大臣許可に行った場合に提出が必要です。

届 出 書

令和 3 年 7 月 1 日

福岡県知事 殿

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡土木

届出者 福岡 二郎

以下のとおり、国土交通大臣に相続の認可の申請を行いましたので、~~相続人~~
~~被相続人~~
に関する事項について、届出をします。

1. 届出をする ~~相続人~~
~~被相続人~~ に関する事項

名称	福岡土木
許可番号	福岡県知事許可（般－１）第 012345 号
許可を受けている 建設業	大、と

2. 届出者に関する事項

名称		届出者の許可について記載（届出者が相続人であり、相続人の事項について届出する場合は、その旨を記載する。）
許可番号		
許可を受けている 建設業	届出者と同一	

3. その他

認可の申請	申請先の地方整備局等	九州地方整備局
	申請を行った日	令和 3 年 5 月 1 日
被相続人の死亡日		令和 3 年 4 月 2 0 日

記載要領

- 「相続人
被相続人」については、不要なものを消すこと。
1. の届出が相続人に関するものであるときは、2. の届出者に関する事項の記載は要しない。

参 考 資 料

ア	福岡県内における書類の提出場所・・・・・・・・・・・・・・・・	173, 174
	●福岡市内において那珂県土整備事務所が管轄する地域	
イ	国土交通大臣・都道府県知事コード表・・・・・・・・・・・・	174
ウ	市区町村コード表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	175
エ	有資格コード一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	176
オ	営業所技術者等証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号表	・182
カ	建設業許可申請書等の用紙販売所・・・・・・・・・・・・・・	183
キ	許可申請書・確認資料一覧表[チェックリスト]・・・・・・・・	184
ク	変更届出書及び添付書類一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	193
ケ	建設業許可Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	195

ア 福岡県内における書類の提出場所

主たる営業所の所在地ごとに提出場所が次のように異なります。

(令和6年10月現在)

	事 務 所	所 在 地	管 轄 市 町 村
主 要 県 土 整 備 事 務 所	福岡県土整備事務所	〒812-0053 福岡市東区箱崎 1-18-1 福岡県粕屋総合庁舎内 TEL 092-641-0168	福岡市（東区・中央区・城南区・ 早良区・西区の全部の区域。 博多区・南区の大部分の区域。） 〈注1 参照〉 糸島市、古賀市、糟屋郡
	久留米県土整備事務所	〒839-0861 久留米市合川町 1642-1 TEL 0942-36-6314	久留米市、小郡市、うきは市、三井郡
	北九州県土整備事務所	〒807-0831 北九州市八幡西区則松 3-7-1 福岡県八幡総合庁舎内 TEL 093-691-2791	北九州市、中間市、宗像市、福津市 遠賀郡
	飯塚県土整備事務所	〒820-0004 飯塚市新立岩 8-1 福岡県飯塚総合庁舎内 TEL 0948-21-4943	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡
一 般 県 土 整 備 事 務 所	南筑後県土整備事務所 柳川支所	〒832-0823 柳川市三橋町今古賀 8-1 福岡県柳川総合庁舎内 TEL 0944-72-2564	大牟田市、柳川市、大川市、みやま市 三潞郡
	直方県土整備事務所	〒822-0025 直方市日吉町 9-10 福岡県直方総合庁舎内 TEL 0949-22-5639	直方市、宮若市、鞍手郡
	京築県土整備事務所	〒828-0021 豊前市大字八屋 2007-1 福岡県豊前総合庁舎内 TEL 0979-82-3364	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
	朝倉県土整備事務所	〒838-0068 朝倉市甘木 2014-1 福岡県朝倉総合庁舎内 TEL 0946-22-1859	朝倉市、朝倉郡
	八女県土整備事務所	〒834-0063 八女市本村深町 25 福岡県八女総合庁舎内 TEL 0943-22-6993	八女市、筑後市、八女郡
	田川県土整備事務所	〒825-0002 田川市大字伊田 4543-1 TEL 0947-42-9117	田川市、田川郡
	那珂県土整備事務所	〒816-0943 大野城市白木原 3-5-25 福岡県筑紫総合庁舎内 TEL 092-513-5572	福岡市内（博多区と南区の一部の区域） 〈注1 参照〉 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、 那珂川市

＜注１＞ 那珂県土整備事務所が管轄する地域

福岡市内に所在地があっても博多区と南区の一部の区域は那珂県土整備事務所管内になります。

博 多 区			
金 の 隈	1～2丁目（一般国道3号以西の区域）	春 町	1～3丁目
西 月 隈	1、3～6丁目	西 春 町	1～4丁目
井 相 田	1～3丁目	光 丘 町	1～3丁目
東 光 寺 町	1～2丁目	新 和 町	1～2丁目
那 珂	1～6丁目	昭 南 町	1～3丁目
東 那 珂	1～3丁目	元 町	1～3丁目
竹 下	1～7丁目	竹 丘 町	1～3丁目
板 付	1～7丁目	寿 町	1～3丁目
三 筑	1～2丁目	相 生 町	1～3丁目
諸 岡	1～6丁目	南 八 幡 町	1～2丁目
大 字 板 付		南 本 町	1～2丁目
麦 野	1～6丁目	銀 天 町	1～3丁目
東 雲 町	1～4丁目		
南 区			
高 木	1～3丁目	日 佐	1～5丁目
五 十 川	1～2丁目	向 新 町	1～2丁目
井 尻	1～5丁目	警 弥 郷	1～3丁目
折 立 町		柳 瀬	1～2丁目
横 手	1～4丁目	弥 永	1～5丁目
横 手 南 町		弥 永 団 地	
的 場	1～2丁目		

イ 国土交通大臣・都道府県知事コード表

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

ウ 市区町村コード表（令和3年7月現在）

※合併により市町村名等が変わった場合はお問い合わせ下さい。

コード番号	市区町村名	コード番号	市区町村名
40101	北九州市門司区	40341	糟屋郡宇美町
40103	北九州市若松区	40342	糟屋郡篠栗町
40105	北九州市戸畑区	40343	糟屋郡志免町
40106	北九州市小倉北区	40344	糟屋郡須恵町
40107	北九州市小倉南区	40345	糟屋郡新宮町
40108	北九州市八幡東区	40348	糟屋郡久山町
40109	北九州市八幡西区	40349	糟屋郡粕屋町
40131	福岡市東区	40381	遠賀郡芦屋町
40132	福岡市博多区	40382	遠賀郡水巻町
40133	福岡市中央区	40383	遠賀郡岡垣町
40134	福岡市南区	40384	遠賀郡遠賀町
40135	福岡市西区	40401	鞍手郡小竹町
40136	福岡市城南区	40402	鞍手郡鞍手町
40137	福岡市早良区	40421	嘉穂郡桂川町
40202	大牟田市	40447	朝倉郡筑前町
40203	久留米市	40448	朝倉郡東峰村
40204	直方市	40503	三井郡大刀洗町
40205	飯塚市	40522	三潞郡大木町
40206	田川市	40544	八女郡広川町
40207	柳川市	40601	田川郡香春町
40210	八女市	40602	田川郡添田町
40211	筑後市	40604	田川郡糸田町
40212	大川市	40605	田川郡川崎町
40213	行橋市	40608	田川郡大任町
40214	豊前市	40609	田川郡赤村
40215	中間市	40610	田川郡福智町
40216	小郡市	40621	京都郡苅田町
40217	筑紫野市	40625	京都郡みやこ町
40218	春日市	40642	築上郡吉富町
40219	大野城市	40646	築上郡上毛町
40220	宗像市	40647	築上郡築上町
40221	太宰府市		
40223	古賀市		
40224	福津市		
40225	うきは市		
40226	宮若市		
40227	嘉麻市		
40228	朝倉市		
40229	みやま市		
40230	糸島市		
40231	那珂川市		

エ 有資格コード一覧

- ◎ 特定の資格を有するもの
○ 一般の資格を有するもの（特定の資格を有するものは一般の資格も有する）

コード	資 格 区 分
01	法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後3又は5年の実務経験）
02	法第7条第2号ロ該当（10年の実務経験）
03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）大臣認定者
04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）大臣認定者
建設業法（注1）	
11	一級 建設機械施工技士
1F	一級 建設機械施工技士補
12	二級 建設機械施工技士（第1～6種）
1G	二級 建設機械施工技士補（第1～6種）
13	一級 土木施工管理技士（注2）
1H	一級 土木施工管理技士補
14	二級 土木施工管理技士（土木）（注2）
1J	二級 土木施工管理技士補（土木）
15	二級 土木施工管理技士（鋼構造物塗装）
1K	二級 土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）
16	二級 土木施工管理技士（薬液注入）
1L	二級 土木施工管理技士補（薬液注入）
20	一級 建築施工管理技士（注2）
2C	一級 建築施工管理技士補
21	二級 建築施工管理技士（建築）（注2）
22	二級 建築施工管理技士（躯体）（注2）
23	二級 建築施工管理技士（仕上げ）
2D	二級 建築施工管理技士補
27	一級 電気工事施工管理技士
2E	一級 電気工事施工管理技士補
28	二級 電気工事施工管理技士
2F	二級 電気工事施工管理技士補
29	一級 管工事施工管理技士
2G	一級 管工事施工管理技士補
30	二級 管工事施工管理技士
3A	二級 管工事施工管理技士補
31	一級 電気通信工事施工管理技士
3B	一級 電気通信工事施工管理技士補
32	二級 電気通信工事施工管理技士
3C	二級 電気通信工事施工管理技士補
33	一級 造園施工管理技士
3D	一級 造園施工管理技士補
34	二級 造園施工管理技士
3E	二級 造園施工管理技士補
建築士法	
37	一級 建築士
38	二級 建築士
39	木造 建築士
技術士法	
41	建設・総合技術監理（建設）（注3）
42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造物及びコンクリート」）（注3）
43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）
44	電気電子・総合技術監理（電気電子）
45	機械・総合技術監理（機械）
46	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体力学」又は「熱工学」）
47	上下水道・総合技術監理（上下水道）
48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）
49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）
50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）
51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）

- 1 国家資格取得者等＋実務経験1年で一般の資格を有するもの
○3 国家資格取得者等＋実務経験3年で一般の資格を有するもの
○5 国家資格取得者等＋実務経験5年で一般の資格を有するもの

[illegible][illegible][illegible][illegible]

コード	資 格 区 分
電気工事士法・電気事業法	
55	第一種 電気工事士
56	第二種 電気工事士
58	電気主任技術者（第1～3種）
電気通信事業法	
59	電気通信主任技術者
35	工事担当者
水道法	
65	給水装置工事主任技術者
消 防 法	
68	甲種消防設備士
69	乙種消防設備士
職業能力開発促進法	
71	建築大工（1級） 建築大工（2級）
64	型枠施工（1級） 型枠施工（2級）
72	左官（1級） 左官（2級）
57	とび・とび土工（1級） とび・とび土工（2級）
73	コンクリート圧送施工（1級） コンクリート圧送施工（2級）
66	ウェルポイント施工（1級） ウェルポイント施工（2級）
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（1級） 冷凍空調和機器施工・空調和設備配管（2級）
75	給排水衛生設備配管（1級） 給排水衛生設備配管（2級）
76	配管（注4）・配管工（1級） 配管（注4）・配管工（2級）
70	建築板金「ダクト板金作業」（1級） 建築板金「ダクト板金作業」（2級）
77	タイル張り・タイル張り工（1級） タイル張り・タイル張り工（2級）
78	築炉・築炉工（1級）・れんが積み 築炉・築炉工（2級）
79	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工 ブロック建築・ブロック建築工（2級）
80	石工・石材施工・石積み（1級） 石工・石材施工・石積み（2級）
81	鉄工（注5）・製罐（1級） 鉄工（注5）・製罐（2級）
82	鉄筋施工（鉄筋組立て作業）（1級）＋鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）（1級）（注6） 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）＋鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業）（上記を除く）（注6）
83	工場板金（1級） 工場板金（2級）
84	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）（注7） 板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（2級）（注7）
85	板金・板金工・打ち出し板金（1級） 板金・板金工・打ち出し板金（2級）
86	かわらぶき・スレート施工（1級） かわらぶき・スレート施工（2級）
87	ガラス施工（1級） ガラス施工（2級）
88	塗装（注8）・木工塗装・木工塗装工（1級） 塗装（注8）・木工塗装・木工塗装工（2級）
89	建築塗装・建築塗装工（1級） 建築塗装・建築塗装工（2級）
90	金属塗装・金属塗装工（1級） 金属塗装・金属塗装工（2級）
91	噴霧塗装（1級） 噴霧塗装（2級）
67	路面標示施工

建設業の種類																													
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

[illegible][illegible][illegible][illegible]

コード	資 格 区 分
92	畳製作・畳工（1級） 畳製作・畳工（2級）
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級） 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（2級）
94	熱絶縁施工（1級） 熱絶縁施工（2級）
95	建具製作・建具工・木工（注8）・カーテンウォール施工・サッシ施工（1級） 建具製作・建具工・木工（注8）・カーテンウォール施工・サッシ施工（2級）
96	造園（1級） 造園（2級）
97	防水施工（1級） 防水施工（2級）
98	さく井（1級） さく井（2級）
民 間 資 格	
61	地すべり防止工事
40	基礎ぐい工事
62	建築設備士
63	計装
60	解体工事
36	基幹技能者
99	その他 建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コード11～98に該当するものを除く）及び第3号該当

（注1）建設業法関係の技術検定合格者は、指定学科（20頁参照）卒業者と同等とみなし、第一次検定合格後に一定期間（一級の一次検定合格者は合格後3年間、二級の一次検定合格者は合格後5年間）の実務経験を有する者が当該専任技術者として認められます。（指定建設業と電気通信工事業は除く）

（注2）解体工事について、平成27年度までの合格者に対しては、解体工事に関する実務経験1年以上（合格後）又は登録解体工事講習（H28.6.1以降に実施）の受講が必要です。

（注3）解体工事について、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要です。

（注4）配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。

（注5）鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

（注6）鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。

（注7）板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。

（注8）塗装：昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。

（注9）木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

建設業の種類																												
土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
																		○										
																		○3										
																		○										
																		○3										
																			○									
																								○				
																								○3				
																							○					
																		○					○3					
																		○3										
																								○				
																								○3				

				○1																				○1				
				○																								
								○1	○1																			
								○1	○1																			○

<その他の注意事項>

- 「土・建・電・管・鋼・舗・園」は指定建設業ですので、特定建設業の専任技術者は原則として◎の資格が必要です。
- 「○1」「○3」「○5」と記載されている業種は、その資格の免状等交付後に該当工事に関し、当該年数以上の実務経験が必要です。
申請の際は免状等の写しに「様式第9号実務経験証明書（免状等交付後に必要な実務経験の年数を証明しているもの）」を添付して提出してください。
- 「コード99（その他）」に、コード番号61、62、63以外の民間資格は含まれません。ご注意ください。
- 職業能力開発促進法の各検定種目の2級は実務経験3年が必要ですが、平成15年度以前の合格者は、実務経験1年が必要です。

オ 営業所技術者等証明書における建設業の種類・有資格区分のコード番号

【 一 般 建 設 業 】		建設業の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法 第 7 条 2 号	イ (所定学科卒業と実務経験)	1	01
	ロ (実務経験10年以上)	4	02
	ハ (国家資格者又は大臣特認)	7	176～181頁の資格表 のうち○と◎のもの

【 特 定 建 設 業 】			建設業の種類 (項番64)	有資格区分 (項番65)
法第15条第2号イ（国家資格者）			9	176～181頁の資格表のうち○と◎のもの
法第15条 第2号ロ （指導監督的実務 経験）	法第7条第 2号	イ（所定学科卒業と実務経験）	2	01
		ロ（実務経験10年以上）	5	02
		ハ（国家資格者又は大臣特認）	8	176～181頁の資格表のうち○のもの
法第15条第2号ハ （大臣特認）		同号イと同等	3	03
		同号ロと同等	6	04

力 建設業許可申請書等の用紙販売所

(令和7年4月現在)

県土整備事務所管内	団 体 名	所 在 地	電 話 番 号
福岡県土 整備事務所管内	福岡県建設業協同組合 本部販売所	福岡市東区箱崎1-1-1 福岡土木会館(1F)	092-641-5060
久留米県土 整備事務所管内	(社)福岡県土木組合 連合会久留米支部	久留米市新合川1-6-57	0942-44-7777
	うきは市建設業協同組合	うきは市吉井町255-4 浮羽建設会館内	0943-75-3850
南筑後県土 整備事務所管内	柳川土木協同組合	柳川市三橋町大字今古賀6-3 柳川土木会館	0944-72-2051
	大牟田建設業協同組合	大牟田市有明町2-2-19	0944-52-5261
朝倉県土 整備事務所管内	(社)福岡県土木組合 連合会朝倉支部	朝倉市甘木1998-1	0946-22-3147
	甘木朝倉建設業組合	朝倉市甘木2045-11 甘木朝倉建設会館内	0946-22-6588
八女県土 整備事務所管内	(社)福岡県土木組合 連合会八女支部	八女市本村38 八女建設会館内	0943-24-3300
北九州県土 整備事務所管内	福岡県建設業協同組合 北九州支部	北九州市八幡西区則松3-7-1 北九州県土整備事務所建築指導課内	080-2704-5368
	門司建設業組合	北九州市門司区黄金町11-20	093-372-3002
	宗像建設協会	宗像市東郷2-1-28	0940-36-1769
飯塚県土 整備事務所管内	飯塚建築士会	飯塚市立岩8-1飯塚総合庁舎 飯塚県土整備事務所建築指導課内	0948-21-4945
那珂県土 整備事務所管内	筑紫建設業協同組合	大野城市瓦田3-10-33	092-501-3431

*「建設業許可申請・変更届書」、「経営事項審査申請書(経営規模等評価申請書・総合評定値通知請求書)」、「建設工事入札参加申請書・変更届書」等の関係用紙の販売窓口は、基本的には上記の各所ですが、品目等によっては一部販売していない場合もありますのでお問い合わせください。

キ 許可申請書・確認資料一覧表〔チェックリスト〕

(注意事項)

◆証明書の有効期限

- ・残高証明書は、申請日前30日以内の日の残高を証明したものに限りします。
- ・その他の証明書は、申請日前3か月以内に発行されたものに限りします。

◆欠格事由（建設業法第8条第1号）の確認書類

◇対象者

- ・許可申請者（法人の場合はその役員）
- ・令第3条に定める使用人（支配人及び支店又は令第1条に規定する営業所の代表者）

※監査役、株主、顧問、相談役等は対象外

◇提出書類（詳細は、37頁を参照）

- ・登記されていないことの証明書（法務局発行）
- ・市町村の長の証明書（通称「身分証明書」）（本籍のある市町村発行）

◆経營業務管理責任者

- ・「準ずる者」、「準ずる地位」、「経營業務を補佐した経験」、「常勤役員等を直接に補佐する者」については、個別に判断します。
- ・詳細は、16頁を参照してください。

◆提出場所

- ・173頁を参照してください。

◆福岡県知事許可業者の書類提出部数

提出書類	所轄県土整備事務所	提出部数	※法定様式の押印は廃止されました。		
			正本	副本1	副本2
決算の変更届	すべて	2	○	○（コピー）	
上記以外	福岡、久留米 北九州、飯塚	2	○	○（コピー）	
	上記以外	3	○	○（コピー）	○（コピー）

◆工事経歴書等における消費税の取り扱い

		様式第2号、様式第3号	財務諸表
経審を受審する	課税業者	税抜	税抜
	免税業者	税抜	税込
経審を受審しない	課税業者	どちらでも可（ただし、どちらかで統一）	
	免税業者	どちらでも可（ただし、どちらかで統一）	

◆様式第15号「貸借対照表（法人用）」への未払法人税等の計上

- ・未払法人税等には、法人県民税（均等割）等も含まれるため、ごくまれなケース（還付が生じるなど）を除いて、必ず税額が計上されます。

◆実地調査（営業所調査）

- ・県の調査員が営業所を訪問することがあります。

◆建設業許可申請審査手数料

- ・手数料は、許可されない場合あるいは申請を取り下げた場合も還付されません。
- ・許可要件を十分に確認のうえ、申請してください。

【新規／許可換え新規】

※ 網掛けは、建設業法第13条に規定する閲覧対象書類

下記に該当する場合は、
当該右欄の書類は省略可

省 略	提 出	様式番号	書類の名称	確認資料
個人	☐	第1号	建設業許可申請書	
	☐	別紙一	役員等の一覧表	
	☐	別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	
	☐		営業所の写真提出用台紙	※ R3.4.1以降追加(県ホームページ参照)
	☐	別紙四	営業所技術者等一覧表	
	☐	第2号	工事経歴書	
	☐	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	
	☐	第4号	使用人数	
	☐	第6号	誓約書	
	☐			登記されていないことの証明書(法務局発行)
	☐			身分証明書 ※外国人:国籍の記載された住民票
様式第7号の2による申請 (常勤役員等を直接に補佐 する者がいる場合)(注1)	☐	第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者)証明書	
	☐	別紙	常勤役員等の略歴書	
	☐			常勤性の確認資料(別紙2)
	☐			経営管理経験の確認資料(別紙1)
様式第7号による申請 (常勤役員等を直接に補佐す る者がいない場合)(注1)	☐	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	
	☐	別紙一	常勤役員等の略歴書	
	☐	別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	
	☐			常勤役員等の常勤性の確認資料(別紙2)
	☐			常勤役員に係る経営管理経験の確認資料(別紙1)
	☐			常勤役員を直接に補佐する者に係る確認書類(別紙1)
指定学科卒業該当者なし(注2)	☐	第7号の3	健康保険等の加入状況	
	☐			保険加入の確認資料(別紙2)
	☐	第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	
	☐			常勤性の確認資料(別紙2)
実務経験該当者なし(注2)	☐	第9号	実務経験証明書	
	☐			実務経験の確認資料(別紙1)
資格保有該当者なし(注2)	☐			資格証等の提示+写しの提出 (監理技術者資格者証等の携帯義務のあるものは写しのみで可)
第15条第2号ロ該当者なし	☐	第10号	指導監督的実務経験証明書	
	☐			指導監督的実務経験の確認資料(別紙2)
令第3条該当者なし(経營業務管理責任者たる支配人のみの場合も省略可)	☐	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
経營業務管理責任者は省略可	☐	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	
令第3条該当者なし	☐	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	
個人事業主での申請	☐	第14号	株主(出資者)調書	
	☐	第15号	貸借対照表	
	☐	第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	
	☐	第17号	株主資本等変動計算書	
	☐	第17号の2	注記表	
	☐	第17号の3	附属明細表 ※資本金1億円超または負債の部200億円以上の株式会社のみ提出	
法人での申請	☐	第18号	貸借対照表(個人用)	
	☐	第19号	損益計算書(個人用)	
自己資本500万円以上(個人で決算未 到来を除く)、または 直前5年間許可を受けて継続営業	☐			財産的基礎の確認資料(別紙2)
個人	☐		定款	
支配人登記をしていない個人事業主	☐		商業登記全部事項証明書(法人)、履歴事項全部証明書(支配人登記をした個人)	
	☐	第20号	営業の沿革	
	☐	第20号の2	所属建設業者団体	
	☐	第20号の3	主要取引金融機関名	
	☐		法人・個人事業税納税証明書 ※未納のない証明書では不可 (決算未到来の事業者の場合:県税事務所への法人等設立届(写))	

(注1) 様式第7号又は様式第7号の2のうち、いずれかでの申請が必要

(注2) 指定学科卒業、実務経験、資格保有のうち、一以上に該当することが必要(指定学科卒業、一部の資格保有は、実務経験も必要)

【業種追加／般・特新規／般・特新規＋業種追加】

※ 網掛けは、建設業法第13条に規定する閲覧対象書類

下記に該当する場合は、
当該右欄の書類は省略可

省 略	提 出	様式番号	書類の名称	確認資料
	☐	第1号	建設業許可申請書	
個人	☐	別紙一	役員等の一覧表	
	☐	別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	
	☐		営業所の写真提出用台紙	※ R3.4.1以降追加(県ホームページ参照)
	☐	別紙四	営業所技術者等一覧表	
	☐	第2号	工事経歴書(注3)	
	☐	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額(注3)	
	☐	第4号	使用人数	
	☐	第6号	誓約書	
	☐			登記されていないことの証明書(法務局発行)
	☐			身分証明書 ※外国人:国籍の記載された住民票
様式第7号の2による申請 (常勤役員等を直接に補佐する者が いる場合)(注1)	☐	第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者)証明書	
	☐	別紙	常勤役員等の略歴書	
現在証明されている者から変更なし	☐			経営管理経験の確認資料(別紙1)
様式第7号による申請 (常勤役員等を直接に補佐 する者がいない場合)(注1)	☐	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	
	☐	別紙一	常勤役員等の略歴書	
	☐	別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	
現在証明されている者から変更なし	☐			常勤役員に係る経営管理経験の確認資料(別紙1)
現在証明されている者から変更なし	☐			常勤役員を直接に補佐する者に係る確認書類(別紙1)
	☐	第7号の3	健康保険等の加入状況	
	☐			保険加入の確認資料(別紙2)
	☐	第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)(注2)	
	☐			常勤性の確認資料(別紙2)(注2)
指定学科卒業該当者なし(注2)	☐			卒業証明書(卒業証書の場合は、写しを提出、原本持参)
実務経験該当者なし(注2)	☐	第9号	実務経験証明書	
	☐			実務経験の確認資料(別紙1)
資格保有該当者なし(注2)	☐			資格証等の提示＋写しの提出 (監理技術者資格者証等の携帯義務のある資格証は写しのみで可)
令第3条該当者なし(経營業務管理責任者たる支配人のみ場合は省略可)	☐	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
経營業務管理責任者は省略可	☐	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調査	
令第3条該当者なし	☐	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	
	☐	第15号	貸借対照表	
決算の変更届(最大で直近5年分)を提出済の法人、又は個人事業主	☐	第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	
	☐	第17号	株主資本等変動計算書	
	☐	第17号の2	注記表	
	☐	第17号の3	附属明細表 ※資本金1億円超または負債の部200億円以上の株式会社のみ提出	
決算の変更届(最大で直近5年分)を提出済の個人事業主、又は法人	☐	第18号	貸借対照表(個人用)	
	☐	第19号	損益計算書(個人用)	
自己資本500万円以上(個人で決算未到来を除く)、または 直前5年間許可を受けて継続営業	☐			財産的基礎の確認資料(別紙2)

(注1)様式第7号又は様式第7号の2のうち、いずれかでの申請が必要

(注2)営業所技術者等に関しては、追加、般・特新規の業種を担当する技術者の書類を提出

指定学科卒業、実務経験、資格保有のうち、一以上に該当することが必要(指定学科卒業、一部の資格保有は、実務経験も必要)

(注3)追加に係る業種分も作成する

《 以下については変更がなければ省略可能(変更がある場合、省略不可) 》

省 略	提 出	様式番号	書類の名称	確認資料
☐	☐		(常勤役員等(経營業務の管理責任者)の)	常勤性の確認資料(別紙2)
☐	☐	第10号	指導監督の実務経験証明書	
☐	☐			指導監督の実務経験の確認資料(別紙2)
☐	☐	第14号	株主(出資者)調査	
☐	☐		定款	
☐	☐		商業登記全部事項証明書(法人)、履歴事項全部証明書(支配人登記をした個人)	
☐	☐	第20号	営業の沿革	
☐	☐	第20号の2	所属建設業者団体	
☐	☐	第20号の3	主要取引金融機関名	

【業種追加＋更新／般・特新規＋更新／業種追加＋般・特新規＋更新】

<いずれも更新の日(許可の満了日)の2か月前までの申請が必要です。>

※ 網掛けは、建設業法第13条に規定する閲覧対象書類

下に該当する場合は、 当該右欄の書類は省略可	省 略	提 出	様式番号	書類の名称	確認資料
個人	☐	☐	第1号	建設業許可申請書	
	☐	☐	別紙一	役員等の一覧表	
	☐	☐	別紙二(1)	営業所一覧表(新規許可等)	
	☐	☐	別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	
	☐	☐		営業所の写真提出用台紙	※ R3.4.1以降追加(県ホームページ参照)
	☐	☐	別紙四	営業所技術者等一覧表	
	☐	☐	第2号	工事経歴書(注3)	
	☐	☐	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額(注3)	
	☐	☐	第4号	使用人数	
	☐	☐	第6号	誓約書	
	☐	☐			登記されていないことの証明書(法務局発行)
	☐	☐			身分証明書 ※外国人:国籍の記載された住民票
	☐	☐	第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者)証明書	
	☐	☐	別紙	常勤役員等の略歴書	
様式第7号の2による申請 (常勤役員等を直接に補佐する者が いる場合)(注1)	☐	☐			経営管理経験の確認資料(別紙1)
現在証明されている者から変更なし	☐	☐			
様式第7号による申請 (常勤役員等を直接に補佐 する者がいない場合)(注1)	☐	☐	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	
	☐	☐	別紙一	常勤役員等の略歴書	
	☐	☐	別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	
現在証明されている者から変更なし	☐	☐			常勤役員に係る経営管理経験の確認資料(別紙1)
現在証明されている者から変更なし	☐	☐			常勤役員を直接に補佐する者に係る確認書類(別紙1)
	☐	☐	第7号の3	健康保険等の加入状況	
	☐	☐			保険加入の確認資料(別紙2)
	☐	☐	第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)(注2)	
	☐	☐			常勤性の確認資料(別紙2)(注2)
指定学科卒業該当者なし(注2)	☐	☐			卒業証明書(卒業証書の場合は、写しを提出、原本持参)
実務経験該当者なし(注2)	☐	☐	第9号	実務経験証明書	
	☐	☐			実務経験の確認資料(別紙1)
資格保有該当者なし(注2)	☐	☐			資格証等の提示＋写しの提出 (監理技術者資格者証等の携帯義務のある資格証は写しのみで可)
令第3条該当者なし(経營業務管理責任者たる支配人のみの場合は省略可)	☐	☐	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
経營業務管理責任者は省略可	☐	☐	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	
令第3条該当者なし	☐	☐	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	
決算の変更届(最大で直近5 年分)を提出済の法人、 又は個人事業主	☐	☐	第15号	貸借対照表	
	☐	☐	第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	
	☐	☐	第17号	株主資本等変動計算書	
	☐	☐	第17号の2	注記表	
	☐	☐	第17号の3	附属明細表 ※資本金1億円超または負債の部200億円以上の株式会社のみ提出	
決算の変更届(最大で直近5年分) を提出済の個人事業主、又は法人	☐	☐	第18号	貸借対照表(個人用)	
	☐	☐	第19号	損益計算書(個人用)	
自己資本500万円以上(個人で決算未到来を除く)、または 直前5年間許可を受けて継続営業	☐	☐			財産的基礎の確認資料(別紙2)
	☐	☐	第20号	営業の沿革	

(注1) 様式第7号又は様式第7号の2のうち、いずれかでの申請が必要

(注2) 営業所技術者等に関しては、追加、般・特新規の業種を担当する技術者の書類を提出

指定学科卒業、実務経験、資格保有のうち、一以上に該当することが必要(指定学科卒業、一部の資格保有は、実務経験も必要)

(注3) 追加に係る業種分も作成する

< 以下については変更がなければ省略可能(変更がある場合、省略不可) >

省 略	提 出	様式番号	書類の名称	確認資料
☐	☐		(常勤役員等(経營業務の管理責任者)の)	常勤性の確認資料(別紙2)
☐	☐	第10号	指導監督の実務経験証明書	
☐	☐			指導監督の実務経験の確認資料(別紙2)
☐	☐	第14号	株主(出資者)調書	
☐	☐		定款	
☐	☐		商業登記全部事項証明書(法人)、履歴事項全部証明書(支配人登記をした個人)	
☐	☐	第20号の2	所属建設業者団体	
☐	☐	第20号の3	主要取引金融機関名	

許可申請書・確認資料一覧表〔チェックリスト〕

【 更新 】

※ 網掛けは、建設業法第13条に規定する閲覧対象書類

下に該当する場合は、 当該右欄の書類は省略可	省 略	提 出	様式番号	書類の名称	確認資料
個人	☐	☐	第1号	建設業許可申請書	
	☐	☐	別紙一	役員等の一覧表	
	☐	☐	別紙二(2)	営業所一覧表(更新)	
	☐	☐		営業所の写真提出用台紙	※ R3.4.1以降追加(県ホームページ参照)
決算の変更届(直近5年分) を提出済	☐	☐	別紙四	営業所技術者等一覧表	
	☐	☐	第2号	工事経歴書	
	☐	☐	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	
	☐	☐	第4号	使用人数	
決算の変更届に添付、又は変更なし	☐	☐	第6号	誓約書	
	☐	☐			登記されていないことの証明書(法務局発行)
	☐	☐			身分証明書 ※外国人:国籍の記載された住民票
	☐	☐			
様式第7号の2による申請 (常勤役員等を直接に補佐する者が いる場合)(注1)	☐	☐	第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者)証明書	
	☐	☐	別紙	常勤役員等の略歴書	
	☐	☐	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	
	☐	☐	別紙一	常勤役員等の略歴書	
様式第7号による申請 (常勤役員等を直接に補佐 する者がいない場合)(注1)	☐	☐	別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	
	☐	☐	第7号の3	健康保険等の加入状況	
	☐	☐			保険加入の確認資料(別紙2)
	☐	☐		(営業所技術者等に係る)	卒業証明書(卒業証書の場合は、写しを提出、原本持参)
各項目の該当者なし、又は 前回申請時から変更なし(注2)	☐	☐	第9号	実務経験証明書	
	☐	☐			実務経験の確認資料(別紙1)
	☐	☐			資格証等の提示+写しの提出 (監理技術者資格者証等の携帯義務のあるものは写しのみで可)
	☐	☐			
該当者なし、又は前回申請 時から変更なし(注2)	☐	☐	第10号	指導監督的実務経験証明書	
	☐	☐			指導監督的実務経験の確認資料(別紙2)
令第3条該当者なし(経營業務管理責任者たる支配人のみの場合は省略可)	☐	☐	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
経營業務管理責任者は省略可	☐	☐	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	
令第3条該当者なし	☐	☐	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	
決算の変更届(直近5年分) を提出済の法人、 又は個人事業主	☐	☐	第15号	貸借対照表	
	☐	☐	第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	
	☐	☐	第17号	株主資本等変動計算書	
	☐	☐	第17号の2	注記表	
	☐	☐	第17号の3	附属明細表 ※資本金1億円超または負債の部200億円以上の株式会社のみ提出	
決算の変更届(直近5年分)を提出 済の個人事業主、又は法人	☐	☐	第18号	貸借対照表(個人用)	
	☐	☐	第19号	損益計算書(個人用)	
	☐	☐	第20号	営業の沿革	
決算の変更届(直近5年分)を提出済	☐	☐		法人・個人事業税納税証明書 ※未納のない証明書では不可	

(注1) 様式第7号又は様式第7号の2のうち、いずれかでの申請が必要

(注2) 営業所技術者等が変更する場合は、別途変更届出書(様式第22号の2)等の提出が必要

《 以下については変更がなければ省略可能(変更がある場合、省略不可) 》

省 略	提 出	様式番号	書類の名称	確認資料
☐	☐	第14号	株主(出資者)調書	
☐	☐		定款	
☐	☐		商業登記全部事項証明書(法人)、履歴事項全部証明書(支配人登記をした個人)	
☐	☐	第20号の2	所属建設業者団体	
☐	☐	第20号の3	主要取引金融機関名	

【譲渡及び譲受け／合併／分割】

<譲渡及び譲受け、合併、分割は、事前の申請が必要です。(譲渡等の日以降の申請は不可)>

※ 網掛けは、建設業法第13条に規定する閲覧対象書類

下記に該当する場合は、
当該右欄の書類は省略可

省 略	提 出	様式番号	書類の名称	確認資料
	☐	第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	いずれか該当するものを提出
	☐	第22号の7	合併認可申請書	
	☐	第22号の8	分割認可申請書	
個人への譲渡	☐	別紙一	役員等の一覧表	
	☐	別紙二	営業所一覧表	
	☐		営業所の写真提出用台紙	※ R3.4.1以降追加(県ホームページ参照)
	☐	別紙三	営業所技術者等一覧表	
	☐			譲渡・合併・分割契約書の写し(新設分割の場合は、分割契約書)
	☐			(合併の場合)合併比率説明書を追加
	☐			(分割の場合)分割比率説明書を追加
個人間での譲渡	☐			譲渡・合併・分割契約書に係る株主総会等の決議録
	☐	第22号の6	誓約書(健康保険等に関する届出の誓約書)	
	☐	第2号	工事経歴書	
	☐	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	
	☐	第4号	使用人数(※予定人数を記載)	
	☐	第6号	誓約書	
	☐			登記されていないことの証明書(法務局発行)
	☐			身分証明書 ※外国人:国籍の記載された住民票
様式第7号の2による申請 (常勤役員等を直接に補佐 する者がいる場合)(注1)	☐	第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者)証明書	
	☐	別紙	常勤役員等の略歴書	
	☐			常勤性の確認資料(別紙2)
	☐			経営管理経験の確認資料(別紙1)
様式第7号による申請 (常勤役員等を直接に補佐す る者がいない場合)(注1)	☐	第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	
	☐	別紙一	常勤役員等の略歴書	
	☐	別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	
	☐			常勤役員等の常勤性の確認資料(別紙2)
	☐			常勤役員に係る経営管理経験の確認資料(別紙1)
	☐			常勤役員を直接に補佐する者に係る確認書類(別紙1)
	☐	第7号の3	健康保険等の加入状況(※承継日から2週間以内に提出)	
	☐			保険加入の確認資料(別紙2)
	☐	第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	
	☐			常勤性の確認資料(別紙2)
指定学科卒業該当者なし(注2)	☐			卒業証明書(卒業証書の場合は、写しを提出、原本持参)
実務経験該当者なし(注2)	☐	第9号	実務経験証明書	
	☐			実務経験の確認資料(別紙1)
資格保有該当者なし(注2)	☐			資格証等の提示+写しの提出 (監理技術者資格者証等の携帯義務のあるものは写しのみで可)
第15条第2号ロ該当者なし	☐	第10号	指導監督的実務経験証明書	
	☐			指導監督的実務経験の確認資料(別紙2)
令第3条該当者なし(経營業務管理責任 者たる支配人のみの場合も省略可)	☐	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
経營業務管理責任者は省略可	☐	第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調査	
令第3条該当者なし	☐	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調査	
個人事業主での申請、 合併により新設された法人 及び新設分割により設立さ れた法人(承継日から30日 以内に提出)	☐	第14号	株主(出資者)調書	
	☐	第15号	貸借対照表	
	☐	第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	
	☐	第17号	株主資本等変動計算書	
	☐	第17号の2	注記表	
	☐	第17号の3	附属明細表 ※資本金1億円超または負債の部200億円以上の株式会社のみ提出	
法人での申請	☐	第18号	貸借対照表(個人用)	
	☐	第19号	損益計算書(個人用)	
自己資本500万円以上(個人で決算未 到来を除く)、または 直前5年間許可を受けて継続営業	☐			財産的基礎の確認資料(別紙2)
個人	☐		定款	
支配人登記をしていない個人事業主	☐		商業登記全部事項証明書(法人)、履歴事項全部証明書(支配人登記をした個人)	
	☐	第20号	営業の沿革	
	☐	第20号の2	所属建設業者団体	
	☐	第20号の3	主要取引金融機関名	
	☐		法人・個人事業税納税証明書 ※未納のない証明書では不可 (決算未到来の事業者の場合:県税事務所への法人等設立届(写))	

(注1) 様式第7号又は様式第7号の2のうち、いずれかでの申請が必要

(注2) 指定学科卒業、実務経験、資格保有のうち、一以上に該当することが必要(指定学科卒業、一部の資格保有は、実務経験も必要)

【相続】

<相続は、建設業者である被相続人の死亡から30日以内の申請が必要です。>

※ 網掛けは、建設業法第13条に規定する閲覧対象書類

下記に該当する場合は、
当該右欄の書類は省略可

省 略	提 出	様式番号	書類の名称	確認資料
	☐	第22号の10	相続認可申請書	
	☐	別紙一	営業所一覧表	
	☐		営業所の写真提出用台紙	※ R3.4.1以降追加(県ホームページ参照)
	☐	別紙二	営業所技術者等一覧表	
	☐			戸籍謄本等(被相続人との続柄を証する書類)
申請者以外に相続人がいない場合	☐	☐		申請者以外の相続人の同意書
	☐	第22号の11	誓約書(健康保険等に関する届出の誓約書)	
	☐	第2号	工事経歴書	
	☐	第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	
	☐	第4号	使用人数(※予定人数を記載)	
	☐	第6号	誓約書	
	☐			登記されていないことの証明書(法務局発行)
	☐			身分証明書 ※外国人:国籍の記載された住民票
様式第7号の2による申請 (常勤役員等を直接に補佐 する者がいる場合)(注1)	☐	☐	第7号 常勤役員等(経營業務の管理責任者)証明書	
	☐	☐	別紙 常勤役員等の略歴書	
	☐	☐		常勤性の確認資料(別紙2)
	☐	☐		経営管理経験の確認資料(別紙1)
様式第7号による申請 (常勤役員等を直接に補佐す る者がいない場合)(注1)	☐	☐	第7号の2 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	
	☐	☐	別紙一 常勤役員等の略歴書	
	☐	☐	別紙二 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	
	☐	☐		常勤役員等の常勤性の確認資料(別紙2)
	☐	☐		常勤役員に係る経営管理経験の確認資料(別紙1)
	☐	☐		常勤役員を直接に補佐する者に係る確認書類(別紙1)
	☐	☐	第7号の3 健康保険等の加入状況(※承継日から2週間以内に提出)	
	☐	☐		保険加入の確認資料(別紙2)
	☐	☐	第8号 営業所技術者等証明書(新規・変更)	
	☐	☐		常勤性の確認資料(別紙2)
指定学科卒業該当者なし(注2)	☐	☐		卒業証明書(卒業証書の場合は、写しを提出、原本持参)
実務経験該当者なし(注2)	☐	☐	第9号 実務経験証明書	
	☐	☐		実務経験の確認資料(別紙1)
資格保有該当者なし(注2)	☐	☐		資格証等の提示+写しの提出 (監理技術者資格者証等の携帯義務のあるものは写しのみで可)
第15条第2号ロ該当者なし	☐	☐	第10号 指導監督的実務経験証明書	
	☐	☐		指導監督的実務経験の確認資料(別紙2)
令第3条該当者なし(経營業務管理責任 者たる支配人のみの場合も省略可)	☐	☐	第11号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
経營業務管理責任者は省略可	☐	☐	第12号 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	
令第3条該当者なし	☐	☐	第13号 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	
	☐	☐	第18号 貸借対照表(個人用)	
	☐	☐	第19号 損益計算書(個人用)	
自己資本500万円以上(個人で決算未 到来を除く)、または 直前5年間許可を受けて継続営業	☐	☐		財産的基礎の確認資料(別紙2)
支配人登記をしていない個人事業主	☐	☐		履歴事項全部証明書(支配人登記をした個人)
	☐	☐	第20号 営業の沿革	
	☐	☐	第20号の2 所属建設業者団体	
	☐	☐	第20号の3 主要取引金融機関名	
	☐	☐	個人事業税納税証明書 ※未納のない証明書では不可 (決算未到来の事業者の場合:県税事務所への法人等設立届(写))	

(注1) 様式第7号又は様式第7号の2のうち、いずれかでの申請が必要

(注2) 指定学科卒業、実務経験、資格保有のうち、一以上に該当することが必要(指定学科卒業、一部の資格保有は、実務経験も必要)

◆ 経営管理経験の確認資料

区分	確認資料	備考
個人事業主としての経験	【標準】 ・確定申告書(写) ※給与所得がある場合は右欄参照 ・契約書等(写)(年1件以上) 【許可業者での経験】 ・直近の許可書(写)＋営業の沿革(写)、または、必要年数分の許可書(写) ・必要に応じて当時の様式第7号(写)	【給与所得あり】 ・年金記録等で雇用期間が確認できる場合は、その期間を控除 ・確認できない場合は、応相談
法人役員としての経験	【標準】 ・法人税・消費税申告書(写) ・契約書等(写)(年1件以上) ・商業登記 【許可業者での経験】 ・直近の許可書(写)＋営業の沿革(写)、または、必要年数分の許可書(写) ・当該法人の商業登記 ・必要に応じて当時の様式第7号(写)	※大臣及び他都道府県許可業者での経験の場合、許可書(写)は、経験年数分が必要

【必要経験年数】

【1名にて経営管理体制を有する場合】(建設業法施行規則(以下、「規則」)第7条第1号イ該当)

- ・イ(1)又はイ(2)該当:5年
- ・イ(3)該当:6年

【常勤役員等を直接に補佐する者(以下「補佐者」を置くことで経営管理体制を有する場合】(規則第7条第1号ロ該当)

- ・ロ(1)該当:建設業の役員等2年、かつ建設業に関し役員等に次ぐ職制上の地位にある者として5年
 - ・ロ(2)該当:役員等として5年、かつ、建設業の役員等2年
- (いずれも、申請者における5年以上の財務管理、労務管理、業務運営の業務経験を有する補佐者をそれぞれ置くこと)
 ※規則第7条第1号ロ該当での申請は個別認定となります。

【常勤役員等を直接に補佐する者の確認資料】(規則第7条第1号ロ該当)

- ・法人税・消費税確定申告書(写)及び契約書等(写)を5年分で年1件、商業登記
 - ・業務分掌規程その他これに準ずる書類
 - ・当時の組織図、過去の稟議書(5年分で年1件)、その他これに準ずる書類
(被認定者の経験が「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験に該当することを確認)
 - ・人事発令書その他これらに準ずる書類、5年の在職確認として被認定者の社会保険証(写)又は年金記録(写)
(申請事業者における在籍期間を確認するための書類)
 - ・組織図、事務決裁規定
(申請日時点で当該常勤役員との間に他の者を介在させることなく直接指揮命令を受ける者であること)
- ※規則第7条第1号ロ該当での申請は個別認定となります。

◆ 実務経験の確認資料

確認資料	備考
【標準】 ・契約書等(写)(年1件以上) ・当時の常勤確認書類(年金記録(写)、または、保険証(資格取得年月日が実務経験の始期以前ののものに限る)(写)) 【許可業者での営業所技術者等経験あり】 ※福岡県知事許可業者での経験に限る ・当時の許可書(写) ・当時の様式第8号(写) ・当時の様式第9号(写)	

【必要経験年数】

- ・イ該当者 … 指定学科卒業後、大学・高専:3年、高校:5年
- ・ロ該当者 … 10年
- ・解体経過措置該当者 … 1年(確認資料:複数年にわたる経験がある場合は2件分(異なる年)、1年の場合は3件分)

【契約書等(契約書、注文書、請求書、県土整備事務所受付印のある決算変更届出の表紙及び工事経歴書)に関する留意事項】

- ・記載内容から、建設工事の種類が判別できるものに限る【重要】※日付・金額・工事内容・会社名(申請者名)等のマスキング不可
 - ・疑問点がある場合は、追加資料の提出を求めることがある
 - ・注文書の場合は、許可申請者が受注したもの(発注したものは不可、見積書不可)
 - ・一式工事は、一式であることが明らかな場合(新築等)を除き、内訳が確認できるものに限る
 - ・適法な工事に限る(資格、業者登録等)【重要】
- ※建設工事に該当しないものの例: 除草、伐採、剪定、除雪、清掃、側溝浚渫、保守、点検、測量、調査等

◆ 指導監督的実務経験の確認資料

確認資料	備考
・契約書(提示) + (写) ※元請工事に限る	【JVの子の場合】 ・JV協定書(提示) + (写) + 契約書(写)

◆ 財産的基礎の確認資料

確認資料	例外(H30.02.01時点の運用)
500万円以上の残高証明書または 融資証明書 (同一証明基準日の残高証明書等 は合算可)	固定資産評価証明書 + 登記事項証明書 (抵当権設定額控除後500万円以上) (根抵当権の場合で融資残高証明書があるときは、当該額控除後500万円以上)

※特定建設業の場合は、次の条件を満たすことが必要

①資本金2,000万円以上 ②自己資本4,000万円以上 ③流動比率75%以上 ④欠損がある場合、額が資本金の20%以下

◆ 常勤性の確認資料

区分	確認資料
協会けんぽ [†] 等	・健康保険被保険者証(写)
土健保 [‡] 等	・土健保等の国民健康保険証(写)
後期高齢者	・後期高齢者医療被保険者証(写) + 出勤簿(写) + 賃金台帳(写) (事業主・代表取締役は、保険証のみで可)
上記以外	・国民健康保険証(写) + 出勤簿(写) + 賃金台帳(写) (事業主・代表取締役は、保険証のみで可)
他社の取締役を兼務している場合	上記に加え、他社の代表取締役(被証明者以外)による非常勤証明書
出向者の場合 [*]	上記に加え、出向契約書(写)等

[†]全国健康保険協会、[‡]全国土木建築国民健康保険組合

^{*}出向者は、現場に配置する主任技術者・監理技術者にはなりません(国交省「監理技術者制度運用マニュアル」)

◆ 保険加入の確認資料

【健保・厚生年金】

区分	確認資料
健保を年金事務所で加入 (協会けんぽ)	下記いずれか ・保険料領収証書(写) ・保険料納入告知額・領収済額通知書(写) ・厚労省発行の社会保険料納入証明書 ・年金事務所発行の社会保険料納入確認書 ・標準報酬決定通知書(写)
大手企業等の健保組合に加入	・組合発行の加入証明書 + 年金の保険料領収証書(写) ※様式第7号の3の「事務所整理番号等」欄には、組合の名称を記載
土健保等、職別の国民健康保険組合に加入	下記いずれか ・年金事務所発行の適用除外承認書(写) + 年金の保険料領収証書(写) ・組合発行の加入証明書 + 年金の保険料領収証書(写) ・組合の保険料領収証書(写) + 年金の保険料領収証書(写) ※様式第7号の3の「事務所整理番号等」欄には、組合の名称を記載

【雇用保険】

	確認資料
申告納付	・保険料申告書(要受付印)(写)
口座振替	・保険料申告書(要受付印)(写)
労働保険事務組合に委託	下記いずれか(番号未記載の場合は、番号が分かる書類を添付) ・雇用保険料の領収書(写) ・雇用保険料の納入済証明書 ※いずれも、労働保険番号の左から3桁目が3、または、11桁目が0,1のものに限る
その他	・労働局発行の労働保険料納付証明書

ク 変 更 届 出 書 及 び 添 付 書 類 一 覧 表

【変更届出等欄 記号の説明】

◎－ 必要書類

▲－ 該当する場合に提出

☆－ 「建設業許可事務ガイドライン【第5条及び第6条関係】2. (15)②(b) (c)」に該当する場合は省略可能。

「役員等(a)」新たな者が役員等になった場合、「役員等(b)」既に役員等として登録されているものに変更があった場合、「役員等(c)」既に役員等として登録されている者が当該建設業者の役員等でなくなった場合

令和7年1月21日より適用

様式番号	申請書及び添付書類	変 更 届 出 等															
		商号等	営業所に係る変更	営業所の新設	資本金	役員等 (a)	役員等 (b)	役員等 (c)	使用人 令3条	経営管理者	営業所技術者等	(決算報告 変更 届)		欠格要件等	廃業 (全部業種)	廃業 (一部業種)	健康保険等の加入 状況(従業員数の加入 を除外)
第1号	建設業許可申請書																
別紙一	役員等の一覧表					◎	◎	◎		注1							
第2号	工事経歴書 (注3)											◎	◎				
第3号	直前3年の各営業年度における工事施工金額											◎	◎				
第4号	使用人数											▲	▲				
第6号	誓約書		注2	◎		◎	☆	☆	◎	注1							
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書 (注4)									▲							
別紙	常勤役員等の略歴書									▲							
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第一面)(第二面)(第三面)(第四面) (注4)									▲							
別紙一	常勤役員等の略歴書									▲							
別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書									▲							
第7号の3	健康保険等の加入状況											▲	▲				◎
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)		注2	◎							◎					注2	注2
—	卒業証明書 (必要に応じて履修科目証明書等を添付) (注5)										▲						
第9号	実務経験証明書(注6)										▲						
—	資格証・合格証明書等の写し(原本提示の上写しを提出。) (原本の提示については、携帯を義務付けられているもの(電気工事士免状、消防設備士免状)を除く)										▲						
第10号	指導監督の実務経験証明書(届出の際は記載された工事の工事請負契約書の原本を提示し写しを提出)(注6)										▲						
第11号	建設業法施行令3条に規定する使用人の一覧表		注2	◎					◎	注1		▲	▲				
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書					◎	☆	☆									
第13号	建設業法施行令3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書		注2	◎					◎	注1							
第14号	株主(出資者)調書				◎	▲	▲	▲									
第15号	貸借対照表(法人用)											◎					
第16号	損益計算書(法人用)											◎					
第17号	「株主資本等変動計算書」・様式第17号の2「注記表」(法人用)											◎					
第17号の3	様式第17号の3「附属明細表」・事業報告書(株式会社のみ)											▲					
第18号	貸借対照表(個人用)												◎				
第19号	損益計算書(個人用)												◎				
—	定款(法人)											▲					
—	商業登記全部事項証明書(変更届出については一部事項証明書で可) (注5)	◎	▲	▲	◎	◎	◎	◎		▲							
—	法人・個人事業税納税証明書 (注5) (注7)											◎	◎				
—	許可申請者等に係る登記事項証明書(注5) (注8) 【法務局発行の「登記されていないことの証明書」】 許可申請書及び添付書類一覧表の注意書きを参照		注2	▲		◎	☆	☆	◎	注1							
—	許可申請者等に係る市町村の長の証明書(注5) (注8) 【本籍地の市町村発行の「身分証明書(通称)」】 許可申請書及び添付書類一覧表の注意書きを参照		注2	▲		◎	☆	☆	◎	注1							
第22号の2 (第一面)	変更届出書(第一面) (注2)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					◎	◎
第22号の2 (第二面)	変更届出書(第二面) (注2) (注9)		▲	◎							注2					◎	◎
第22号の3	届出書(欠格要件等)		注2							▲	▲			◎	▲	▲	▲
—	変更届出書(決算終了後の届出)											◎	◎				
第22号の4	廃業届(注10)													▲	◎	◎	
—	健康保険証等(写) (注11)			◎					◎	◎							
—	営業所の写真 (注12) ※台紙様式あり		▲	◎													
	・その他の添付書類・確認資料(必要に応じて、指示された書類を提示ないし提出してください)																

(注1)

常勤役員等(経營業務の管理責任者)に関する変更手続きについて
常勤役員等(経營業務の管理責任者)の変更に際して役員等(法人)又は支配人(個人)の変更を伴う場合は、それぞれ役員等又は建設業法施行令第3条使用人に関する届出を必ず併せて行うこと(詳細はそれぞれの欄を参照)。

(注2)

営業所(主たる営業所・従たる営業所を問わず、すべての営業所)に関する変更手続きについて
従たる営業所が新設又は廃止される場合は、建設業法施行令第3条使用人及び営業所技術者等に関する届出を必ず併せて行うこと(詳細はそれぞれの欄を参照)。
営業所が営業しようとする建設業に変更がある場合(営業所の業種変更)は、営業所技術者等に関する届出を必ず併せて行うこと(詳細はその欄を参照)。
(「主たる営業所が営業しようとする建設業に変更がある場合」は、業種追加申請、廃業届(一部業種)、般・特新規申請などになることが多い。)

(注3) 決算報告(決算変更届)において、許可業種の中で1年間工事の実績がない場合は、「理由書(任意様式)」を提出すること。

(注4)、(注6)

新たに「常勤役員等(経營業務の管理責任者)」となる者がいる場合の確認は、許可申請時における内容と同じ。
また、新たに「常勤役員等を直接に補佐する者」となる者がいる場合についても、許可申請時における内容と同じ。
新たに営業所技術者等の実務経験を証明しようとする場合は、許可申請時における内容と同じ。

(注5) 各証明書については、届出日前3月以内に発行されたものに限る。

(注7) 法人で、県税の納税証明書については、税目名が「法人事業税・地方法人特別税」となる。

(注8) 顧問、相談役、株主等は除く。

(注9) 用紙が2枚以上にわたる場合、「主たる営業所」欄は、1枚目のみに記載すればよい。

(注10) 廃業等の届出要件(法第12条、法第17条)

○全部の業種の廃業(全廃業)

下記の事項に該当するときは、30日以内に廃業届(様式第22号の4)を提出してください。

廃業等の届出事項	届出をすべき者及び添付書類
1. 許可に係る建設業者(個人事業主)が死亡したとき(相続人が法第17条の3第1項の認可の申請をしなかったときに限る。)	その相続人 (例:配偶者、直系尊属、子) ・ 戸籍謄本(個人事業主の死亡及び届出者が相続人であることが確認できるもの。)
2. 法人が合併により消滅したとき(消滅までに、合併後存続する法人又は合併により設立される法人について法第17条の2第2項の認可がされなかったときに限る。)	その法人の役員であったもの (役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。) ・ 届出者が当該法人の役員であったことがわかる登記事項証明書又は閉鎖事項全部証明書など
3. 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	手続中はその破産管財人。破産手続終了後はその法人の役員であったもの。 ◎ 破産管財人の場合 ・ 裁判所発行の「破産管財人選任証明及び印鑑証明書」 ◎ 「その法人の役員であったもの」の場合は上記2に同じ。
4. 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	清算中はその清算人。清算終了後はその法人の役員であったもの。 ◎ 清算人の場合 ・ 当該法人の清算人であることがわかる登記事項証明書又は履歴事項全部証明書 ◎ 「その法人の役員であったもの」の場合は上記2に同じ。
5. 許可を受けた建設業を廃止したとき(法第17条の2第1項又は第3項の認可を受けたときを除く。)	個人事業主(本人)、法人自体(法人が存続)、その法人の役員であったもの(法人が消滅) ◎ 個人事業主(本人)、法人自体(法人が存続)の場合は添付書類なし ◎ 「その法人の役員であったもの」の場合は上記2に同じ。

※ 必要に応じて以下の書類の提出、提示を求めます。特に表5による届出の場合は、様式の押印廃止に伴い、届出者(提出者を含む。以下同じ。)の本人確認を徹底します。

- ・ 届出者の写真付の身分証明書(運転免許証など)
- ・ 届出者や当該法人の印鑑証明
- ・ 変更届(個人の住所や氏名、法人の商号や所在地、代表者に変更がある場合)、その他の資料

○一部の業種の廃業(一部廃業)

一部廃業の場合は、廃業届(様式第22号の4)に加え、変更届出書(第1面・第2面)(様式第22号の2)も必要となる。
また、営業所の廃止や営業所技術者等の削除(後任がいらない場合)を伴う場合は、届出書(様式第22号の3)の提出も必要。

(注11)

営業所を新設する際は営業所技術者等、変更届の場合は常勤役員等(経營業務の管理責任者)、常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等の変更届に添付。
なお、健康保険証(写)は、「保険者番号」及び「被保険者等記号・番号」部分を必ずマスキングしたうえで提出すること。
「健康保険被保険者証(写)(全国健康保険協会(協会けんぽ)や、組合管掌健保が発行したもの)」ないし「全国土木建築国保組合等の国民健康保険証(写)」
市町村の国民健康保険証の写しの場合は、出勤簿及び賃金台帳の写しなどを添付(事業主・代表取締役を除く)。

(注12)

営業所の形態を確認できるもので、建物の外観、入口付近、営業所の内部及び建設業許可標識を撮影したもの。

ケ 建設業許可 Q & A

- Q 1. 建設業の許可を取りたいのですが、どうしたらよいでしょうか。
- Q 2. 建設業の許可の有無や内容を知りたいのですが、どうしたらよいでしょうか。
- Q 3. 建設業の有効期限が某年某月までですが、更新はいつから申請できるのでしょうか。
- Q 4. 建設業の許可の更新申請済みですが、許可の有効期限を過ぎてしまいました。どうしたらよいでしょうか。
- Q 5. 書類を提出しましたが、新規・更新の許可の連絡はいつ来るのでしょうか。
- Q 6. 登記されていないことの証明書・身分（身元）証明書はどこで発行されますか。
- Q 7. 申請書に添付する書類で（１）登記されていないことの証明書、（２）身分証明書、（３）法人・個人事業税納税証明書、（４）（商業登記）履歴事項全部証明書（法人）などの所定の添付資料以外にも添付する書類がありますか。
- Q 8. 廃業届の出し方が知りたいのですが。
- Q 9. 許可を取りたいのですが、申請書類は何部作成すればいいのでしょうか。
- Q10. 建設業の各種届出様式等の用紙はどこで手に入れることができますか。
- Q11. 建設業許可の申請はどこで行うのですか。
- Q12. 申請・届出を郵送で行いたいのですが、可能ですか。
- Q13. 手数料はどうやって納めるのでしょうか。現金や振込みで可能でしょうか。
- Q14. 建設事業者の許可の内容等を知りたいのですが、書類の閲覧はどうしたらよいのでしょうか。また、何が見られるのでしょうか。
- Q15. 県土整備事務所へはどう行ったらよいでしょうか。
- Q16. 許可証明を取るには、何が必要でしょうか。
- Q17. すでに提出した決算終了後の変更届出書を訂正するにはどうすればよいでしょうか。
- Q18. 一式工事の許可を取得すれば、専門工事も施工できますか。
- Q19. 一般建設業と特定建設業で請負金額の制限はありますか。
- Q20. 太陽光発電システムの設置工事はどの業種になりますか。
- Q21. 電気工事業の建設業許可をとっただけでは電気工事業を営むことはできないという噂を聞いたのですが、本当でしょうか。

Q 1. 建設業の許可を取りたいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A. < 1 > 建設業の許可を受けるには

法第7条に規定する5つの「許可要件」を備えていること及び同法8条に規定する「欠格要件」に該当しないことが必要です。

なお、「許可要件」及び「欠格要件」については、以下のとおりです。

建設業とは	元請・下請その他いかなる名義を持ってするかを問わず、建設工事の請け負いに関することを営業とすることをいいます。
許可を必要とする者とは	建設業を営もうとする方で、法令で定められた「軽微な工事」のみを請け負う場合を除いては、29の業種ごとに建設業の許可を受けなければなりません。ただし、次に掲げる工事（軽微な工事）のみを請け負う場合は、必ずしも建設業許可を必要としません。 ・ 建築一式工事・・・工事一件の請負額が1,500万円未満の工事、又は延べ面積が150平方メートル未満の本造住宅工事 ・ 建築一式工事以外の工事・・・工事一件の請負額が500万円未満の工事 ※請負額には消費税を含みます。

建設業の種類（29業種）

土木工事業	建築工事業	大工工事業	左官工事業
とび・土工工事業	石工事業	屋根工事業	電気工事業
管工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業	鉄筋工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業	ガラス工事業
塗装工事業	防水工事業	内装仕上工事業	機械器具設置工事業
熱絶縁工事業	電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業
建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業	清掃施設工事業
解体工事業			

許可の種類

福岡県知事許可	福岡県内にのみ営業所を設ける場合に必要です。
国土交通大臣許可	福岡県以外にも営業所を設ける場合に必要です。

許可の区分

特定建設業の許可	元請として、一件の建設工事につき、そのすべての下請契約の下請代金の合計金額が5,000万円（建築工事業については8,000万円）以上の場合に必要です。
一般建設業の許可	元請として下請に発注する下請代金の合計金額が5,000万円（建築工事業については8,000万円）以上の工事は契約できません。

一般建設業の許可を受けるためには、以下の資格要件を備えていることが必要です。（法第7条、第8条、第15条）

1 経營業務の管理責任者がいること（建設業法第7条第1号）

申請者が、法人の場合は常勤の役員のうち1人が、個人の場合は本人（又は支配人・登記をした者）が、下記のいずれかに該当すること。

（イ）常勤職員等（法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合においてはその者又は支配人をいう。）のうち1人が次のいずれかに該当する者であること。

- （1） 建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- （2） 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として5年以上経營業務を管理した経験を有する者
- （3） 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者として6年以上経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者

（ロ）常勤役員等のうち1人が次の（1）（2）いずれかに該当する者であって、かつ、当該建設業者における財務管理の業務経験、労務管理の業務経験、運営業務の業務経験について5年の経験を有する者を直接に補佐する者としてそれぞれ置く（一人が複数の経験を兼ねることが可能）ものであること。

- （1） 建設業の財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの業務に関し、建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の建設業の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位における経験を有する者
- （2） 建設業の役員等の経験2年以上を含む5年以上の役員等の経験を有する者

2 社会保険への加入（施行規則第7条第2号）

許可を受けようとする事業者が、次のいずれにも該当する者であること

イ 健康保険法第3条第3項に規定する適用事業所に該当する全ての営業所に関し、健康保険法施行規則第19条第1項の規定による届書を提出した者であること

ロ 厚生年金保険法第6条第1項に規定する適用事業所に該当する全ての事業所に関し、厚生年金保険法施行規則第13条第1項の規定による届書を提出した者であること

ハ 雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業所に該当する全ての営業所に関し、雇用保険法施行規則第14条第1項の規定による届書を提出した者であること

3 営業所技術者等がいること（建設業法7条第2号）

建設業を行う営業所ごとに、次のいずれかの要件を満たす技術者が常勤していること。

- （1）許可を受けようとする業種に関して、別に定める国家資格を有する者
- （2）高等学校（又は大学等）で、許可を受けようとする業種に関連する学科を卒業して、5年（又は3年）以上の実務経験を有する者
- （3）許可を受けようとする業種に関して、10年以上の実務経験を有する者

※ 特定の許可を受けようとするときは、さらに要件があります。

4 請負契約に関して誠実性を有していること（建設業法第7条第3号）

許可を受けようとする者が、「請負契約に関して不正又は不誠実な行為」をするおそれが明らかな者でないこと。

5 財産的基礎又は金銭的信用があること（建設業法第7条第4号）

次のいずれかの要件を満たしていること。

- （1）自己資本額が500万円以上であること。
- （2）500万円以上の資金調達能力の証明があること。
- （3）許可申請の直前過去5年間、許可を受け継続して建設業を営業した実績があること。

6 その他（欠格要件に該当しないこと）（建設業法第8条）

- （1）許可申請書又はその添付書類中、重要な事項について虚偽の記載があったり、重要な事実の記載が欠けているとき。
- （2）申請者や申請する法人の役員等に、以下に該当する者がいる場合
 - 破産者で復権を得ない者
 - 禁錮・罰金などの刑を受け、一定の期間を経過していない者
 - 暴力団の構成員である者、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - 暴力団員等がその事業活動を支配する者

＜2＞特定建設業許可の要件

特定建設業の許可を申請する場合、上記3及び5について、さらに次の要件が必要です。

営業所技術者等 ・ 指定7業種（土木・建築・電気・管・鋼構造物・舗装・造園の各工事業）

→施工管理技士などの1級資格者又はこれに類する者

・ それ以外の業種

→指導監督の実務経験（発注者から直接請け負い、その請負代金が4,500万円以上であるものに関して2年以上の工事实績）を有する者

財産的基礎	資本金	・・・	2,000万円以上
	自己資本	・・・	4,000万円以上
	流動比率	・・・	75%以上
	欠損の額	・・・	資本金の20%以内

Q2. 建設業の許可の有無や内容を知りたいのですが、どうしたらよいでしょうか。

A. 建設業許可についての内容は、閲覧制度がありますので、所管する主要県土整備事務所で対応しています。（Q14参照）

Q3. 建設業の有効期限が某年某月までですが、更新はいつから申請できるのでしょうか。

A. 建設業許可の更新申請は、許可満了の3ヶ月前から受け付けますが、遅くとも1ヶ月前までに申請してください。ただし、1ヶ月前を過ぎて許可の有効期間内（有効期間満了日が閉庁日（土、日、祝日、年末年始）の場合はその前日まで）であれば受け付けています。

また、業種追加と同時に許可更新を申請する場合は、審査期間が一定期間必要ですので、知事許可は、許可更新日の2ヶ月前までに申請を行うようにしてください。

Q 4. 建設業の許可の更新申請済みですが、許可の有効期限を過ぎてしまいました。どうしたらよいでしょうか。

A. 更新申請を受付済の場合は、更新の可否が明らかになるまでは、有効期限が過ぎても現在の許可が有効です。それまでは、現在の許可番号をご使用下さい。

Q 5. 書類を提出しましたが、新規・更新の許可の連絡はいつ来るのでしょうか。

A. 県知事所管分の標準処理期間については、下記のとおりとなっておりますので、処理期間まで、今しばらくお待ち下さい。

なお、受付書類に補正等がある場合は、それに要した日数が下記の期間に加算される場合がありますのでご注意下さい。

建設業許可の更新： 1 ヶ月

新規並びに追加： 2 ヶ月

Q 6. 登記されていないことの証明書・身分（身元）証明書はどこで発行されますか。

A. 登記されていないことの証明書は

福岡法務局戸籍課 092-721-9334（ダイヤルイン）に発行申請します。

〒810-8513 福岡市中央区舞鶴 3-5-25

郵送申請の場合は

東京法務局後見登録課

〒102-8225 東京都千代田区九段南 1-1-1 九段第2合同庁舎

に発行申請をします。

身分証明書は、証明される人の戸籍のある市町村に発行申請します。

申請手続きについてはそれぞれに照会して確認ください。

Q 7. 申請書に添付する書類で（1）登記されていないことの証明書、（2）身分証明書、（3）法人・個人事業税納税証明書、（4）（商業登記）履歴事項全部証明書（法人）などの所定の添付資料以外にも添付する書類がありますか。

A. 下記はあくまでも主なもので、場合により追加で必要書類の提出を求めることがあります。

1 営業所技術者等・経營業務管理責任者の非常勤証明書（他法人で兼務の場合）

2 主たる営業所と謄本上の本店と所在地が異なる場合の理由書等

なお、1年以上許可業種の工事实績が無い場合の理由書は、決算後の変更届に添付することになってます。

Q 8. 廃業届の出し方が知りたいのですが。

A. 1 廃業届はその理由によって、届出者や廃業届に添付する書類が変わります。廃業届は法律で様式が定められており、県土整備事務所内の販売所及び建設業協同組合等で販売しています。

2 商号・代表・所在地等の変更があれば、先にそれらの変更届が必要です。

【廃業届と併せて提出が必要な書類】

理由	届出者	添付書類
任意の廃業	申請者	なし
破産	破産管財人	裁判所発行の破産管財人の証明書
法人の解散		
（１）清算中	清算人	商業登記簿謄本
（２）清算終了	元役員	閉鎖登記簿謄本
合併による解散	元役員	消滅会社の閉鎖登記簿謄本
個人業者の死亡	相続人	戸籍謄本等の本人死亡日及び届出人との続柄がわかるもの

※いずれの場合も主要県土整備事務所の場合、正本１通、副本１通が必要です。

Q 9. 許可を取りたいのですが、申請書類は何部作成したらよいのでしょうか。

A. 県知事許可

主要県土整備事務所２部（正本１部、副本１部）が必要です。

一般県土整備事務所管轄の場合は３部（正本１部、副本２部）が必要です。

ただし、公的証明（納税証明書、登記簿謄本、残高証明書等）については、副本はコピーで構いません。

※ 主要県土・一般県土の別は巻末の参考資料 173 頁を参照して下さい。

Q10. 建設業の各種届出様式等の用紙はどこで手に入れることができますか。

A. 建設業の許可申請書、変更届等

県土整備事務所内の販売所及び福岡県建設業協同組合等で販売しています。

また、福岡県建築指導課のホームページからのダウンロードもできます。

Q11. 建設業許可の申請はどこで行うのですか。

A. 主たる営業所（本店）の所在地を管轄する県土整備事務所です。（173 頁参照）

Q12. 申請・届出を郵送で行いたいのですが、可能ですか。

A. 建設業許可は、窓口審査が必要な業務であり、また受付した副本を申請者に交付するため、郵送による申請はお受けしておりません。また事業所のある地域の県土整備事務所が提出先であるため、郵送が特段必要とされないこともお受けできない理由です。（Q 15 参照）

Q13. 手数料はどうやって納めるのでしょうか。現金や振込みで可能でしょうか。

A. 現金や振込みでのお取り扱いはありません。

県知事許可の場合は、福岡県領収証紙を専用の台紙に貼付していただきます。

県の領収証紙につきましては、購入後の返金交換が基本的に出来ないため、なるべく窓口での申請書類確認後にご購入下さい。

事前購入される際は、申請者の自己責任となりますのでご注意ください。

福岡県外で、福岡県領収証紙を販売しているのは、福岡銀行東京支店（東京都中央区）のみとなっています。

建設業許可 【知事許可】	新規	福岡県領収証紙	90,000 円
	追加	福岡県領収証紙	50,000 円
	更新	福岡県領収証紙	50,000 円
	証明	福岡県領収証紙	1 通 400 円

※ 建設業の許可については一般・特定の申請書毎に上記手数料が必要です。

**Q14. 建設事業者の許可の内容等を知りたいのですが、書類の閲覧はどうしたらよいのでしょうか。
また、何が見られるのでしょうか。**

A. 現に有効な建設業許可に係る申請及び届出書類（過去 5 年間分）は、法定により閲覧することができます。

閲覧の要領については、下記のとおりです。

1 閲覧所

（１）福岡県土整備事務所建築指導課

福岡・那珂県土整備事務所管内に主たる営業所がある業者（大臣許可除く）が提出した申請書類等

（２）北九州県土整備事務所建築指導課

北九州県土整備事務所管内に主たる営業所がある業者（大臣許可除く）が提出した申請書類等

（３）久留米県土整備事務所建築指導課

久留米・南筑後・八女・朝倉県土整備事務所管内に主たる営業所がある業者（大臣許可除く）が提出した申請書類等

（４）飯塚県土整備事務所建築指導課

飯塚・直方・田川・京築県土整備事務所管内に主たる営業所がある業者（大臣許可除く）が提出した申請書類等

2 閲覧時間

午前 9 時半～12 時 午後 1 時～4 時半（閲覧規則の定めによります）

（土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く）

3 閲覧申請件数

1 人 1 日 5 件まで。

4 閲覧申請方法

備え付けの各申請書用紙に、申請者の会社名・所在地・電話番号氏名・閲覧目的及び閲覧したい業者の許可（免許・登録）番号・業者名を記名いただきます。

5 費用

無料

6 注意事項

閲覧は課内の所定箇所でのみで、謄写はできません。閲覧資料は、順番にファイルされていますので、順番を変えないようにしてください。

7 その他

国土交通大臣の許可を受けた建設業者であって県内に主たる営業所を有するものに係る書類等は、九州地方整備局で閲覧することができます。

Q15. 県土整備事務所へはどう行ったらよいでしょうか。

A. 各県土整備事務所建築指導課の住所及び電話番号は本書 173 頁のとおりです。

Q16. 許可証明を取るには、何が必要でしょうか。

A. 交付 1 通につき「400 円の手数料」が必要です。

申請の際には「事業者名」と「許可番号」を記入していただきますので、事前にお調べの上で来所下さい。

なお、事業者本店所在地を管轄する県土整備事務所での申請をお願いします。

手数料 400 円は福岡県領収証紙で納めていただきます。

福岡県領収証紙は各県土整備事務所の庁舎内で販売していない場合がありますので、事前にお電話等でご確認下さい。

Q17. すでに提出した決算終了後の変更届出書を訂正するにはどうすればよいでしょうか。

A. 決算終了後の変更届出書は受け付けた直後から閲覧の対象となっているため、提出した書類そのものへの訂正や差し替えはできません。

直前決算期についてのみ某月某日受付分の再提出という形で再度受け付けいたしますので、表紙（前回提出した変更届の写し）と訂正部分を一緒にお持ちください。（例えば、表紙と工事経歴書のみ。表紙と財務諸表のみ。等）

※大臣許可業者の場合は、九州地方整備局（092-471-6331）にご確認下さい。

Q18. 一式工事の許可を取得すれば、専門工事も施工できますか。

A. 500 万円以上の専門工事を請け負うことはできません。

例えば土木一式工事業の許可を持っても 500 万円以上のとび・土工工事や舗装工事などを請け負うことはできません。

また、建築一式工事業の許可を持っても 500 万円以上の大工工事や内装仕上工事などを請け負うことはできません。

（注）「建築一式工事」とは、原則、建築確認を必要とする新築及び増改築工事を、元請で請け負うことを指します。それ以外の工事は、原則として各業種の専門工事となります。

Q19. 一般建設業と特定建設業で請負金額の制限はありますか。

A. 一般建設業と特定建設業の違いは、下請に出せる契約金額に違いがあります。発注者から請け負うことができる金額に制限はありません。

発注者から直接請け負った1件の建設工事につき、総額5,000万円以上（建築一式は8,000万円以上、消費税額を含みます）を下請に出す場合に、特定建設業の許可が必要です。

なお、このような制限は、発注者から直接請け負う建設工事に関するもので、下請として工事を施工する場合には関係ありません。

Q20. 太陽光発電システムの設置工事はどの業種になりますか。

A. 太陽電池モジュール等により、太陽光エネルギーを直接電気に変換し利用する太陽光パネル等の設置工事は、電気工事に該当します。

ただし、太陽電池が組込まれた屋根材一体型及び太陽電池自体が屋根材として機能する屋根材型の設置工事は、屋根工事に該当します。

Q21. 電気工事業の建設業許可をとっただけでは電気工事業を営むことはできないという噂を聞いたのですが、本当でしょうか。

A. 本当です。電気工事を自ら行う場合は、電気工事業法第34条第4項の「みなし登録」の手続きが必要です。もし、登録がないまま請負ったときは下請けに出すしかありません。また、登録を怠っている業者に対しては、第40条第1号により「2万円以上の罰金」が課せられるおそれがあります。

「みなし登録」の手続きについては、次の担当課にご照会下さい。

→福岡県商工部工業保安課高圧ガス電気係（電話：092-643-3439）

建設業許可申請等の手引き

令和5年5月作成

編集 福岡県建築都市部建築指導課

発行 福岡県建設業協同組合

福岡市東区箱崎1丁目1番1号

福岡土木会館

〒812-0053 電話 092-641-5060

FAX 092-641-5210

(許可なく複製を行い販売することを禁じる)